## 令和2年9月定例会

農水経済委員会 予算決算委員会(農水経済分科会) 会議録

長 崎 県 議 会

# 目 次

(委員間討議)	
1、開催日時・場所	1
2、出 席 者	1
3、経 過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1
毎旦75日守に戻りる女兵同的城 (加城 )	
(第1日目)	
	2
1、開催日時・場所	
2、出 席 者	
3、審 査 事 件	
4、付 託 事 件	2
5、経 過	
(産業労働部)	
分科会	
産業労働部長予算議案説明	3
産業政策課長補足説明	4
企業振興課長補足説明	4
経営支援課長補足説明	5
雇用労働政策課長補足説明	6
予算議案に対する質疑	
予算議案に対する討論	
委員会	23
請願審査	2 3
産業労働部長所管事項説明	
議案外所管事項に対する質問	3 2
(第2日目)	
1、開催日時・場所	4 0
2、出 席 者	4 0
3、経 過	
(水産部)	
分科会	
水産部長予算議案説明	4 0
水産加工流通課長補足説明	
漁港漁場課長補足説明	
7 66 44 67 1 - 1 - 1 - 2 55 67	
予算議案に対する討論	5 9
委員会 	
水産部長総括事項説明	6 0
漁業振興課長補足説明	6 2
議案に対する質疑	6 3

議案に対する討論	6 6
陳 情 審 査	6 6
漁政課長補足説明	7 0
漁業振興課長補足説明	7 3
計画案件等に対する質問	7 5
議案外所管事項に対する質問	8 2
(第3日目)	
1、開催日時・場所	8 8
2、出 席 者	8 8
3、経 過	
(農林部)	
分科会	
農林部長予算議案説明	8 8
農政課長補足説明	8 9
農業経営課長補足説明	9 0
農産園芸課長補足説明	9 1
農村整備課長補足説明	9 1
林政課長補足説明	9 2
森林整備室長補足説明	9 2
予算議案に対する質疑	9 3
予算議案に対する討論	1 0 4
委員会	
農林部長所管事項説明	1 0 4
農政課長補足説明	107
団体検査指導室長補足説明	110
	111
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
計画案件等に対する質問	1 1 5
議案外所管事項に対する質問	1 2 6
審査結果報告書	1 3 4

#### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料 (産業労働部・水産部・農林部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加1:水産部・農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(産業労働部・水産部・農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:産業労働部・水産部・農林部)
- ·委員会関係議案説明資料(追加2:水産部・農林部)
- ·委員会関係議案説明資料(追加3:水産部)

9 月 10 日

(委員間討議)

### 1、開催年月日時刻及び場所 令和2年9月10日

自 午前 1 1 時 0 0 分 至 午前 1 1 時 8 分 於 委 員 会 室 4

2、出席委員の氏名

委	員		長	近藤	智昭	君
副	委	員	長	中村	$-\Xi$	君
委			員	八江	利春	君
	,	,		坂本	智徳	君
	,	,		中島	廣義	君
	,	,		山田	博司	君
"				浅田書	<b>ますみ</b>	君
	,	,		西川	克己	君
	,	,		坂本	浩	君
	,	,		饗庭	敦子	君
	,	,		山下	博史	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【近藤委員長】ただいまから農水経済委員会を 開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、 私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、坂本智徳委員、浅田委員のご両人にお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたしま す。

本日の委員会は、令和2年9月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間 討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に 切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時 7分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審 査内容については、原案のとおり決定されまし たので、この後、理事者に正式に通知すること といたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の農水経済委員会を終了い たします。お疲れさまでした。

午前11時 8分 閉会

# 第 1 日 目

#### 1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月25日

午前10時 0分 自 至 午後 2時47分 於 委員会室4

新産業創造課長 福重 武弘 新産業創造課企画監 黒島 (海洋・環境産業担当) 経営支援課長 吉田 憲司 若者定着課長 宮本浩次郎 雇用労働政策課長 井内 直人 雇用労働政策課企画監 末續 友基 (産業人材対策担当)

君

君

君

君

君

君

航

#### 2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君 副委員長(副会長) 中村  $-\Xi$ 君 委 八江 利春 君 昌 坂本 智徳 11 君 中島 廣義 君 " 博司 君 " Ш⊞ 君 浅田ますみ 11 西川 克己 君 " " 坂本 浩 君 饗庭 敦子 君 11 山下 博史 君 "

#### 3、欠席委員の氏名

な L

#### 4、委員外出席議員の氏名

な b

#### 5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君 産業労働部政策監 学 君 (産業人材育成・県内定着 貞方 促進・働き方改革担当) 産業労働部政策監 建治 君 三上 (新産業振興担当) 産業労働部次長 君 村田 誠 産業労働部参事監 孝明 君 森田 (大学連携推進担当) 産業政策課長 松尾 義行 君 企業振興課長 宮地 智弘 君 企業振興課企画監 降朗 佐倉 君 (企業誘致推進担当)

#### 6、審査事件の件名

予算決算委員会(農水経済分科会)

#### 第110号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号) (関係分)

#### 7、付託事件の件名

農水経済委員会

(1)議案

#### 第115号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例 (2)請願

・小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡 充・強化に係る国への意見書提出を求める請 願書

(3)陳情

- ・要望書(五島市)
- ・要望書(西海市)
- ・要望書 本県における農業競争力強化のため の農地基盤整備の強力な推進に向けて
- ・要望書(長崎市)
- ・令和3年度離島振興の推進に関する要望書
- ・今後の離島振興に関する特別要望
- ・要望書 (平戸市)
- ·要望書 西海市西彼町白崎地区「農地整備事 業」における土砂流出海域の汚濁防止策の強 化について
- ・諫早市 政策要望
- ・要望書(島原市)

- ・令和2年度 長崎県への施策に関する要望・ 提案書(雲仙市)
- ・人生百年時代におけるシルバー人材センター の決意と支援の要望
- ・令和2年度 長崎県の施策に関する要望・提 案書(南島原市)
- ・要望書 初山漁港(初瀬地区)に防風フェン ス及び浮桟橋の設置について
- ・令和3年度 森林・林業・木材産業の施策要 望書
- ・令和3年度 林業施策・予算に関する要望書
- ・要望書(大村市)
- ・大雨被害に関する緊急要望書(大村市)

#### 8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【近藤委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算 委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第 115号議案「長崎県手数料条例の一部を改正す る条例」であります。

そのほか、陳情18件の送付を受けており、なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

#### 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、開会日の委員会において、議案外の審査に関して説明いたしましたとおり、事前通告に基づき質問を行うこととし、各委員の質問時間は答弁を含め5分以内とし、質問の回数は1部局の審査につき1回までとなっております。

以上、委員会日程は3日間と決定していることから、委員会運営について、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。 【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。資料といたしまして、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料をご覧ください。 1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第7号)」のうち関係部分であり、その内 容についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は記載のとおりであります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたしま す。

企業振興課。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う消費活動の変化を踏まえ、消費者ニーズに合った商品の開発などにより新たな需要獲得を図ろうとする県内食料品製造業者の取組への支援に要す

る経費として、長崎フード・バリューアップ事業費6,000万円の増、新型コロナウイルス感染症の長期化による事業への影響や、国内回帰を含むサプライチェーンの変化などに対応するため、国内製造業者が行う成長分野における事業拡大や生産性向上等の取組への支援に要する経費として、地場企業総合支援事業費18億2,000万円の増を計上しております。

経営支援課でございます。

事業承継に取り組む受け手側の事業者による 経営資源の引継ぎの支援に要する経費として、 中小企業経営改善推進事業費2億5,000万円の 増、中小企業者の経営基盤の安定化に向けた資 金繰り支援等のための資金の貸付に要する経費 として、金融対策貸付費102億6,000万円の増 (融資枠300億円)等を計上しております。

雇用労働政策課でございます。

県内企業が行う新型コロナウイルス感染症の 影響による離職者の雇用や、再就職に向けた体 験就労の支援に要する経費として、離職者雇用 支援事業費2億1,600万円の増を計上しており ます。

最後に、債務負担行為の内容についてご説明 いたします。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」については、令和2年度中における総額1,500億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給をしようとするものであります。

なお、今回、令和2年9月定例県議会予算決算 委員会農水経済分科会補足説明資料を配付させ ていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし

ます。

【近藤分科会長】次に、産業政策課長より補足 説明を求めます。

【松尾産業政策課長】 資料の令和2年9月定例 県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明 資料(産業労働部)の1ページをご覧ください。

新しい生活様式対応支援事業費(飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金)の事業内容について補足してご説明いたします。

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金に つきましては、5月専決補正予算により計上さ せていただいております「新しい生活様式対応 支援補助金」の予算を活用させていただき、県 内の飲食店においてもクラスターが発生したこ とを受けて、緊急的に飲食店に向けた換気設備 の導入支援を実施するものであり、8月25日か ら募集を開始しているところでございます。

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金は、 予算2億円、補助率10分の9以内としており、補助金の上限額は1事業者当たり200万円として おります。

補助対象は換気設備、例えば窓、換気扇、換気ダクト等、そうしたものの更新、増設、新設に限定をしており、補助要件として、換気設備の導入により、原則として対象室内の必要換気量、一人当たり毎時30立米を満たすこととしております。

令和2年9月24日時点で59件の申請があって おり、41件、5,914万2,000円の交付決定を行っ ており、引き続き飲食店の事業継続に向けた支 援を実施してまいります。

【近藤分科会長】次に、企業振興課長より補足 説明を求めます。

【宮地企業振興課長】引き続き、同じ補足説明 資料の2ページをお開き願います。私からは新 規事業2件をご説明いたします。

まず2ページ、長崎県食料品製造業ニュースタイル支援事業でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による巣籠もり需要の拡大など消費の変化を 捉えた商品開発や設備投資などを行う県内小規 模食料品製造業者に対し支援を行うものでござ います。

具体的には、業務用から個人用に販路を拡大するに当たり、個別に包装できる機械を導入するものや、通販向けにパッケージを開発するもの、さらには独自にECサイトを開設するなどの支援例を想定しています。

引き続き3ページ、長崎県成長産業ネクストステージ投資促進事業についてご説明いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期 化により低迷する地域の経済や雇用を下支えす るとともに、今後の成長産業の礎を強化するた め、造船・プラントや航空機など県が定める成 長分野と、コロナ禍で需要が拡大している医療 関連分野における県内製造業者の取組を支援す るものでございます。支援内容としましては、 資料下段に表を記載していますが、2つのメニ ューを構えています。

左側の生産性向上プロジェクト型につきましては、記載のとおり研究開発などにつきまして補助率は3分の2、IoT関係を併せて実施される場合は補助率を4分の3としています。補助上限は600万円でございます。

次に、右側の県内調達拡大プロジェクト型に つきましては、本県製造業の次の礎となる設備 投資を支援し、県内へ域外需要、いわゆる仕事 の取り込みを図るもので、中小企業の場合は補 助率3分の2、補助上限につきましては、航空機、 ロボット、IoT、医療関連の特定分野につきましては3億円、その他の分野につきましては1億円としています。大企業の場合は補助率を2分の1としています。

以上で私からのご説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、経営支援課長より補足 説明を求めます。

【吉田経営支援課長】 私からは、今の資料の4ページから7ページまで、4項目についてご説明をいたします。

まず、資料4ページでございます。安心・安全な買い物環境整備事業費、予算額2億円でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により消費者が外出を控えるようになったことから、商店街の小売店や飲食店等の売上が大幅に減少しており、このままでは倒産や廃業となることも懸念されております。

この状況を踏まえ、商店街等または商店街内の中小企業者が主体となって取り組む換気設備の導入等を支援することで、来訪者が商店街内で安心・安全な買い物や飲食ができる環境整備を促進しようとするものであります。

補助率、補助金の上限額及び下限額は、2のに記載のとおりとしております。

支援対象の具体例としましては、高機能換気設備や空気清浄器の導入、壁面等への抗菌・抗ウイルスコーティングの施工、3密対策のために座席数を減らす工事などの取組を想定しております。

続きまして、資料5ページでございます。事業承継加速化事業費、予算額2億5,000万円でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による廃業を防止するため、後継者不在の中

小企業者等の経営資源を引き継ぐ受け手側の中 小企業者等を支援するものであります。

内容は、2に記載しておりますとおり、経営 資源の引継ぎに要する経費を補助するものであ り、補助率は2分の1、補助対象経費は株式取得 に要する経費、税理士等の士業専門家に支払う 謝金などでございます。

なお、経営資源とは、2の の下に囲みを入れておりますけれども、会社や個人事業を経営する上で必要となる財産のことで、人・物・金の有形財産に加え、情報資産などの無形財産も含まれるものであり、今回の補助金は、それらを一体的に引き継ぐことを要件と考えております。

また、3として、補助対象とならないものを 例示しております。

この事業により、県内の中小企業者等の事業 承継を加速させ、地域の雇用の維持や技術・技 能の伝承を図るとともに、県内企業の経営基盤 の強化を推進してまいります。

資料をおめくりいただいて6ページでございます。緊急資金繰り対策貸付費についてご説明いたします。

3月2日に発動した県制度融資緊急資金繰り 支援資金については、新型コロナウイルス感染 症の影響が続く中で、事業者の資金需要に応じ て融資枠を拡大してきており、現在の融資枠は 1,200億円となっております。

同資金の信用保証協会での保証承諾実績は、 先週末9月18日現在で約1,000億8,000万円となっており、今後も一定の資金需要への対応が必要となることから、今回の追加補正において預託額102億6,000万円を増額し、融資枠を300億円拡大して、合計で1,500億円の融資枠を確保しようとするものであります。 右側7ページでございます。金融補完対策費についてご説明いたします。

5月1日から緊急資金繰り支援資金において、 国の統一保証制度を活用し、一定要件のもとで、 融資額4,000万円を上限に当初3年間を実質無 利子としております。先ほどご説明しましたと おり、今回の補正において、同資金の融資枠を 1,500億円まで拡大することとしておりますの で、その無利子化のための補助金として1億 2,350万円を計上しているものでございます。

以上で私からのご説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、雇用労働政策課長より 補足説明を求めます。

【井内雇用労働政策課長】 続いて、資料8ページをお開きください。

離職者雇用支援事業費、予算額2億1,600万円 でございます。

1、事業概要としまして、県内の中小企業に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により増加しております離職者の雇用や再就職に向けた体験就労を支援することによりまして、雇用機会の確保・創出を図ろうとするものでございます。

2、事業内容として2つございます。

まず(1)離職者雇用促進助成金、予算額1億 9,200万円でございます。

新型コロナウイルスによる厳しい状況の中にありましても積極的に離職者を雇用して事業継続・拡大を図る事業者に対しまして、正規雇用1人につき30万円、1事業所当たり最大60万円を支援するものでございます。なお、支援規模といたしましては640人を想定しております。

次に、(2)チャレンジ体験就労補助金、予 算額は2,400万円でございます。

離職者の再就職に向けまして、事前に業務の

内容とか職場環境を体験していただくことによりましてミスマッチ解消と円滑な再就職を図るものでございまして、実施した事業主に対しまして、対象者1人1日につき1万6,000円、1事業主当たり最大24万円を支援するものでございます。なお、支援規模は500人を想定しております。

これら(1)(2)2つの事業を合わせまして、 約1,100人の離職者の支援を実施したいと考え ております。

以上で説明を終わります。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、幾つか質問させていただきたいと思います。ほかの委員の方も質問があると思いますので、まず幾つか質問して、また再度質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず最初に離職者雇用支援事業費についてお 尋ねしたいんですが、先ほど、大体1,100人です かね、雇用労働政策課長ね、雇用を目指したい ということでありましたけど、現在、どれだけ の新型コロナウイルス感染症の影響による解雇 がなされているのか、また、解雇を予定されて いるのかというのをまずお尋ねしたいと思いま す。

【井内雇用労働政策課長】新型コロナウイルスによる解雇の状況でございます。9月4日現在、労働局発表のデータによりますと、現在、828人が解雇または解雇予定となっておりまして、この内訳を申し上げますと、既に解雇となっている方が750人、今後解雇予定の方が78人となっている状況でございます。

【山田(博)委員】 その中で、最近は非正規とか 正規とかという話が出ていますから、そこの内 訳はわかりますか。

【井内雇用労働政策課長】 先ほどの828人ベースで申し上げますと、正規が474人、非正規が354人、正規の方が多くなっている状況でございます。

【山田(博)委員】 それで、さらに踏み込んでお 尋ねしたいと思うんですが、業種別というのが わかるのであれば、教えていただけますか。

【井内雇用労働政策課長】業種別に解雇の人数が多い順に申し上げますと、現時点で一番多くなっておりますのが製造業で290人、2番目に多くなっておりますのが宿泊・飲食サービス業で124人、3番目に多いのが卸・小売業でございまして101人となっている状況でございます。

【山田(博)委員】 そうすると、今の状態でいいますと、9月4日の長崎労働局の発表では828人の解雇または解雇予定ということでありますけれども、今回の補正予算では、それを上回るというか、解雇または解雇予定者をカバーできるということになっておりますが、これは9月4日の時点ですけどね。

ということは、いつごろの解雇予定まで含んで、年内まで含んでいるのか。まただんだんだんだんだんが増えてくれば、再度、また新たに予算を組んで、組み直して、またこの事業をやるのかどうなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】先ほどの解雇予定を 見ますと、一番遅い事例で12月下旬解雇予定と いうものがございます。今後、解雇の増加が見 込まれるところでありますので、その状況に応 じまして適切な施策を打ってまいりたいと考え ております。

【山田(博)委員】 ぜひ、それはしっかりとやっ

ていただきたいと思いますので。

大体、年内、年度内というか、それはカバーできるということで理解していいんですか。確認でございますので、お答えいただけますか。

【井内雇用労働政策課長】現時点で解雇予定が 一部含まれていますが、今後さらに増加するこ とを見込んでおります。こちらの予算について は、年内の解雇までを想定しまして今回組んで いるところでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。

それで、先ほど雇用労働政策課長から業種別の失業者の話がありましたね。製造業が290人ということで、宿泊・飲食サービスが124でしたかね。

今回の全体的な予算で、補正予算では、新型コロナウイルスに伴いまして製造業の方にはカバーできるような形になっていると思うんですが、宿泊・サービス事業は、新たにまた今度、飲食店向けということの事業になっておりますけれども、飲食店と食料製造はカバーできる。宿泊の方の業種的なカバーはどのように考えていらっしゃるのかというのをお答えいただけますか。

もう一度言いましょうかね。先ほど雇用労働 政策課長は、業種別の失業者は1位が製造業、 290人ね、宿泊・飲食サービス業で124人とある わけですね。また卸業も100人ぐらいいらっし ゃるわけですけれども、こういった業者別の失 業者が、解雇予定が多いということは、それだ け業種的に大変厳しいんだと。そういった業種 の皆さん方をカバーするのに今回の補正予算を 組んでいるんですけれども、製造業は、雇用対 策のことはわかるんですけど、業種的に言うと 宿泊業とかに関して、手厚くどういうふうな形 がされているのか見えないものですから、あえ てお尋ねしているわけです。お答えいただけま すか。

【廣田産業労働部長】宿泊業に対する支援でございますけれども、雇用に関しては、私ども雇用労働政策課で計上しております予算で対象としておりますが、事業継続に伴う、例えば食品製造業に対する支援とか、そういったものについては、文化観光国際部の方で予算措置がなされているところでございます。

【山田(博)委員】 菅総理大臣が、縦割り行政はなくして連携せんといかんということになっていますけど。

それで文化観光国際部と、宿泊業は、雇用の問題はこちらがやるということでも、そういった話し合いというのは十分なされているかどうかを確認させていただきたいと思います。

【廣田産業労働部長】当然関連する部分がございます。ホテル、観光関連で申しましてもサービス業は関連する部分もございますので、そこは個別の事業を構築するに当たって、役割分担を産業労働部と文化観光国際部、またはほかの関係部局と調整をしながら予算化いたしているところでございます。

【山田(博)委員】 間違いないでしょうからね、 産業労働部長を信じて、次の質問にいきたいと 思うんですが。

今回、小規模事業者とか何とかの新しい生活 スタイルのガイドラインに沿ったいろんな支援 が、今どれだけの申請が上がっているかという ことで、9月16日時点で1万912件の申請が上が っているということでありますけど、この申請 窓口はどこがされているんですか。1万件とい う申請窓口を、日常の業務が忙しい中に、どこ がどういうふうな形でやられているのか、ちょ っとお尋ねしたいと思います。 【松尾産業政策課長】 5月の専決で補正いただきました、額でいいますと10万円の新しい生活様式対応支援補助金につきましては、窓口といいますか所管は産業政策課で行っておりまして、一部、書類の審査等につきましては外部委託をして、支出の業務につきましてはこちらの方で直接行っております。

【山田(博)委員】 産業政策課長、9月16日時点で1万900件とありますけど、委託の方は、外部に委託していると言っていますけど、どこなのか知りたい。

まさか電通じゃないでしょうね。国会であったでしょうが、委託、委託とあったでしょう。 そういうのはないですよね。と思うんですけれども、どこに委託しているんですか、お答えいただけますか。

【 松尾産業政策課長 】株式会社シーエーシーと いう会社に委託をしております。

【山田(博)委員】 株式会社シーエーシーには、 いつしたんですか。どういった経過でやってい るのか、議会の方に報告しているのであればね。

私もつぶさに見ていますけど、シーエーシー、 聞いたようで聞かないような、聞いているよう で聞いていないような、よくわからんですけど ね。いつ、それは委員会なりで報告していただ きましたか。ちょっと明確にお答えいただけま すか。

【松尾産業政策課長】この委託につきましては、 前回の6月定例会でも報告をさせていただいて おります。

【山田(博)委員】 その委託というのは、この委託を生活スタイルということで、報告はどういった形でされていますか。もう一度お尋ねしたいと思います。

業務内容というのが、いいですか、ちょっと

委員長、休憩した方がいいんじゃないですかね。 【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

【松尾産業政策課長】今回お配りしております 農水経済委員会提出資料の「政策等決定過程の 透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の 拡充に関する決議」に基づく提出資料に、1,000 万円以上の契約状況一覧表の上段に記載をさせ ていただいております。2ページです。

【山田(博)委員】 産業政策課長、あなたは6月 定例会で報告したと言うけれども、初めてこれ は出とるとよ。あなたはさっき6月定例会で報告しましたと言っていましたけど、今回初めて 報告したということになっているんじゃないですか。ね、違いますか。

あなたは先ほど、6月定例会に上げましたと 言うから、どこに載っておるとかと言ったら、 今日は9月ぞ。6月と9月は違うんだよ。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

【山田(博)委員】 あのね、産業政策課長、いいですか、委員会で質問して答えたとなると、報告とは違いますからね。小学生でもわかるよ。質問に答えるのと報告するのとは違うんだよ。そこはご理解いただきたいと思っておりますのでね。よろしくお願いします。

それで、今回、シーエーシーという会社に随意契約でありますけど、これは金額が幾らかというと1億6,000万円なんですね。なんで随意契

約で1億6,000万円の契約をされたのかというのが不思議でならない。なぜここにしたのかと、その入札のいろいろ経過を聞きたくなるわけです、そうしたら。報告書が、これに関するのがあるのかなと私はずっと見ているんですけれども、細かい入札の結果とか理由とかなんかというのが、どういうふうにしているのか。まあ、必要よりも、シーエーシーですか、なぜそういうふうにしたのか、それをお答えいただけますか。

【松尾産業政策課長】これにつきましては、急きょ、これに対応する必要がありましたので、 県内に事業所を持ちます、こうした業務を行っております会社3者に対して、3者見積りで行ったところでございます。結果としてシーエーシーが受託したということになっております。

【山田(博)委員】 私は、これは、あまり言い出すと政策等決定過程の資料になってくるから、ここで一旦納めておきますけど、午後からですね。3者見積りと言うけれども、どこのどういうふうな会社にしたのかね。県内にはありませんから、ここにお願いしたとありますけどさ。

だけどね、10万円の手続とか、JTBにして もらったんだよ。いろいろあったんだよ、給付 とかなんか。別にシーエーシーでなくても、J TB長崎支店でもあるんだから、ああいったと ころにしてもらえばよかったのに、なんでこう なったのかというのを聞きたくなるけれども、 いずれにしたって、午後からの委員会で、委員 長、3者見積りしたというから、そこをきちん と、どういった経過でそういうふうになったの か、わかりやすい資料をですね。細かいわかる ような説明の資料がないからですね。というこ とで、説明の資料を用意していただくようにお 願いしたいと思うんですが、産業政策課長、い かがですか。

【松尾産業政策課長】経過につきましては、準備をさせていただきたいと思っております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

【山田(博)委員】 そういうことで、午後から、 その資料をお願いしたいと思っておりますので、 よろしくお願いしたいと思います。

それで、いろいろと質問したいんですけど、 ほかの委員の方も質問が、「あればせんば、こ れば言わんば」という人がいますので、一旦終 わりたいと思います。

【饗庭委員】では、質問をさせていただきたいと思います。

8ページの離職者雇用支援事業費ですけれど も、昨日も総括質疑でご質問させていただいた んですけど、最後に部長の答弁が切れたので、 再度お伺いしたいと思うんですが。

正規雇用を非正規に拡大すべきではないかと は申し上げたんですが、これまでも短期雇用の 分は雇用対策をとっているということでござい ました。

この中で非正規にと言ったのは、やはり長崎の事業所、中小企業も大変厳しい状況になっているというふうに思っておりますので、その中で正規を、雇い入れるということが実態厳しいので非正規ではどうかと言ったんですが、そういうことでございました。

その中で、県内の中小企業で正規職員の求人 がどれぐらいあるのかというのと、補正予算で 対象になる中小企業の事業所数をどれぐらいと 見込んでいるのか、途中までお答えいただいた んですけれども、再度、すみませんがお願いし ます。

【井内雇用労働政策課長】 まず1点目、新規求人の状況でございます。直近で申し上げますと7月の状況になるんですが、新規求人合計で7,668人ございます。このうち正規雇用につきましては4,779人、約62%になります。残りが非正規で2,889人、割合として38%になるところでございます。

2つ目、支援する事業所の数ですが、この事業では、離職者640人を正規雇用として支援することを想定しております。さらにより多くの事業所にこの制度を活用いただきたいということから、1事業所当たり2人まで支援をさせていただきたいと考えております。したがって、少なくとも320以上の事業所を支援できるものと考えております。

【饗庭委員】320以上できるということですけ ど、実際のところ中小企業者が正規職員を募集 しているのは4,779人と言われたと思うんです けれども、その中で640人という数字を出した のは、どんなところからその人数を出したのか、 教えてください。

【井内雇用労働政策課長】正規雇用として支援をしたい人数が640人でございます。

このもとになったのが、コロナの影響により 離職者がどれぐらい出るのかというところです が、現状は約800名でございます。今後、年末 にかけまして約1,100人ほどに増加するのでは ないかと。その1,100人のうち、正規雇用の求人 の割合が通常6割でございますので、それに6掛 けをしまして640人の支援を想定しております。 【饗庭委員】 わかりました。

これまでも緊急雇用創出事業とか行ってこられて、それが9月3日時点では、419名を目指し

ている中286名とお聞きしているんですが、このまだ100%に達していない状況と今回の補正予算とを含めて、今後の雇用対策をどのように進めていくのかお伺いします。

【井内雇用労働政策課長】緊急雇用創出事業に つきましては、4月補正、6月補正で現在進めて いるところでございます。

こちらの雇用実績、直近9月16日時点になりますが、419名の計画に対しまして雇用実績が325人と、率にして約8割という状況でございます。

この内訳をいいますと、4月補正の分は250の計画に対して実績が259となっております。6月の補正については169人の計画に対して66人と約4割の進捗でございますが、こちらについては、農業関係の間接雇用について、農協などの機関と調整を現在しておりますので、こちらは早急に進めてまいりたいと考えております。

それと、この緊急雇用も含めた雇用政策の今後の推進につきましては、2つの視点を持って 進めているところでございます。

まず1点目が、企業の事業継続、雇用維持を 図るという観点でございますが、こちらについ ては国の雇用助成金に対する県独自の上乗せで あるとか、そのようなものを進めております。

また、離職者支援の面でいいますと、今回の 9月補正と先ほどの緊急雇用創出事業で雇用の 機会の創出を図りたいと、この2つをもって進 めているところでございます。

今後につきましても雇用情勢、解雇者等増加 が見込まれますので、その状況を注視しながら 適切な対策を打ってまいりたいと考えておりま す。

【饗庭委員】ぜひ雇用対策をしっかりと取り組んでいただいてですね。今、有効求人倍率が0.93

で、ますます悪化するのではないかと危惧して おります。県民のため、企業のため、働く人の ために雇用対策にしっかりと取り組んでいただ きたいと思います。

もう1点、新しい生活様式対応支援事業費のところで、先ほど山田(博)委員から質問が出ましたけれども、1万912件の10万円給付の件で、申請をしているけど、なかなか振り込まれないというようなお話を聞きます。外部委託しているというご説明が先ほどありましたけれども。

それともう1点、窓口が県庁にしかないというところが、地域からすると、もっと地域にも置いてほしいという声もありますけれども、そのあたりを教えてください。

【松尾産業政策課長】 10万円の補助金につきまして、支給が若干遅れていることにつきましては、そういったご意見をいただいております。

実際のところ対象となる物品が、最初の私どもの想定では、例えばマスクであるとかアルコールであるとか、そういったものを想定しておりましたけれども、最も多いのが空気清浄器でありましたり、エアコンでありまして、

私どもも、除菌の機能があるものを対象としておりますので、それがあるのかないのか、その辺を型式で判断をしていくわけですけれども、そのあたりの判断に時間を要したり。

あと、多数の領収書ですね。レシートでありますと何十枚というレシートが10万円になるまで多数添付されております。加えて、消費税は対象になりませんので、消費税を抜く作業がまた発生したり、それから申請書の記載事項の誤りであったりとか、そうしたところの確認に大変時間を要しておりまして支給が遅れている状況でございます。

窓口に関しましては、先ほど委託の件がござ

いましたけれども、コールセンターと一次審査、 形式的な書類がそろっているかどうかといった ところにつきましては外部委託をしております。 そこでオーケーになりましたものについて私ど もが受け取りまして、最終的な支出に向けての 事務を行っているという状況で、直接最初から 県庁で受けているというわけではございません。 【饗庭委員】時間がかかっていると、立て替え をしているので、10万円とはいえ、苦しい経営 の中で非常に困っているということなので。

型式も調べないといけないんですかね。この新しい生活様式対応支援補助金を支給するのは、 もちろん飲食店を助けるためにされたんだと思います。不正があってはいけないというのは 重々わかっていますけれども、その辺も考えていただいて支給できるようにしていただきたい。

それと、今後また新しい生活様式で取り組む 予定があるのかわからないんですが、飲食店からは、夜の飲食店となるとカラオケとかが関連 して、そのリース料とか、細かいいろんな機器 の分も取り組んでいただけないかというような 声をたくさんいただいているんです。今はもち ろん環境のために空気清浄器などということで しょうけど、苦しい状況を見て、今後はほかに も取組む予定があるのか、お伺いします。

【松尾産業政策課長】委員おっしゃいましたカラオケ等に特化したというか、そういったことは今のところ考えておりませんので、この10万円の補助金につきましては、かなり広い業種というか、そういったところに対応できますので、今のところはこちらの方を活用していただければと考えております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時45分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

ほかにございませんか。

【浅田委員】幾つかご質問をさせていただきた いと思います。

まず、安全・安心な買い物環境整備事業費に ついてお伺いをしたいと思います。商店街とい う位置づけが、どの程度というと失礼なんです けれども、あるじゃないですか、いろんな商店 街でも、すごく大きな商店街と、地域によって は個店が幾つか並んでいるところとか。どうい ったところまでを想定できるのかということと、 商店街の組合にしっかり入っているところじゃ ないとだめなのか、そのちょっと細かいところ を教えてください。

【吉田経営支援課長】この事業の考え方としましては、先ほど少し申し上げましたけれども、 消費者が外出しない、商店街に行かないという 状況を、行っても安心ですよという状況にした いということが大きな考え方としてございます。

ですので、商店街等という言い方をしておりますけれども、商店街には振興組合が県内に18、協同組合が24ございます。そういうところはしっかりと会員を把握してやっておられるところですけれども、それとは別に、例えばポイント会とか商店会とかも含めまして、県の方で3年ごとに調査をして、組合も含めて大体120ぐらいの商店街組織があるということを把握しております。

何店舗あったら商店街なのか、あるいは商店街としてどういう定義をするのかというところはございますけれども、商店街と言われる区域の中にある不特定多数者が利用するような店舗を対象として考えておりまして、それは例えば

商店街のメインストリートから少し離れたとこるとか、そういった部分については市町の意見 も聞いて、前広に含めるように検討したいと考えております。

【浅田委員】商店街となると、この場合は個々店では申請できないと、個別ではできないんですよね。個別で大丈夫なんですか。組合の方が認めてということではなくて、個別でできて、業態とかも別に、商店街の中にあって、そこに人が出入りをするのであれば、業種というと変ですけれども、問われないというふうな認識でよろしいでしょうか。

【吉田経営支援課長】組織に属していない、会員でないところを排除するものではありませんので、そこも申請できると考えております。そこが本当に区域内かどうかというところは、先ほど市町の意見も聞きたいと申し上げましたけれども、申請の中でチェックリストみたいな形をつけてもらうのか、市町あるいは商工会の意見書をつけてもらうのか、そういったところはまだちょっと詰め切れていない状況にございます。

【浅田委員】まだまだ詳細については詰めなければいけないもの。商店街の中にあっても、果たしてその業種が認められるのか、認められないのかというのが、今の段階ではまだまだ分かりづらいかなと。申請できるのに申請しない人もいるでしょうし、そういったことがないよう、ぜひいろんな方の思いをここで酌んでいただければと思いますので、しっかり私たちにも報告をいただければ幸いです。

先ほどからご説明があっています離職者雇用 支援事業費の中で、チャレンジということで3 日間、1人1万6,000円で、なぜこの数なのかと 思ったんですけど、500名ですか、たしか想定 をしている。

この3日間を体験してから正規になる方がどれぐらいいらっしゃるのかという実績と、3日間来たけれども、ただ単にバイト感覚で仕事をさせられて終わったというような何かちょっと心配な日数なわけで、そのあたりをどういうふうに捉えて、その後の事業のフォローをしっかりなさっているのか。

【雇用労働政策課企画監】今回のこのチャレン ジ体験就労事業につきましては、特に業種の指 定とか、正規雇用、非正規雇用の限定等はいた しておりません。

先ほど今後の離職者等の状況の説明がありましたが、例えば製造業でいいますと、食品工場に勤めているパート従業員の方であるとか、飲食サービス業におきましても非正規雇用の方が多数を占めておりますので、そういったいわゆる資格をあまりお持ちではない非正規雇用の方が労働市場に出てこられるんじゃないかと考えております。

そういう方々は同じような業種にまた再就職する傾向が高いんですけれども、そういった同じような業種の求人がかなり減ってきている中で、例えば介護事業の補助者であるとか、そういった資格がいらない求人など、人手不足に困っていらっしゃる事業者がこの事業を活用いただけるのではないかと、そういうことをまずは想定をしております。

先ほどから、今後1,000人以上の失業者が見込まれるということで、今ですと大体4割ぐらいが非正規なんですが、今後増えてくると想定して5割、まず500人と設定させていただきました。

この体験期間の3日間は算定上の整理でございまして、1事業者当たり5人掛ける3日間で15日間枠を付与することができます。それは事業

者の事業内容に合わせて、例えば3人で5日間という設定をしていただいてもいいですし、1日だけの体験を15人やるということでもよろしいかと思います。

委員がおっしゃいましたように、アルバイト 感覚で使ってしまうような危惧は確かにあるん ですが、我々としましては、これまでと違う業 種への転換であるとか、飲食サービス業でも、 新型コロナウイルスの感染リスクへの不安から 再就職を躊躇されている方々も一定数いらっし ゃると聞いておりますので、そういった方々が 実際の就労環境とかをしっかり確認して、お互 いマッチングが円滑に進むようにやっていきた いと思っております。そういった事例をある程 度お示しした上で、公募を進めていきたいと考 えております。

【浅田委員】繰り返しになりますが、アルバイト感覚で、期間限定で仕事がある時にだけ使われてしまうような形では、県の事業としてはどうなのかなと思いますし、その先に正規雇用をしてくださるような事業所、店舗をしっかりお選びいただいて、これをより生かすような形にしていただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

それと事業承継加速化事業、地域の雇用の維持や技術・技能の伝承を図るためとあるんですが、事業内容の株式を譲渡する時の費用とかというのはわかるんですが、業種カテゴリーの想定とか、そういったことは考えていらっしゃるんでしょうか。

【吉田経営支援課長】この事業は、事業概要に も書いておりますけれども、後継者不在で廃業 してしまうという時に、その事業を引き継いで いただくことが大きな観点となっておりまして、 私どもが通常こういった事業の対象として考え るのは、中小企業支援法に基づく中小企業者を 原則として考えております。

ただ、この事業は、例えば県外の事業者が使ってもらうと、それはちょっと変なことになりますし、大企業がやる分を支援するような考えではございません。

さらに言うと、例えば一次産業同士、農業者が農業者をM&Aするということを対象とすべきとは考えておりませんので、中小企業支援法の中小企業者を基本としながら、どういったところを対象外としていくのかということをしっかり詰めていく必要があると考えております。現在、そこのところは整理している状況にございます。

【浅田委員】 じゃあ、これは例えば飲食であろうが製造業であろうが、現在のところ後継者がいないと、そのあたりで考えていれば大丈夫ということですか。

【吉田経営支援課長】今お話がありました飲食業とか製造業といったところにつきましては、 県内の中小企業者であれば、買い手側として対象になると考えております。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】 幾つか質問させていただきます、できるだけ重なりのない内容で。より理解が深まった分と、ちょっとまだ疑問が残っている部分がありますので、その部分に限って、項目は重なりますけれども、質問させていただきます。

まず、新しい生活様式対応支援事業費ということで、今回は補正予算という形ではついておりませんけれども、分科会の資料に載っておりますので、特に飲食店向けの新しい生活様式対応支援補助金というのが8月から始まったということで記載されていると理解をして、ちょっ

と疑問点をお聞きします。

先ほど、5月の補正予算の実績で1万912件ということがありました。多分、昨日の総括質疑の中では、9月14日時点の実績が1,576件と。その金額です。上限10万円だと思いますけれども。

今回、飲食店向けに2億円ということで、流用するということですから、5月補正の分の実績に基づいて流用可能だというふうに判断をされたと思いますので、そこら辺が実際に今はどれぐらいなのか教えてください。

【松尾産業政策課長】先ほどの説明でも申し上げましたけれども、200万円の補助金につきましては、9月24日時点で59件の申請で41件、5,914万2,000円の交付決定を行っている状況でございます。(「それはわかっています」と呼ぶ者あり)

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

【松尾産業政策課長】 10万円の補助金につきましては、9月23日現在で申請が1万912件で、交付決定数が2,598件で、支出済みが1,113件、支出額が1億664万8,000円でございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。もともとは3 億円ぐらいの補正予算がついて、すみません、 32億円ですね。32億円があって、5月補正で確 認をしていただいて、6月定例会で確認をして、 その中から2億流用ということですね。

この2つの実績を見ると、10月末までということになっておりますけれども、もうあと1か月という状況ですよね。これがどれぐらい実績として積み上がっていくのか。先ほど言われました、書類審査かれこれが非常に手間取ってい

るというふうな状況もあろうかと思います。

基本的にはこの事業は、3密対策に関わる物品だとか、あるいは換気扇だとか、エアコンを換気用に変えるとか、そういった施設の改善費用だと思うんですけれども、飲食店をはじめとする様々な中小企業の事業者のいわゆる事業継続という主眼が多いと思うんですよ。

国の制度に持続化給付金というのがありますね。これはたしか年度内、1月末まで申請ができると思うんです。それからいくと、この申込期限が10月30日となっていますけれども、これを実績を踏まえながら継続をぜひしていただきたいとお願いしたいと思うんですけれども、そこら辺の認識についてはいかがですか。

【松尾産業政策課長】 現在、この10万円の補助金につきましては、一日当たり150件から200件の申請がまだあっておりますので、私どもとしましても、できるだけ多くの方々に使っていただきたいという思いがございますので、さらに周知をしていきたいと思っております。

200万円も含めてでございますが、期限につきましては、そういった状況も見ながら検討していきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 ぜひお願いします。

特に飲食店関係については、長崎県生活衛生 営業指導センターというところから、こんな資 料がちゃんと各店舗にいっているんですよ。郵 送とか、直接持って行ったりとかですね。今、 徐々に随分と浸透している段階だと思うんです。

この指導センターが、例えば長崎とか島原で相談会をやるわけです。その相談会が、10月12日だとか11月30日なんです。そういう地域の相談会があっている。もちろんそれ以外に持続化給付金とか、いろいろと相談内容はあるとは思うんですけれども、せっかくのこの県の事業が、

もう手遅れだったということにもなりかねませんので、そういうのも踏まえた上で、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、安心・安全な買い物環境整備事業費ということで2億円の補正がついております。資料の4ページですね。

先ほどの浅田委員とのやりとりで大体理解できたんですけれども、2ページ、3ページに食料品製造業ニュースタイル支援事業、成長産業ネクストステージ投資促進事業とあります。これは一般質問だったでしょうか、総括質疑だったでしょうか、それぞれ各業者の皆さんに一定のアンケートをとって、こういう事業内容ということで、それはものすごくいいことだと思うんですよ。

120の商店街組織があるということですけれども、一定そういうところに、全てじゃなくていいんですけれども、アンケートとか意見を聴取するようなことをされたのかどうか、そこをお尋ねいたします。

【吉田経営支援課長】この事業を構築するに当たりまして、商店街組合、またこれまで付き合いがある中小企業団体中央会、そこを通してこういったニーズがあるかどうかという聞き取りをやっておりまして、少なくとも20件ぐらいの事業者が高いニーズを持っているとの感触を得ており、想定で1件当たりの平均は200万円ぐらいと考えておりまして、100者程度に相当する2億円を今回要求しております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。ある程度、そういう事業団体を通じて聞き取りをされたということは、ほぼ主だったところには「こういうことでどうか」というふうなことは言っていると思うんですけれども、120の商店街組織が県内にあるということですから、そこにまんべん

なく支援の手が届くようにしなければならないと思っておりますので、新しい生活様式の時だとか私は言いましたけれども、要は周知方法ですよね。周知方法と相談、これはやっぱりきちんとしなければ隅々まで行き渡らないというふうに思いますので、先ほど答弁がありました聞き取りをやったことに加えて、周知方法の徹底等をですね。

それから、先ほど浅田委員からもありましたように、ちょっとわからないところの線引きがですね、微妙なところもあろうかと思いますので、ぜひそこのところをお願いします。

それと、もう一つ質問ですけど、補助対象経費、補助対象者が、先ほどの新しい生活様式の部分と重複するところがたくさんあると思うんですけれども、それは重複で支給という理解でいいんですか。

【吉田経営支援課長】安心・安全な買い物環境整備事業費は、エリアとして商店街内にあることがまず条件としてあります。先ほどの新しい生活様式の方は飲食店で、換気設備に限ったものという形になっておりまして。商店街の方は飲食店も含まれますけれども、小売店舗とか、そういう不特定多数者が利用するものを対象と考えております。

県の補助金同士ですので、片方の対象となった場合は、もう片方は申請できないということで、同一設備に対して二重に補助をするような形はとれないというふうに考えております。

#### 【坂本(浩)委員】 わかりました。

それから、事業承継加速化事業費です。受け 手側の事業者とありますけど、中小企業とか個 人とかあったと思うんですが、もちろん地域の 雇用の維持とか、そういうことのためにはぜひ これは必要だと思うんです。 私、詳しくはないんですけれども、例えば技術とか技能の伝承といった場合に、受け手側の事業者が必ずしも企業とか個人事業主じゃない可能性もあるんです。例えば地域の伝統技術を伝承するNPO組織だとか、そういう組織も受け手側の事業者という対象になるものなのかどうか、そこら辺はどういうふうに考えればいいんでしょうか。

【吉田経営支援課長】技術や技能の伝承というふうに表現しておりますのは、例えばその地域でボイラーの点検ができる事業者がそこしかなく、そこが廃業して従業員がやめてしまうと、その地域の修理ができなくなる。そういう時に、その会社をM&Aで存続させる。合併みたいな形になると思うんですけれども、存続させて従業員を引き続き雇用することで修理が継続してできるとか、あるいは点検といったものも、その事業者がいてできていたのが、その会社がなくなると福岡から点検に来てもらわないといけないと、そういったところを防ぎたいというところをこの表現で書いております。

#### 【坂本(浩)委員】 了解しました。

最後に、これもたくさん質問がありましたけれども、離職者雇用支援事業費ということで2億1,600万円組まれています。

これは、先ほどからあっていますように4月 補正と6月補正で400人を超える。緊急雇用対策 ということで、この2つで7億円を超えるぐらい 予算化されていて、今回を入れると約10億円ぐ らいの離職者対策ということになっていると思 っています。まだ、第1弾、第2弾の部分が完璧 に埋まっていないということで、これは年度内 という事業だと思いますので、ぜひしていただ きたいと思うんですけれども。

率直に言って今回の事業、これはこれでいい

んですけれども、1,100人が年内に解雇ないしは 解雇見込みということで、そのうち正規で640 人という数字も理解はするんですけれども、雇 用した場合に一人当たり30万円ということで すよね。4月補正、6月補正の分は緊急雇用対策 ですから、例えば県の会計年度任用職員とか、 直接・間接を含めて少なくとも今年度中は採用 ということになるわけですね。

これだと雇う時に30万円。例えば今月雇えば 9月分、10月分の賃金はこれで賄えるかもしれ ないですけど、それ以降はなかなか厳しいんじ ゃないかなというふうな気がしてですね。

確かに予算は限りがありますけれども、そういうのを受ける事業者が320社以上ぐらい対象になるでしょうということですけど、どれぐらいあるのかなとちょっと疑問に思うものですから、そこら辺の認識についてどうなんですかね。 【井内雇用労働政策課長】現在、先ほども少し申し上げたところがあるんですが、新規の求人自体は全体で7,600名ほどあって、そのうち正規が約4,800名ございます。こちらについては、昨年同時期と比較しますと確かに少ない状況ではあるんですが、こういう厳しい状況の中であっても正規の方を雇用して事業を進めていこうという事業者様は現にいらっしゃるというふうに私どもは認識をしております。

そのような事業主の方を、30万円という助成金で後押しをしたいという考えで今回補正予算を組んだところでございます。

【坂本(浩)委員】 了解しました。そういう意味 での後押しというふうなことで理解をいたしま した。

最後に要望ですけれども、この離職者、特に コロナの影響に伴って解雇ないしは解雇見込が、 先ほど828人という県内の数字を言われました。 これは9月4日現在ですね。

一番新しい厚生労働省のまとめでいくと、もう6万人を越えたと今日の新聞でも報道されておりました。それでもやっぱり長崎県は828人なんですよ。私が厚生労働省のあれで調べると、3週間ぐらい828という数字で変わっていない。

全国的には、この1週間、2週間で結構、4,000 人、5,000人ぐらいでぽんと増えているんです。 それからいくと、そういう余波が長崎県にまた 今後一気に来ないとも限らないと思いますし。

それから、全国的な取りまとめを見ると、これまで製造業が一番、離職者、解雇が多かったんですが、今回、飲食業になっています、逆転して。全体的なトップ3ぐらいは変わりませんから、それで誤差をすることはないと思うんですけれども、ぜひ、こうした全国的な雇用統計を踏まえてですね。

長崎県労働局とも、7月に何か連絡協議会みたいなものをつくられたと聞いておりますし、それから、長崎県の最低賃金審議会には部長名で、長崎の雇用情勢を踏まえてぜひ賃上げをというふうなこともされたと聞いておりますので、そういうことを評価をしたいと思いますし、ぜひ労働局とも連携をとって雇用対策を全力で取り組んでいただきたいということを申し上げまして終わります。

【山田(博)委員】 それでは、また再び質問させていただきたいと思うんですが、新しい生活様式対応支援事業費の中でね。

先ほど、10万円の給付の件で坂本(浩)委員とか饗庭委員から話がありましたけれども、さっきからピーピー、ピーピーいっていて、坂本(浩)委員のいい質問がよく聞こえなかったんです。それで、簡単に言うと、10万円給付の申請件数の何%が支給されて、予算の全体額の何%を執

行されたのか。再度確認ですけど、これは10月 末で終わるのかということ、その3つを明確に お答えいただけますか。

【松尾産業政策課長】先ほども答弁いたしましたけれども、9月23日現在で、申請が1万912件、そのうち交付決定をしたものが2,598件、支給済みが1,113件でございますので、支給率としましては10%程度となっております。(「額は」と呼ぶ者あり)支給額が1億664万8,000円です。(「パーセントは」と呼ぶ者あり)予算に対しては3%程度と、約30億円でございますので、3%程度ということになっています。(「いつまでに」と呼ぶ者あり)期限としましては、今のところ10月30日を考えております。

【山田(博)委員】 私はね、これは大問題なんだよ。いいですか。今、支給件数の中で支給決定されたのは10%でしょう。予算でいうと3%よ。あともう1か月ぐらいしかない中で、また延長を考えていますということは、これは何ということかと。

以前、議会では、10月30日までにやるんです よと、それはきちんとやりますと。それで、60 人体制で、県の担当者は無理だから、外部委託 しますと、これはもうすぐせんといかんから、 随意契約でお願いしますと、わかったと、万全 の体制でやりますと言っていたんだ、廣田部長 のもとで。

ところがどっこい、何だこれは。今、支給件数は何ですか。予算の3%よ。じゃあ、あとの97%を、この1か月でやれるのかということが疑問なんです。

それをね、またその時にはお願いしますと言うけれども、本来であればこの時点で議会に、 近藤委員長のもとできちんと委員会に諮らんと いかんだろうがよ。それを黙っておって、今言 われたから、後からまた議会に上げるとはどう いうことか。議会軽視も甚だしいというふうに 言われてもおかしくないんだ。

それでね、産業労働部長、これは予算額の執行が3%よ。これが逆だったらいいですよ。97% やっていますから、あともうちょっと頑張りますと、あとひと踏ん張りですというんだったらわかるけど、たった3%。

これは事務を見直すとかなんとかと言うけれ ども、それ以前の問題ですよ、これは。こうな ったら速やかに見直さんといかんでしょうが、 産業政策課長。私の指摘に対して、どうですか、 産業政策課長。

【廣田産業労働部長】まず、申請についてご説明いたします。申請については、確かに今現在、10月30日までといたしております。

これは、一般質問でもちょっとご説明したんですけれども、今回の申請が実績に基づいて申請をいただく。通常、補助金でありますと、計画書をつくって事前に申請をするというのが一般的なんですけれども、今回の補助金の性格上、事業主の方が申請をして精算をするということになると事務往復をしますし、そういうことから実績払いにいたしました。

そういうこともありまして、6月からこの事業をスタートし、8月から2か月間延ばしているわけですけれども、8月から10月に延ばした理由が、物が入らないということがございました。そういうことから購入が遅くなっていて申請がなかなか出せないということがあったので10月まで延ばしたわけです。

現在の状況は、先ほど産業政策課長が説明しましたが、9月に入りまして申請件数は確かに増えてきております。それで、個々の事業主の方のお話を私、お聞きしたんですけれども、今、

領収書を集めているんですよと。大きいものを 買えば1件の領収書で10万円となって、すぐ申 請できるんですけれども、事業者の方において は、マスクとか消毒液といったものも対象とし ている関係で、それをずっと集めているんだと いうこともございますので、私どもとしまして は、今後徐々に申請は増えてくるかと思ってお ります。今は1万数千件でございますけれども、 あと1か月半の状況を見て、申請がどの程度増 えるかというところを見極めていきたいと思っ ております。

それと、交付決定の部分でございます。それと支出という一連の流れがあるわけですけれども、交付決定に際しましては、やはり書類が完全にでき上がっているという状況がございまして、先ほど一例を申し上げましたけど、領収書の枚数が数十枚に及ぶとか、そういったこと。

あとは、補助金でございますので消費税が対象になりません。事業主の方は、そういう領収書があって、消費税が対象にならないということ、要綱には明記をしているんですけれども、なかなかそこにお気づきにならないということがあって、やはり書類の手直しというか、領収書1枚1枚手直しをしないといけないという状況があってですね。それはちょっと私どもとしても想定外でありました。

それで、そこは委託をしております事業者の 方と今も話をしているんですけれども、事業者 も、なかなかそういうところが不慣れであった ということで、2カ月ぐらいたって、だんだん スムーズに事務処理ができるようになっている と聞いております。

それが整って次に支出でございますが、やは りちょっと支出が、千数百件、2,000件の交付決 定に対して非常に少ないという状況がございま すが、そこは県庁内部の処理の問題もございますので、関係部局と調整をしながら対応を早急 に考えたいと思っております。

【山田(博)委員】 今の経過はわかったんです。問題は、結論から言うと、申請の10%しか対応していない。予算の金額から3%しかしていない。この事実を踏まえた上でさ。見直さんといかんのは見直さんといかんけれども、私が言いたいのは、10月末までしかなかったら、この委員会で思い切ってね。余裕をもって、例えば来年の3月までやりますよということになったらわかるんだよ。

しかし、今こう指摘された上で、その時点で検討しますじゃなくて、もっと余裕をもってね。安心してもらうようにするためには、10月末をこの委員会で、部長が、年度末までできるのであれば、予算執行的に対応できるのであればそうしますと言ったらね。

皆さん方も、10月末までだったらお金がもらえないんじゃないかとか、できないんじゃないかとか、かと不安がっているから、皆さん言っているわけだよ。そこを、ここの委員会でしっかりと明確に言ってもらった方が、私たちも納得するわけだよ。

今、産業労働部長がおっしゃったようなことは、大変苦労している、初めてやっている中で十分理解できるところはありますから、そういったところを延ばすときちんと言ってもらった方が、皆さん方は理解するところは理解できるわけだから、そこを部長、そう言ったらどうですかと言っているわけだ。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時26分 再開

【近藤分科会長】 再開します。

【廣田産業労働部長】今回の新しい生活様式対応支援事業に対する補助金でございますが、これはあくまでも新しい生活様式を事業者の方に実践をしていただくことに対する支援と考えておりますので、より多くの事業者に活用していただくことを基本に進めていかなければならないと思っております。

先ほどからご指摘があっておりますように、 非常に支出件数が少なく、事業者の方には大変 ご迷惑をおかけしているところでございますけ れども、今後、事務処理体制については再度検 討をさせていただいて、1日も早く補助金が届 くようにいたしたいと思っております。

山田(博)委員から今後のスケジュールについてのご指摘をいただいておりますけれども、先ほどから申し上げましたように、今後の状況を十分見極めまして検討を進めていきたいと、そしてその検討に当たりまして、また本委員会にご相談をさせていただきながら対応してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 それで、今回こういったいろんな補助金が出ていますね、ほかにも。食料品製造業ニュースタイル支援事業とか、安心・安全な買い物環境整備事業とかありますが、こういったのは、離職者雇用支援事業もそうですけど、県の方で窓口をやられるんですか。窓口でどのようにしていくというのは、大まかにどういうふうに考えているのかですね。飲食店の新しい生活様式補助金みたいな形、どういうふうにしていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】先ほどご説明申し上げました補足説明資料の2ページ、3ページが企業振興課所管でございますので、私の方からまずご

説明申し上げます。

企業振興課所管の食料品製造業ニュースタイル支援事業と、3ページの成長産業ネクストステージ投資促進事業につきましては、いずれも県で窓口を行う予定としています。

【吉田経営支援課長】経営支援課が今回上程しております安心・安全な買い物環境整備事業費の補助と事業承継加速化事業費の補助、いずれも県が窓口となって申請を受け付けるという考えでおります。

【井内雇用労働政策課長】離職者雇用支援事業費のうち、離職者雇用促進助成金とチャレンジ体験就労補助金がございますが、このいずれにつきましても、県で窓口を設けて県の方で対応をしてまいります。

【山田(博)委員】 飲食店の方は県でやるんです ね。飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金 は県の方でやるんですか。

【松尾産業政策課長】飲食店向けの補助金、上限200万円につきましては、県の方で直接対応しております。

【山田(博)委員】 いろんなこういった補助金の窓口を県の方でこれからやるということでありますけど、今からやるに当たっては対象範囲をですね。

先ほど、ほかの委員から質問がありましたけど、これをいかにして広く皆さんを対象にするかということでありますから、そこは今の状態できちんと明確になっていないというのがありますけれども、これは基本的に、こういったコロナで大変な方々をいかにして救おうかという趣旨ですから、定規でしたような線引きをせずに、大きく救うような形の対応をすべきじゃないかと私は思うわけです。

それはどうなんですか、部長。そういった趣

旨でいいんでしょう、これは。どうですか。

【 廣田産業労働部長 】 今回のコロナ対策に関する支援事業でございますが、基本的には、より多くの方に活用いただいて事業継続していただきたいという趣旨ではございます。

ただ、県費、いわゆる公金でございますので、 一定の、公金で支出するに当たっての是非とい うのは判断をさせていただきたいと思います。

これは、個々の事業において、その見方は変わってくるかと思いますので、そういった趣旨を踏まえて、ただ、先ほど委員からご指摘がありましたように、コロナの影響でダメージを受けている事業者の方が事業継続できるよう、最善を尽くしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 最後に、この予算に関して大まかにちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど、二重の補助金はあり得ないように部内でチェックをすると言っていましたけど、コロナ対策というのはほかの部でもありますよね。同じ事業者が二重の補助金をないように、チェックはどういうふうな形でされるんですか。

というのは、ある産品の振興ということで農林部でもらって、今度は地域振興部でもらっていたというのがあったわけですよ。結論から言うと、チェックがいっていなかったわけですね。本来では二重のこと、同じことをやっていて、農林部でももらう、地域振興部でももらっていたんです。それで、これはチェックが甘かったということで、今後はそういったことはしないよう連携するとなったんですけど。

今回、産業労働部では、どのようなチェック 方法をやられているのかお尋ねしたいと思いま す。

【廣田産業労働部長】部内では、当然その補助の要件が違いますので、仮に2つの補助金を同

じ事業者が受給できるというのは、事業内容、 対象が違えば可能だと思いますけれども。

先ほどからご説明しているように産業労働部内については非常に似通った部分というか、ございますので、そこは部内において、各課の支出は全部、産業政策課を通して支出をいたしますので、そこで業者名とか何とかのダブリがあったら、その事業内容を見て、重複がないかというのは十分チェックできると思います。

他部についても、やはり事業内容がどうなのかということがございますので、類似の事業内容で二重の補助があってはならないと思いますので、そこは関係各部と連絡をとりながら確認を進めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 ということは、今からそれを チェックすると理解していいんですかね、各部 とは。

当初、コロナ交付金というのは、もとは一緒だからさ、国から出るから。国から長崎県がもらって、長崎県の財政で、産業労働部とか文化観光国際部で分かれているわけだよ。そうしたら、今から二重のチェックと。確かに部内ではわかるけれども、問題の他の部とはどうやってチェックをするのかというと、今から協議をしながらすり合せをすると理解していいのかどうか、そこだけお答えいただけますか。

【廣田産業労働部長】基本的に、補助内容は他部とは重複しておりません。ソフト事業であれば似通った重複ということがありますが、換気設備とか、そういうハード整備等については重複した事業は他部には、対象を同じとし、そして事業内容も同じというような事業はございませんので、基本的にはそれはないかと思っております。

ただ、具体的に一つひとつ事業を確認したわ

けではございませんけれども、類似の事業で重 複申請のおそれがある分については、所管課の 方に申請名簿等をもらえば大体、重複があって いるかどうかというのは容易に確認できますの で、そういうことで対応していきたいと思って おります。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

【近藤分科会長】 再開いたします。

【山田(博)委員】 先ほど、委員長から激励というか叱咤激励の言葉をいただきましたけれども、そこに政策監がお二人いらっしゃる。参事監がお一人、次長がお一人いるわけだから、助さん格さん、いらっしゃるわけだからね。何のためにいるかというのがありますからね、政策監、頑張っていただきたいなと思っております。特に貞方政策監、あなたは頑張らんといかん。よかですか、そういったことで。

先ほど産業労働部長が、二重体制というのは しっかりとやっていくと話がありましたから、 ぜひ、二重の補助にならないように頑張ってい ただきたいと思っております。終わります。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。 第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべき ものと決定されました。

審査の途中ですけれども、午前中の審査をこれにとどめ、午後1時30分から委員会を再開し、 請願審査を行います。請願審査を最初に行いま す。よろしいですかね。

しばらく休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時30分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。 これより、請願審査を行います。

第4号請願「小規模事業者に対する支援及び 支援体制の拡充・強化に係る国への意見書提出 を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員からの説明をお願いします。

【吉村紹介議員】 皆さん、お疲れさまでございます。

私と宅島議員と2人で紹介議員となっておりますが、代表して私の方から、請願書についての説明をさせていただきたいと存じます。

ご承知のとおり、小規模事業者は県内に数多くあるわけでございますが、その中にあって非常に厳しい環境下に置かれております。そのような中で、今回、大きく2点、お願いをするところでございます。

まず1点目につきましては、小規模事業者に 対する支援策の充実と延長ということでござい ます。

これまでも皆様方には大変お世話になっているところでございますが、国の制度等の変更等

により、持続化給付金の支給、政策金融公庫等の貸付の審査、様々な事務作業が、いろんな制度等の設立によって大変増加をいたしております。そういうことで商工会の職員の手が不足しているということで、まずはこの増員についてお願いをしたいところでございます。

それからもう1点は、新型コロナウイルス感染症は現在、長崎県においては広がってはいないところですが、かなり長期化する中で売上げの回復、あるいは雇用の維持をしていかなければならないと思っているところでございます。そういった意味で、小規模事業者を対象にした支援策の充実、延長ということをお願いしたいというところでございます。

以上、大きく2点の請願でございますが、皆様方におかれましては慎重に審議をしていただき、国への意見書の提出をお願いいたしたいと思うところでございまして、以上で説明を終わります。

【近藤委員長】 これより、請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【浅田委員】 お疲れさまでございます。

まずお伺いをしたいのが、現在の商工会自体 の団体数、会員数はどの程度のものなのか、教 えてください。

【松尾産業政策課長】 団体数でございますが、 現在、県内に20商工会がございます。会員数は 1万2.175となっております。

【浅田委員】 1万2,175、結構な数かと思うんです。長崎とかが地域活性化するには、この小規模事業者の方々を守っていく必要性は非常にあるのではないかと思います。

この中に商工会の人員が不足というふうにあるんですけれども、これまでの変遷的なこと、

数の減り方とか、そういったところがわかって いれば教えていただけますか。

【松尾産業政策課長】 平成16年度に国の三位 一体改革等ございまして、国の財源がまず減ら されたこと、それと県の収支改善計画等もあり まして、そういったことで徐々に計画に基づい て減らしているところでございます。

当初が351人でございましたけれども、現在が203人というところまで減っております。長い時間をかけて、退職不補充という形で徐々に減らしてきたという形でございます。

【浅田委員】大分減っているなと、351から203 人と減っているなと思うんですが、それは会員 数自体もそれだけ減っている状況ですか。同じ く比較して、この351人の時と対応すると。

わからなければ、大丈夫です。

いずれにしても、今と昔とを比べるのはなかなか難しいことだと思うんですが、IT化が進んだり、小規模事業者の方々だけではどうにもならないような部分を、この商工会の方々が下支えをしていただけているかと思います。そういう意味で、我々とともどもに、我々も一生懸命に、こういった形で国の方に声を上げていく必要性があるのではないかなというふうに思っております。

【近藤委員長】 ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質疑がないようですので、 これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】討論がないようですので、これ をもって討論を終了いたします。

しばらく休憩します。

午後 1時36分 休憩

午後 1時36分 再開

【近藤委員長】 再開いたします。

第4号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第4号請願「小規模事業者に対する支援及び 支援体制の拡充・強化に係る国への意見書提出 を求める請願書」を採択することにご異議ござ いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第4号請願は採択すべきものと決定されました。

ただいまの請願の採択に伴い、その趣旨に沿って、本委員会から意見書案提出方の動議を提出することといたします。

意見書案を配付いたします。

しばらく休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

本提案のとおり、意見書案を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの趣旨に沿って、本委員会 より意見書案を提出することといたします。

なお、意見書文案の作成については、いかが しましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、正副委員長に一任を お願いします。

以上で、第4号請願の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時40分 再開

【近藤委員長】 再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議 案がないことから、所管事項についての説明を 受けた後、陳情審査、法定報告、計画案件の審 査及び議案外の質問を行うことといたします。

産業労働部長より所管事項説明をお願いしま す。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の所管事項についてご報告いたします。資料といたしましては、「農水経済委員会関係説明資料」と、その「追加1」でございます。お手元にご用意いただければと思います。

本日ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について、新たな総合計画の策定について、経済・雇用の動向について、地場企業の支援について、食料品製造業の振興について、海洋エネルギー関連産業の創出について、企業誘致の推進について、県内定着の促進について、長崎県総合計画の数値目標の達成状況についてでございまして、内容は記載のとおりであり、そのうち新たな動きなどについてご紹介いたします。

農水経済委員会関係説明資料の1ページをご 覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への各種支援施策につきましては、去る4月臨時県議会及び6月定例県議会でご承認いただき、迅速に対応しているところであり、

主な事業の実績等についてご報告いたします。

#### (1)資金繰り支援。

3月2日に、県の制度融資「緊急資金繰り支援 資金」を発動して以降、資金需要に応じて融資 枠を拡大しており、現在、融資枠は1,200億円と なっております。

また、売上高が一定以上減少している中小企業者に対して、融資額4,000万円を上限に、当初3年間を実質無利子、保証料ゼロとすることで負担軽減を図るとともに、県内各地で専門家による相談対応や融資申請書類の作成支援を行うなど、中小企業者が円滑に融資を受けられるよう努めております。

最新資料といたしまして、追加1の1ページ上 段をご覧ください。

9月11日現在の長崎県信用保証協会の保証承諾実績は6,481件、約982億円となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化が懸念される中、今後とも資金需要の動向を注視しつつ、融資枠の確保や専門家による支援体制の拡充など必要な対策を講じてまいります。

また当初版の1ページ下段にお戻りください。 (2)新しい生活様式の実践に向けた支援。

「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を推進するため、小規模事業者等が実施する感染症拡大防止に必要な経費を支援することとしております。

また、最新の数値については追加1、1ページ 中段をご覧ください。

9月16日現在で1万912件の申請があっており ます。

また当初版1ページ下段にお戻りください。

当初の申請期間から約2か月延長し、10月30 日まで申請を受け付けることとしており、今後 とも本支援策のさらなる周知を図ってまいりま す。

併せて、密閉された空間で経営せざるを得ないなど、感染拡大のリスクが比較的高いとされる飲食店に対し、新たな換気設備等の導入や更新に要する経費に対しても支援を拡充しており、これらを通じて、県内事業者の「新しい生活様式」早期実践に努めてまいります。

#### (3)雇用の維持・創出への支援。

経済上の理由により従業員を休業させる事業 主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国 の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実 施する「長崎県緊急雇用維持助成金」について は、国から支給決定を受けた県内中小企業を対 象としており、9月16日時点の支給実績は218 件、約3,400万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により離職を余儀なくされた失業者に対して短期の雇用機会を創出する緊急雇用創出事業につきましては、県において、令和2年度内に419名の新規雇用創出を目指して取り組んでおり、9月16日時点の雇用実績は325名となっております。

引き続き、雇用調整助成金による雇用の維持 や新規雇用創出による雇用の確保に努めてまい ります。

「感染拡大防止」と「経済活動の回復」の両立を図るため、商工団体をはじめ各地域を訪問し、各種支援策の周知や「新しい生活様式」の早期実践に向けた協力依頼を行うとともに、県内企業や各業界団体に対しても、業種別ガイドラインのさらなる周知徹底を依頼したところであります。

感染症収束の先行きが見通せない情勢にあることから、引き続き、関係機関と連携し、時機 を捉えた支援策を講じてまいります。 新たな総合計画の策定について。

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等も 踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、 各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標 の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大き く変わっていくことを発信する「本県の近未来 像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計 画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち産業労働部関係では、 基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、県内就職に対する県民の意識醸成を図るほか、県内企業と連携し、働きやすい職場づくりや情報発信に努めるなど、若者の県内就職・定着に取り組むとともに、県内大学等進学者のUターン就職支援を強化してまいります。

また、基本戦略2 - 1「新しい時代に対応した 力強い産業を育てる」においては、県内企業の 新規参入や事業拡大を加速するため、技術力向 上などを支援する航空機関連産業などの新たな 基幹産業の創出や、良質な雇用の場の創出に向 けた企業誘致などを推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご 意見をお伺いするとともに、パブリックコメン ト等により県民の皆様の声をお聞きしながら、 今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまい ります。

6ページをお開きください。

企業誘致の推進についてでございます。

去る7月7日、東京都に本社を置くで h v b b 損害保険株式会社が、長崎市への立地を決定されました。同社は5年間で100人を雇用して、損害保険に関する情報処理業務や保険金支払業務、経理財務業務等を行うこととされています。

また、8月24日には、平成28年に佐世保市へ立地したパーソルワークスデザイン株式会社と、新たな事業拠点の開設に関する立地協定を締結いたしました。同社は、佐世保市において3年間で新たに450人を雇用して、企業などから受託した経理業務やヘルプデスク業務、ヘルスケア、採用代行業務など多様なサービスを行うこととされています。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化に つながるよう地元自治体等と連携しながら、企 業誘致の推進に努めてまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおり であります。

なお、「政策等決定過程の透明性等の確保及 び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」 に基づく提出資料を配付させていただいており ます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし ます。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、 次に陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳 情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 【山田(博)委員】陳情番号の47番についてお尋ねしたいと思います。

「海洋再生可能エネルギーによる島づくりの

支援について」ということであります。崎山沖では10基程度の再生可能エネルギーがされておりますけれども、先行して洋上風力の実証実験をやっておりますね。これはどこがやっているんですか。

【黒島新産業創造課企画監】実証実験につきましては、戸田建設が五島市で行っております。 【山田(博)委員】 実証実験はやっているということでありますけれども、この趣旨のこれを見ると、写真とか何とかを見ると、私も地元の県議会議員ですけれども、実際もう、土地とか何かを借りているいるやられておりますね。

今度公募をするとか何とかといろいろ書いて おりますけれども、県の土地を貸して実証実験 もやっていると、えらい先行的に、一歩も二歩 も三歩も進んでいるように誤解を招くんですが、 それはいかがですか。

再生可能エネルギーの島づくりの支援という ことですけど、これ、公募を今からやっていく んですね。やっているんですね、実際にね。

そうすると、こういう公募をしている中にも 土地を今貸しておって、安くしてくださいと要 望とか何とか、いろいろ来ておりますけれども、 このエネルギーの所管は産業労働部の新産業創 造課ですから、それについてね。要望している 中身はしっかりと体制を応援してくださいと、 わからんでもないんですが、実際に実証実験を やっていると、2歩も3歩も進んでいるように見 えるんですけど、実際に公募に当たって、公募 であってないようなことに映るんじゃないかと 思うんですが、いかがですか、それは。

【黒島新産業創造課企画監】委員からお話がございましたとおり、現在、五島市沖につきましては、6月から国の方で公募が開始されており、12月24日に公募の締切りということになって

おります。

この公募の占用の計画の中につきましては、 五島市沖、五島市の大津港の部分において一体 となって使用可能であるというところも出され ているところでございます。

また、出されております五島の占用区域は県が管理しておりまして、五島振興局から現在占用許可等を出しているところでございます。こちらにつきましては単年度の許可でございまして、国の方の公募、審査、そして事業者の決定がなされた後に、また改めて公募で選ばれた方につきまして、国、また県の港湾課に相談をして、使用可能であれば使うことが可能ということになりますので、この事業者の決定によりまして、このあたりにつきましては判断していくことになろうかと考えております。

【山田(博)委員】 決定してから貸すんじゃなくて、実際問題、設備とか何とか、もう投資しているわけね、ここにね。そうすると、公募の選定に当たって影響が出てくるか、出てこないかと、わかりやすく言うと聞いているわけですが、それはどうですか。

選定は始まって、事業もこういうふうにやっているわけですから、その選定作業の中にそういったものが加味されるか、加味されないか、そこをお答えいただきたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】選定につきまして は国の方で、12月の公募期間終了後に審査がさ れるとお伺いしております。

その中身につきましては、事業の実現性とか、 そういった内容について審査されるところでご ざいまして、今現在、どういった形の体制をと られているのか、そういったところにつきまし てはどういった判断がされるのか、我々も承知 していないところでございますので、公募とい うところがございますので、そうしたところまでは加味されるところではないかということでは考えております。

【山田(博)委員】 加味されるか、されないかというのは国が決めるのに、そうしたら、企画監は確認しましたか。国の方に確認されましたか。確認された上で今の発言かどうかお答えください。

【黒島新産業創造課企画監】申し訳ございません。国の方には確認しておりません。先ほどの 発言につきましては訂正してお詫びさせていた だきます。

【山田(博)委員】 そうでしょうが。これは農水 経済委員会だから、しっかりとした責任ある答 弁をしてもらわないと困るよ。

この選定に入って、いいですか、事前に土地を借りてて、事業推進するに当たってはその土地を、膨大な土地を県から借りて、市から借りて、事業を一歩も二歩も進んでいたら、選定会議にあっては、一歩も二歩も進むんじゃないかと私は思っているわけですよ。

そうしたら、あなたは今、違うと言ったから、 じゃあ、国に確認したかと言ったら確認してい ませんと。

選ぶのは国なんですよ。だから、しっかりと そこは、選定過程においては、そこはですね。 許可したのは長崎県だから、じゃ、長崎県が、 今、実証しているところに手助けしている、応 援している、そういうふうになってしまうんで すよ。

だから、選定過程において、そこはクリアに してもらわないといかんということですよ。い いですか。長崎県が貸しているんだから、長崎 県がそこにしてくださいとお願いしているとか というふうに誤解を招いてはいかんから、そこ はちゃんとクリアにしてもらわないといかんと いうことですよ。

いかがですか、部長、私の見解に関して何か ご意見がありましたら、聞かせていただきたい と思います。

【 廣田産業労働部長 】 委員ご指摘のとおり、今 回の業者選定については公募という形がとられ ておりますので、その趣旨に沿うよう、適正に 処理をいただくようお願いしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 そうですね。公募でやるんですから、国が決めることに対して、県のこの莫大な土地を貸しているところが、あくまでも実証実験をやっているところが一歩も二歩も進むような選定の中で誤解を招くことはいかんからですね、そこをしっかりとやっていただきたいと思っております。

続きまして、今度は陳情番号53番に、長崎県平戸市沖から佐賀県馬渡島沖の洋上風力、(発言する者あり)すみません、馬渡島でした。隣の西川委員からご指摘をいただきました。

馬渡島のところの洋上風力のこれを何とか、 事業化を目指すように働きかけをしてください ということでありますけど。

これは、長崎県の方は前向きだと私は理解をしているわけですが、それで間違いないのかどうか。それと隣の佐賀県との話し合いはどうなっているか、その2点をお答えいただきたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】 県としましては、 新たな基幹産業の一つとして海洋エネルギー関 連産業の創出を目指しており、県内海域におけ る洋上風力発電事業の導入を推進しているとこ ろではございますが、その促進につきましては、 まずは漁場を含む環境の保全、地元の前向きな 意向があることを大前提としております。したがいまして、まずは海域の先行利用者である漁業者の皆様のご理解が必要と認識をしております。県といたしましては、推進につきましては、まずは地域、地元の皆様のご理解があることを前提として進めているところでございます。

また、この平戸市からのご意見につきまして も、現在、この事業につきましては民間事業者 の方でアセスメントを進められているところで ございますが、そのアセスメントの関係市町へ もお知らせをされているところでございまして、 皆様方も、そういったアセスメントの手続が進 められているとご承知をいただいているところ でございます。

また、佐賀県には、私どもといたしまして、 地元の平戸市からこういったご意見をいただい ていることはお伝えをしているところでござい ます。

【山田(博)委員】 ということは、これは佐賀県 も前向きに取り組んで、理解をしていただいて いると理解していいんですか。それをお答えい ただけますか。

【黒島新産業創造課企画監】平戸市の要望にございます事業につきましては、佐賀県の方としてもまだ、具体的な話として前向きというところまでは考えていないとお伺いをしております。

【山田(博)委員】 そうしますと、これは長崎 県の平戸市沖の方はぜひやりたいということに なっていますけど、肝心かなめの佐賀県の方に は、きちんとした合意形成まではやっていない んだと。

ということは、この合意形成は長崎県と平戸 市でやっているのか、長崎県の方でどんどん進 めていくのか、その進め方とか合意形成とはど のように考えているのか、お答えいただけます か。

【黒島新産業創造課企画監】地元の合意形成に つきましては、まずは洋上風力発電事業を計画 している事業者の方が、事業計画とか、そうい ったところにつきまして地元の漁業者、そして 地元の自治体、地域の皆様に丁寧に説明してい ただき、関係者のご理解とご了解を得ていただ くことを前提として考えております。それがご ざいませんことには、県の方としても。

まずは洋上風力発電を進めていく中におきまして、再エネ海域利用法では、国に海域の情報 提供を行うようになっておりますが、そうした 情報提供につきましても、県の方としましては、 地元の市の同意がない、意向がないと、そういった情報提供を行わないとしておりますので、 地元のご理解、同意が必要不可欠と考えており ます。

【山田(博)委員】 そうすると、この陳情書とい うのは、事業者は、会社名は何者か上がってい るんですか。

今の話ですと、企画監がおっしゃっているのは、事業者が同意をとってこないと長崎県は、 行政はしないんですよということですかね。

これは平戸市からきておりますけれども、市からきているのにもかかわらず、肝心のこの沖でやりたいという事業者が同意をとってきてから、初めてスタートしましょうかというふうな答弁に聞こえたわけです、私は。そういったことと理解していいんですか。もう一度確認させてください。

【黒島新産業創造課企画監】この計画につきまして、事業者が地元に説明をし、地元がご理解をして、地元もその事業を一体となって進めていきたいといったお話を地元の市町の方からいただきまして、初めて県の方も一体となって進

めていきたいと考えているところでございます。 【山田(博)委員】隣の西川委員から資料をいた だきましたけど、今年の8月22日土曜日の長崎 新聞にも書いています。これは、業者というよ りも平戸市からきているにもかかわらず、そう いった、えらい突き放すということであります けどね。

大体、洋上風力発電というのは、長崎県の基 幹産業の一つにやろうということで産業労働部 は立ち上がっているんでしょう、そういった産 業の機構もつくって。にもかかわらず、こうい ったものがきたときには、事業者が同意をとっ てやってくださいと、それで初めて動きましょ うと。

ここも最終的に公募とか何かもするんでしょう。ということは、最初から選定したというか 選定する前に、ある程度根回しをした会社じゃないと、それができないと行政は動かないと理 解していいんですか。あなたが言っているのは、 企画監が言っているのはそういうことなんです よ。

これはあくまでも平戸市からきているんだ、 平戸市から。そういったことをですね。じゃあ、 検討させていただきますと、関係機関で協議を しましょうということならわかるけど、やりた い事業者があるんだから、そこがやってから話 を持ってきなさいとか、そういった突き放した 言い方はどういうことかと。

平戸市の黒田市長並びに平戸市議会の山口議 長からもこういうふうな正式な文書がきている んだから、(発言する者あり)反対だったの。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 6分 再開

【近藤委員長】 再開します。

【山田(博)委員】 これは平戸市は反対できていると、反対しているということでありますけど、じゃあ、洋上風力発電とは、もともとどういった経過で検討したスタンスがあるのかというのを聞きたいんですよ。

五島市だって、五島市はやってくれ、やってくれと言ったって、漁業者はまとまっていなかったんだよ。五島市よりも行政が推進しておったんだよ、あれは、行政が。私はそれを言っているんだよ。

あなた方はどっちをするのかと。洋上風力発電自体をやりたいのか。ね、機構をつくったんでしょう。ここは地元の人が、事業者がまとめてくれないと私たちはしませんとかと言うけれども、あなた方はもともとどういったスタンスでやられたかと私は聞いているわけですよ。平戸市からはこんなにきているけれどもさ。

あなたはさっき言ったじゃないですか。地元の人から要望が、事業者がやりたいなら事業者がまとめてこないと動きませんとかと言うけれども、もともとスタンスはどっちなのかと言っているわけですよ。地元の同意がきちんとしたら県は動きます、動かないのか、そういったことを私は言っているわけだよ。それを明確にしてもらいたいということを言っているわけですよ。

【黒島新産業創造課企画監】洋上風力発電、再 エネ等につきましては、県としては推進すると しておりますが、まずは第一に市町をはじめ地 元の前向きなご意向、ご理解があること、特に、 洋上風車の場合につきましては海域を利用され ている漁業者の皆様のご理解が得られることを 前提としております。

これまで進めてきております五島とか西海市

につきましては、まずは地元の市が進めたいという意向をお持ちでございまして、そうした市町の意向を確認いたしまして、そうした意向がある市町につきましては、県も一緒になって推進については後押しをしているというスタンスでございます。

【山田(博)委員】 そういった指針なりをきちんとつくってやっていただきたいと思っております。明確じゃないから。もともとそういった指針があるのか、ないのか。ないんだったらつくってほしいんです。あるんだったら示していただきたいと思います。それだけお答えください。

【黒島新産業創造課企画監】明文化した指針というものは、特に定めておりません。ただ、スタンスといたしましては、議会等、一般質問等でもそういったスタンスにつきましては過去からご説明をさせていただいておりますとおりでございまして、まずは地元の意向を第一といたしまして、地元が進めたいという意向があるところにつきましては、一緒になってそれを後押ししていきたいということを、これからも考えてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 部長、きちんとした明確な指針というのは出しておかないと、ね。こういう時に、最初から要望が、やりたいとかといって、こういうふうに地元でですね。片方では五島ではやりましょう、片方では地元市町は反対ですよということになって、これは地元の人たちもこんがらがると思うんですよ、長崎県自体でもね。だからそこはきちんとした明文化した指針をつくったらどうですか、部長、いかがですか。

【廣田産業労働部長】洋上風力発電事業につきましては、再エネ利用促進法という法律が一昨年4月にできまして、その手続に基づいて進めていくわけでございます。その中で地元の合意

形成は必要条件となっておりますので、それが とれないと促進区域に指定されないというとこ ろがございます。そういうことから、この事業 は新しい法律ができて、動き出したばかりでご ざいますので。

五島の場合は、その法律ができる前に、ある 意味先行していた事例でございます。そして、 今現在、西海市等々で、その事業が進められよ うとしております。

今後、私ども、その具体的な手続に入っていきますので、委員のご指摘を踏まえて適正に対処していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 一旦、ここで終わりたいと思いますけど、いずれにしても、私は、平戸市は反対だという趣旨を踏まえた上でずっと言っているわけですよ。そこをきちんと、わかりやすくせんとね。片方では、長崎県の自治体では推進するところがあると、片方ではせんということになってこんがらがるから、きちんとした指針をもってすればね。こういうふうに反対のところがあり、賛成のところがあるから、きちんとした明文化した指針をつくっていただきたいと思って今言っているわけです。一旦終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【近藤委員長】陳情書についての質問はありませんか。

【山田(博)委員】 一つだけ、陳情番号58番にシルバー人材センターの決意と支援の要望とありますけれども、この中でね。

シルバー人材センターに対して、予算の確保 とか何かとありますけど、補助金もさることな がら、センターに対する市町等の公共からの事 業発注の確保について強く要望したいとありま すけど、市とか町ではなくて県もシルバー人材 センターを活用している実績があるのか、ない のか、そこをまずお答えいただけますか。

【井内雇用労働政策課長】県としまして、雇用 労働政策課から庁内各課に対して、シルバー人 材センターの活用の呼び掛けも随時行っている ところでございます。

県の活用実績はあるのですが、すみません、 今、手元にその正確な数字がないところでござ います。申し訳ございません。

【山田(博)委員】 呼びかけはしている、実績もあると思うけれども、手元にないということですね。後で雇用労働政策課長、いただけませんかね。

一つだけ言わせていただきますと、陳情審査 でございますので、中身にあれば、ある程度の 資料は用意しておかないといけないということ ですね。今後、気をつけていただきたいと思っ ております。ぜひ、そういったことで。

じゃあ、引き続き事業の確保をですね。要望がきているわけですから、取り組んでいただきたいと思っております。終わります。

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 陳情につきましては承っておくことといたしま す。

次に、法定報告として経営状況説明書、計画 案件として次期長崎県総合計画素案等について、 各提出資料に対して質問を行うことといたしま す。

なお、質問は提出資料の範囲にとどめ、それ 以外の質問については個別にご対応いただくよ うお願いします。

質問はありませんか。(発言する者あり) 質問がないようですので、議案外の所管事務 一般に対する質問を行うことといたします。 しばらく休憩します。 午後 2時20分 休憩

午後 2時21分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

議案外の所管事務一般について、質問通告に 基づき進めさせていただきます。

通告されている委員の方で、質問はありませんか。

【西川委員】 さっきの洋上風力発電について、 議案外としての質問をさせていただきます。県 の対応状況は、「政策等決定過程の透明性等の 確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関す る決議」に基づく提出資料の「陳情・要望に対 する対応状況」の18ページを見てわかりました し、また、地元の意見を尊重するという考え方 をお聞きしましたが、再度。

この8月の長崎新聞の報道以降、地元漁業者が心配されております。平戸市としては、あらかじめ7月20日現在で、この海域での風力発電には反対であるということを県にも明確にしておりましたし、それに対する県の対応もわかっておりますが、新たに8月22日の新聞でこういう報道がされまして、先ほど言いましたように漁業者を中心に心配が高まっておりますので、再度、県の考え方、今後の洋上風力発電の事業推進についてなどお聞かせいただきたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】県といたしましては、先ほどもご説明させていただきましたが、新たな基幹産業の一つとして海洋エネルギー関連産業の創出を目指しておりまして、県内海域における洋上風力発電事業の導入を推進しているところではございますが、第一に地元の市町をはじめ地元の前向きなご意向、ご理解があること、特に洋上風力発電につきましては海域を

利用されている漁業者の皆様のご理解が得られることが大前提と考えております。

県内で事業を計画している民間事業者に対しましては、そうした事業者が来庁する場合に、まずは地元の漁業者及び地元の自治体に丁寧に説明をし、ご理解、ご了解を得た上で進めていくようお願いをしているところでございます。

現在、洋上風力発電につきましては再エネ海域利用法に基づいて手続を進めていく必要がございますが、本県におきましては、地元の市町のご意向を確認いたしまして、意向がある市町につきまして国の方へ情報提供をしているところでございます。その手続を進めるに当たりましては、地元の市町、地元関係者の合意は不可欠なものであると考えております。

また、県の方で進めておりますゾーニングの 事業、洋上風力発電の適地、また保全する区域、 ここでは漁業の関係でやることが難しい、そう いったエリアを決めますゾーニングというもの を環境省事業の委託を受けまして実施をしてい るところでございます。そうしたゾーニングの 事業の実施の希望につきましても、各市町の意 向を確認いたしまして、意向があるところだけ でゾーニングを進めているところでございます。

したがいまして、今後も地元の市町の皆様の ご意向を確認しながら、手続は進めてまいりた いと考えております。

【西川委員】 明解な答弁、ありがとうございました。

今後とも再生可能エネルギーの促進はしなければならないとは思いますが、地元の事情もありますし、考え方もあります。そういうことで、それぞれの地域のことを考えての計画の促進、または整備にお力添えをいただきたいと思います。ありがとうございました。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。 【饗庭委員】経済・雇用の動向についてのとこ ろで、ちょっとお尋ねします。

委員会説明資料4ページの上から10行目ぐらい、「一方、需要面をみると」というところで、「個人消費は、飲食・宿泊等のサービスを中心に大幅に落ち込んだあと、足もとでは持ち直しの動きがみられております」と書いてあるんですけれども、この長崎県下で持ち直しが見られているようにはなかなか受け取れないんです。どのようなところが持ち直しているのか、お伺いします。

【松尾産業政策課長】私どもが使っております 指標としましては、日銀長崎支店が出します長 崎県の金融経済概況、そういったものを参考に するわけでございます。今回、「個人消費が持 ち直しの動きがみられている」という表現でご ざいました。

このことについて日銀長崎支店にお尋ねいたしましたが、持ち直しというのは個人消費全般ということで、全てということではございませんで、サービスというよりは物販、特に家電の販売等、そういったものに堅調さが見られたと聞いております。

持ち直しということでございますが、こういった指標につきましては前期との比較といったような状況でございますので、必ずしも持ち直したからといって、もとの状況に戻っているといったような状況ではないということはご理解いただきたいと思います。

【饗庭委員】日銀の指標ということでございますけれども、じゃあ、県としてはどのように捉えておられるのか、お伺いします。

【松尾産業政策課長】今申し上げましたように、 日銀の経済概況とか財務事務所から出される指 標、そういったところを参考に、私どもとしましても、現況がどうであるかといったようなこと、また実際に事業者の方に声を聞いたりということで、厳しい状況であるということは認識をしております。

【饗庭委員】いろんな指標をもとにされるんでしょうけれども、やっぱり県は県としてのお考えというところで出していただいたらいいかなと。今は、話を聞くと、動向的には持ち直しだけれども、どこがどんなふうに持ち直しているというところは別につかんでいないということで理解してよろしいんでしょうか。

【松尾産業政策課長】先ほど申しましたところでいいますと、個人消費、消費全般ということで、飲食がどうというような細かいところまでは見ておりません。

【饗庭委員】そういうところも分析できたら分析しながら、経済対策をとっていただければと思います。

もう1点、企業の倒産件数ですけど、説明資料では直近3か月10件で、追加1では9件というふうになっています。今後また倒産件数も増えるのではないかと思うんですけれども、そのための何か予防策とかがあれば教えていただきたいのと、この倒産件数は1,000万円以上だったですかね、大きいところだと思うんですけれども、小規模のところで把握できていることがあれば教えてください。

【吉田経営支援課長】経営破綻の中で倒産という整理をされる分につきまして、公的な調査統計はございません。今使っている数字は、大手信用調査会社、2つありますけれども、そこが発表している分を通常使っております。

県内の倒産につきましては、例えば平成14~ 15年のころは年間150件ぐらい、リーマンショ ックがありました平成20年ぐらいは178件という数字もございます。それが、平成27年度以降は40件、39件、31件と50件未満という状況が続いておりまして、私どもとしては、これは落ち着いた状態であるというふうに認識をしております。

3か月でとった10件も、昨年度でいいますと9件、その前は12件、その前は8件、その前は11 件ということで、概ね平均ぐらいかなというふうに考えております。

これは、やはり国の実質無利子化の融資とか、 金融機関がリスケジュール、条件変更にも柔軟 に対応しているということもあると思っており ます。

今後は、年末、年度末の資金需要とか、あるいは雇用調整助成金がいつまで続くのかといったところ、あるいは県の補助制度等を活用した動きがどの程度出てくるのか、そういった総合的な状況によるのかなというふうに考えております。

県の方では、一つの倒産が次の倒産につながることを防ぐための制度としまして、制度融資「緊急資金繰り支援資金」の中に連鎖倒産防止枠を準備しております。

【近藤委員長】 課長、暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時32分 再開

【近藤委員長】 再開します。

ほかにございませんか。

【浅田委員】 私も、ちょうど饗庭委員がおっし ゃった4ページで。

足もとでは持ち直しの動きが見られていると 皆さんが訴えている中で、日銀の数字とかでは なくて、県庁の方たち自身が、飲食だったり様々 なところに動いているのかなと。

多くの飲食店やサービス業の方々に県費を使って補助をなさっています。しかし、つい最近までは県庁の中でも、4人以上では出かけてはならない、飲食に行ってはならないというようなお触れがあったかと思います。

それがあった時には、やっぱりどうしてもコロナに感染しないようにという状況で、なかなかに出づらかったろうかと思うんですが、これだけ長崎市内で県の職員さんがいる中で、皆さんがずっとステイホームばかりを続けていられては、やっぱり経済というのは進まないなというふうに感じているんですが、今現在、そのあたりのことをどのように捉えて、どういうふうに動こうと、この産業労働部の中ではやろうとしているのかを教えてください。

【松尾産業政策課長】実際のところ飲食店の厳しさということにつきましては、私も、8月初めに立入り調査がございましたので、それに一部同行して生の声を聞いております。218店舗中51店舗が休・廃業状態ということで、特に二次会で利用されるような店舗が大変厳しいということは感じております。

私どもの職員に対する規制につきましては、 8月4日付で総務部長から、5人以上の集まりを 控えるとか、二次会以降の参加は控えるという ことが出されましたけれども、今回、感染段階 のステージ1から5のうち、1という状況になり ましたので、そういった状況を踏まえて、でき るだけ会合等で利用するようなことも促進をし てまいりたいと考えております。

【浅田委員】 8月4日からはそうだったけれど も、今となってはそれも引き払われたと。

ただし、街中の方々からは、公務員の方々の 足がなかなか戻ってきていないのではないかと いうような声も聞くんです。

あえて部長にこれはお伺いしたいと思います。 私たち委員会所属は、なかなか議場では質問が できなくて委員会でするようにとあるので、部 長にお伺いできるチャンスでもありますので。

部長として、産業労働部が積極的に動いていく、消費していくことを考えていただかないと、 県民の方々だけでは厳しいものがあるかなと思いますが、今後を含めてお示しをいただければ と思います。

【廣田産業労働部長】委員ご指摘のとおり、私 ども産業労働部は、飲食等に限らず県内の産業 振興を担うという立場にあります。

今回の飲食店等についての対応は、先ほど課 長が答えましたように、人事課の県としての取 扱いに基本的には準じております。そういった ことから、私どもも含めまして、感染防止と社 会経済活動の回復という両面を十分に配慮しな がら行動してまいりたいと思っております。

【浅田委員】防止をしながら活気づくような長崎づくりを、県の方が率先してお示しいただけることが必要だと思います。ずっとステイホームでいられてしまうと、やっぱり経済は縮小化していきますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

【山田(博)委員】 どうもお疲れさまでございます。5分という限られた時間でございますので、 通告しております海洋再生可能エネルギーに関連してお尋ねします。

これに関して、燃料電池船というのが実はあったんですが、燃料電池船というのは、海洋再生可能エネルギーの一環として、水素船とかいろいろつくって、これを電気船にするとかと言っていたんです。

この船は、当時はつくったら1億5,000万円で

すけど、今は簿価にしたら幾らになるんですか。 そこを金額だけお答えください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時37分 休憩

午後 2時37分 再開

【近藤委員長】 再開いたします。

【黒島新産業創造課企画監】委員からお話がございました燃料電池船でございますが、平成28年3月に受入れをしておりまして、その際の受入金額といたしましては1億5,882万7,060円でございます。

【山田(博)委員】 1億5,000万円ぐらいの品物ですから、分類としては財務規則であったら重要部品になりますね。なるか、ならないか、そこだけお答えください。

【黒島新産業創造課企画監】委員ご指摘のとお り、重要物品でございます。

【山田(博)委員】 これは、事前にいろいろと聞きましたら、1日550円の単価で地元の造船会社に預けております。

これはあくまでも施工伺いということで、管理上の契約があるかないか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】契約書につきましては、財務規則に基づきまして省略が認められているものでございましたので、契約書は交わしておりません。

【山田(博)委員】 これは、私は思うけれども、 1億5,000万円の大事なものを、財務規則に基づ いて、管理上のですね。例えば今回の台風9号 とか10号があった時の、本来なれば管理する時 の責任はどんなするかと。平成28年からここま で、そういったことがなかったからよかったも のの、あったら大変なことだったんです。1億 5,000万円のものが、台風とか何かで飛ばされた時、管理上の責任をどういうふうにとられるのかと大きな問題になるから、本来であれば、きちんとした管理上の契約を結ぶべきじゃないかと私は思うわけですが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】この燃料電池船に つきましては、平成30年度から五島市へ譲渡を 行うということで協議を進めてきておりまして、 県としましても、当初の見込みでは譲渡が短期 間で完了することを想定しており、現在の保管 の方式にしたところでございます。

今後につきましては、委員ご指摘のとおり1 億5,000万円の船でもございますので、検討を早 急に、今まで五島市に譲渡ということで協議を 進めてきておりまして、早急に譲渡を進めると いう方向に変わりはございませんので、まずは 協議を進めてまいりたいと考えておりますので、 協議のそういった状況を踏まえまして、どうい った保管の方法があるかを関係者の方にご意見 を伺ってみたいと考えております。

【山田(博)委員】 保管の方法というよりも、契約書をきちんと交わさんといかんと私は言っているわけですよ。保管の場は造船所しかないんだから。大切な1億5,000万円の品物を、施工伺いでそんなにやっていいのかと、私はそれを指摘しているわけだよ。

産業労働部長、どう思いますか。1億5,000万円だよ、これ。お答えください。

【廣田産業労働部長】先ほどご説明しましたように、短期で五島市に譲渡することを前提に取り扱っておりまして、現在も譲渡に向けて事務を進めております。

この後の譲渡の手続がどうなるか、若干確定 していないところがございますけれども、その 状況を踏まえまして必要な措置をとりたいと考 えております。

【山田(博)委員】 平成28年から5年もたっていて、こんな状態が許されるわけないでしょうが。1億5,000万円の船なんだよ。産業労働部長、あなたはこれがいいと思っているんですか。了と思っているんですか。1億5,000万円だよ、これは。いくら国から譲渡されたといえども、長崎県としてしっかりせんといかんよ、これは。いかがですか。

【近藤委員長】 5分たったろう。答弁は後で答 えてください。

ほかに。

【坂本(浩)委員】 じゃあ、ちょっと早口で質問します。事前に出しておりました高校生の県内 就職率の向上についてであります。

委員会説明資料の6ページにありますように、今年の3月の高卒県内就職率は65.6%で、第1期総合戦略の目標65%を上回る結果となったという報告ですが、来年の春は、いわゆるコロナ禍の中で非常に厳しいことが予想されると思いますが、具体的に県としてどういった取組をするのかお示しください。

【宮本若者定着課長】来春卒業予定の高校生に つきましては、春の方では一斉休校等の影響に よって、やはり企業情報の収集が難しい状況に ございました。

このため私どもの方では、県内企業を紹介している動画や、あるいは地元で働く若者の声などを一覧にしたガイドブックをつくりまして、高校3年生に配布して、企業研究に資するような取組を行ったところでございます。

一方で企業側に対しましては、高卒の場合は 求人票を必ず書いてハローワークに提出するん ですが、自分の会社の魅力をしっかり伝えると か、わかりやすい求人票の書き方とか、そうい うポイントをまとめた動画を作成して、インタ ーネットで周知、配信したところでございます。

それから、これも企業側に対してですが、コロナ禍で確かに求人も厳しい状況にあるんですが、そういった中でちょっと苦しくても、できるだけ採用を継続して、去年もして今年もして来年もする、これが未来に向けた獲得にもつながるものですから、そういったところをぜひお願いしたいというような要請をして、どうにか対応を図ってきているところでございます。

それら全体を、私どもの方で予算化しておりますキャリアサポートスタッフが学校現場におりますので、具体的にはそういった人たちがきめ細かな支援をして、生徒の意見を聞きながら、今は応募に備えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。具体的な取組 については、今後の委員会等でもまた取り上げ させていただきたいと思います。

現状認識としては、もうわかっているだろうと思いますけれども、私がちょっと調べたところでは厚生労働省が、来年の春に高校、中学を卒業する生徒について、高校・中学新卒者のハローワーク求人に関わる求人・求職状況というのを取りまとめていますね。

新しいのが多分、7月末に発表されたと思いますけれども、長崎のハローワークで求人数が3,436人ということで、前年比で26.7%減少という数字があります。

それから、これは3月に課長にお願いして、 県内の高校生の就職状況の資料をつくっていた だきました。それによると、高卒者の就職先の 主な業種が、今日の午前中にも議論がありまし たように、今、コロナ禍で解雇とかそういう影 響を非常に受けている製造業、宿泊、飲食、卸 売、小売、生活関連サービス、そういったところがトップテンに入っているんです。製造業が ダントツなんですけれども。

だから、そういうのをもちろん認識はされていると思いますので、今年度は当初予算でキャリアサポートスタッフの配置だとか様々な取組をしていますけれども、それだけではなかなか、この現状を打開するに至るのかどうか、そこは県としても今後努力されると思いますけれども、今私が言っただけでも非常に厳しい数字が待ち構えているのはもう間違いないというふうに思いますので、ぜひですね。

具体的な取組については、今後の委員会等々の中で議論させていただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。以上です。

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 産業労働部関係の審査結果について整理したい と思います。

しばらく休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を 終了いたします。

本日の審査はこれにとどめ、28日午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 2時47分 散会

# 第 2 日 目

# 1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月28日

午前10時 0分 自 午後 3時44分 至 於 委員会室4

水産加工流通課長 吉田 誠 水産加工流通課 齋藤周二朗 (企画監) 漁港漁場課長 橋本 康史 漁港漁場課 一丸 俊雄 (企画監) 総合水産試験場長 中村 勝行

君

君

君

君

君

# 2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君 副委員長(副会長) 中村 一三 君 委 員 八江 利春 君 " 坂本 智徳 君 中島 君 廣義 " " 山田 博司 君 浅田ますみ 君 " 西川 克己 君 " 坂本 浩 君 " 饗庭 敦子 君 山下 博史 君

### 3、欠席委員の氏名

な

#### 4、委員外出席議員の氏名

"

な

## 5、県側出席者の氏名

水 産 部 長 君 斎藤 晃 水産部次長 西 貴史 君 水産部次長 川口 和宏 君 水産部参事監 内田 智 君 小田口裕之 漁 政 課長 君 漁業振興課長 岩田 敏彦 君 (参事監) 漁業取締室長 啓一 松本 君 水産経営課長 渡邉 孝裕 君

# 6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行 います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、議案説明をお願いいたします。 【斎藤水産部長】 おはようございます。

水産部関係の議案について、ご説明いたしま す。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第7号)」のうち関係部分であります。

歳入予算は、国庫支出金3,584万円の増、合計 3,584万円の増。

歳出予算は、水産業費3,734万円の増、合計 3.734万円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(長崎産水産物輸出倍増事業費について)

輸出先のニーズに対応したHACCP等の基 準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改 修、機器の整備等に対する支援を実施する経費 として、長崎産水産物輸出倍増事業費3,584万円 の増を計上いたしております。

(養殖業継続・再生緊急対策事業費について)

7月初旬の豪雨による海水の塩分濃度低下が原因とみられる島原市のアワビのへい死対策として、養殖経営の継続のためアワビ種苗の購入等を支援する経費として、養殖業継続・再生緊急対策事業費150万円の増を計上しております。(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。 繰越明許費については、施工計画・設計及び 工法の変更の遅れ等により、事業の年度内完了 が困難であることから、漁場水産基盤整備費 7,800万円、県営漁港水産基盤整備費1億5,330 万円、合計2億3,130万円について、繰越明許費 を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明 を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、水産加工流通課長より 補足説明を求めます。

【吉田水産加工流通課長】お手元に配付しております資料1、「令和2年9月定例会県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2年度9月補正予算(案)について」、説明をさせていただきます。お手元の方にご用意をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

最初に、長崎産水産物輸出倍増事業費について、ご説明いたします。

経緯といたしましては、本年7月に、九州農政局から食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業にかかる追加募集の通知があり、これを受けて、各市町などを通じて要望調査を実施した結果、3市から実施希望が上がってきたものでございます。

事業の概要は、水産物の輸出拡大を図るため、 食品製造事業者等が取り組む製造・加工など施 設の整備や、HACCP認証取得等への支援であり、今回、補正予算額として3,584万円を計上いたしております。

具体的には、対馬市において、株式会社ジャパン・シーフーズが製氷器と排水処理設備導入、 壱岐市において、壱岐東部漁協が急速凍結機と 真空包装機導入等、平戸市においては、株式会 社長崎ファームが施設改修と急速凍結機導入等 を計画し、製造したそれぞれの輸出品目を中国、 アメリカ、台湾などへ輸出拡大を図ろうとする ものであり、事業者ごとの取組につきましては、 表中に記載のとおりでございます。

次に、2ページ、養殖業継続・再生緊急対策 事業費について、ご説明いたします。

この事業は、7月豪雨による島原市のアワビ 養殖被害対策として、養殖経営の継続・再生の ためのアワビ種苗の購入経費等への支援として、 150万円を計上いたしております。

養殖アワビの被害は、島原漁協が運営する2 つの陸上養殖施設のうち、海水汲み上げによる 「掛け流し方式」で行っている第1陸上養殖場 で発生し、飼育中の8万4,000個が全滅、被害金 額は約1,500万円に及びました。

被害発生の要因といたしましては、海水の低塩分化が長期間続いたことであり、「閉鎖循環方式」を併用している第2陸上養殖場では被害を回避することができております。

今後の被害対策として、島原漁協では、閉鎖 循環設備等が整っている第2養殖場に集約して 養殖事業を継続する計画といたしております。

県といたしましては、島原漁協による事業継続と早期の事業再生を図るとともに、今回の陸上養殖アワビが共済制度の対象外であったことを踏まえ、島原市とともに、被害対策分として1万6,000個のアワビ種苗の購入経費等を支援

しようとするものであります。

なお、今後も県内で同様の被害が起こること も想定されますので、県が支援を行う場合とし て、共済制度の有無、市町による支援措置及び 今後の被害対策等を要件として整理をいたして おります。

以上で、令和2年度9月補正予算案についての 説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】 次に、漁港漁場課長より補足 説明を求めます。

【橋本漁港漁場課長】 繰越明許費のうち、漁港 議場課関係分について、補足してご説明いたし ます。

お手元にお配りしております資料2、「予算 決算委員会農水経済分科会補足説明資料【繰越 事業理由別調書】」の1ページをお開きくださ い。

まず初めに、繰越明許費につきましては、今年度は、9月定例県議会に計上することといた しました経緯等をご説明させていただきます。

令和元年度までは9月議会には未計上でございまして、11月議会及び2月議会において繰越明許費を計上してきておりました。

一方で、公共工事に関する国の動きといたしまして、働き方改革の推進等を目的として、令和元年6月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法の一部が改正され、これに関連する「発注関係事務の運用に関する指針」が令和2年1月30日に改正されております。この運用指針において、発注者が必ず実施すべき事項として、施工時期の平準化と適正な工期設定が新たに定められております。

このような国の動きに対応するため、令和2

年度におきましては、令和2年10月から12月に 発注する工事で、休日、準備・余裕期間、天候 などを考慮した場合、適正な工期が確保できな い工事を9月議会に計上することといたしたも のでございます。

次に、2ページをご覧ください。

こちらは第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち、5ページに掲載されております農林水産業の関係部分を理由別に整理したものでございます。

上段の表は、漁港漁場課の令和2年度から令和3年度への繰越について、繰越理由別に繰越件数、繰越額を示しております。

漁港漁場課の繰越明許費は全体で2件、2億3,130万円でございます。繰越理由については、記載のとおりでございます。

3ページは、県営漁港水産基盤整備費、漁場 水産基盤整備費の予算科目別に繰越理由の区分、 事業名、繰越理由等を記載しております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたしま す。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。それでは、順を追って質問させていただきたいと思います。

まず、長崎産水産物輸出倍増事業費について お尋ねしたいと思うんですが、今回、3社から 要望が上がっているわけでございますけれども、 これは3社しかなかったのか、絞ったのか、ま ずそれをお尋ねしたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】今回の要望につきま しては、3社のみからございました。 【山田(博)委員】 3社しかなかったということ でございますね。それは、各市とか町が、関係 する漁業の方に確認したところ、3社しかなか ったということで、間違いございませんね。

後から、いやいや、こういった制度があったと、私たちも知っていたら応募していたということはないということで理解していいんですか。これは大切なことですかね。

もう一つは、2分の1と言いますけど、つけ足 しがあるのかないのかも含めて、お答えいただ きたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】今回の事業につきましては、市町の方に紹介をいたしまして、そこから上がってきた内容をご提案しているものでございます。

併せまして、こういった国の制度があることを、できるだけ多くの事業者の方にお伝えすべきということで、私どもの課では、水産物輸出連絡会という形で、今、69社の方、これは既に輸出をやられている方と、今後、輸出をやりたいという意向を有する方、この方々とメーリングリストというのをつくっておりまして、国からまいります情報は全てその方々と共有をいたしております。その二本立てで周知を図った上で、今回、3社からきたということでございます。

今回、事業につきましては、個社支援という 形になっておりまして、県としては、継ぎ足し の方はいたしておりません。全額、2分の1国か らいただいて支援をするということを想定して おります。

【山田(博)委員】 県は知らないけど、市とか、町とかはどうなっているんですか。それは、最初から県はやらないようになっていたのか、市町はつけ足しをしないようになっているのか、

そこをお答えいただけますか。

【吉田水産加工流通課長】この事業につきましては、県としては、上乗せの支援というのは想定をいたしておりません。

市町におかれましては、それぞれの判断で支援を考えられておりまして、今回につきましては、壱岐市の申請分につきましては、市独自に上乗せ支援措置をなされるという計画でございます。

【山田(博)委員】 わかりました。この制度が、 2分の1出してくれるということでありますの で、しっかりと対応していただいて、水産物の 倍増事業費を生かしていただきたいと思います。

それで、もともとの倍増計画はどれぐらいを 見込んでいるんですか。当初はどれぐらいで、 この国の予算で、じゃ、中国とかアメリカとか 何かにどれぐらい予定しているのか。

以前、イカを中国に持っていって、輸出をしたら、100杯持っていったら、3杯しか売れなかったという事例があって、ああいった悪夢がないようにせんといかんからですね。そういった検証はいつするのか、まだ全く報告がないから、ここで言いませんけれども、事業の費用をどれぐらい見込んでいるのか、構想も含めてお答えいただきたい。

【吉田水産加工流通課長】この水産物輸出倍増 事業費につきましては、過年度に予算化をさせ ていただいた事業でございまして、その当時に おきまして、まず、20億円の事業を40億円にす るという目標を立ててこの事業を立ち上げてお ります。

今回のこの3社の輸出計画、5年程度の計画になりますが、今、私どもがいただいております計画といたしましては、1億5,000万円程度の目標値を掲げられているということでございます。

【山田(博)委員】 国の事業を活かして、さらに 水産物の輸出を、1億5,000万円を目標に頑張っ ていただきたいと思っております。

続きまして、養殖業継続・再生緊急対策事業 費という予算がありますけれども、これは、先 ほどの説明であると、要するに、こういった貝 類には共済がないということで、支援せんとい かんと。これは、私も一定理解できるわけでご ざいますが、そもそも貝類とか何かの共済の方 は、国の考えというのはもともとどうなってい るのか。しっかりとそこをやっていただければ、 島原の漁協もいろんなご苦労もなかったと思う んですが、まず、共済の方は、国の方の動きと いうのはどのようになっているかというのを説 明いただけますか。

【渡邉水産経営課長】先ほど委員がご指摘の貝のことについてですけれども、貝については、 真珠、カキ、そういうものが対象になっている だけで、それ以外のものについては対象になっていないという状況です。

今後、こういうものについては、また国に対 してもいろいろ話をしていくことになると考え ております。

【山田(博)委員】 アワビ、サザエはないんでしょう。長崎県の中でも、こういったアワビ、サザエを養殖しているところはたくさんあるわけです。アワビとかサザエとか貝類はないということでありますけれども、国の方に要望活動というのはいつからされていますか。

【渡邉水産経営課長】 貝類については、これまで要望という形ではしておりません。マグロとか、トラフグとかについては行っていたんですけれども、 貝類については行っておりません。

今後、貝類については、また、生産の状況とか、経営の状況を見ながら、国に対してどのよ

うに話をしていくか、検討していきたいと考え ております。

【山田(博)委員】 渡邉課長、あなたは水産経営課長として、今の発言というのはいかがなものかと思いますよ。

というのは、この島原のアワビ養殖が被害を受けて、国の方から農水副大臣も、大変忙しい中、視察をされた。これは、事態を重く見たわけですね。ということは、国もそれだけの認識を深めたというのであれば、しっかりと国に要望すべき時期にきているんじゃないですか。

大体、こういった被害というのはほかにもあったでしょう。なかったんですか。あったら、本当は速やかに動くべきじゃなかったんですか。今はしてませんと、これから様子を見ながらするというのは、そういった言葉はどうかと思いますよ。

いいですか、これは県単で出すんでしょう、 県単で。それで出して、やっぱり何とか応援せ んといかんという中に、共済が対象になってな いというんだったら、これはいかんなと思って、 速やかに動くべきじゃないんですか。水産部長、 そう思いませんか。小学生でもこんなことを思 うよ。お答えいただけますか。

【渡邉水産経営課長】この点については、掛金とか、また、国全体の養殖の状況とか様々な問題がありますので、当然そういうことを含めて保険の設計をしなければならないという状況であります。

こういうことを踏まえて、国に対して、そう いうようなものをちゃんと検討していただきた いということを働きかけて進めていきたいと考 えているところでございます。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、なぜ今 までしなかったのかと言っているわけだ。今、 水産経営課長がおっしゃったのは、あなたはどっち側の立場で言っているんですか。今のあなたは、国側の立場で言っているんですか。国がこう考えるんじゃないかじゃなくて、あなた方は長崎県の職員ですよ。漁業者、漁業組合の皆さん方のこういった被害の状況を見たら、どう働きかけをすべきかというのはわかるじゃないですか。

大体私は、水産部長にお答えいただきたいと 言っているんですよ。あなたは水産部長ですか。 わきまえなさい、しっかり。

部長、お答えいただけますか。

【近藤分科会長】ちょっと待って。指名するのは私ですから。だから、内容的なことを課長が答えて、それで、それに附属することがあったら、部長、手を挙げてください。

【山田(博)委員】議事進行、休憩してください。 【近藤分科会長】 休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【斎藤水産部長】アワビですね、特に陸上養殖ということで、そもそも申し上げますと、まず、 共済という制度というのは、やはりある程度広がり、あるいはニーズ、制度を設計するための データ、こういったものがそろってないと、す ぐに共済をつくるといったことはなかなかでき ないということでございます。

共済について、今般、地元の方からも、共済制度を設計してくれないかと、こういうことが今後あったら、陸上養殖の投資もなかなかできないというお話というのはお伺いしているところでございます。

また、先ほど委員ご指摘のとおり、加藤前副

大臣が来られました。そのときに私もご一緒させていただきました。こういった要望が上がったところでございますけれども、加藤前副大臣からは、共済制度についての要望というのは承ったと、国としても、今後そういったデータを集める、ニーズを集める、こういったことを検討してまいりたいといった回答を得ているところでございます。

我々としても、こういった情報というのをどんどん水産庁なりに上げていって、よりよい仕組みができるように努めてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 水産部長、おっしゃるとおりですよ。それは、あなたは水産部の部長として立派な答弁だったと思います。そうあるべきですよ。

陸上養殖というのは、水産経営課長は対馬振興局におったんだよ。対馬振興局でも陸上養殖をやっているんですよ。ああいった答弁をするのはどうかと思ったんですよ。いろいろ立場もあるけれども、水産部長がおっしゃったような対応を、これから引き続きしっかりとやっていただきたいと思っております。

そういった要望をしたということを最初に言っていただければ、こういった議論にならなかったわけですよ。今後もしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、一つだけ確認ですけれども、今回の 養殖業継続・再生緊急対策事業費とありますけ れども、これは今回限りなのか、ずっと続くの かというのをお尋ねしたいと思います。

というのは、共済ができない状況であれば、 漁協組合とかは大変なんですよね。今回は緊急 だから、今回限りとかなんかじゃいかんから、 しっかりとした、来年も再来年もずっと続くよ うな対応をしてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

【吉田水産加工流通課長】 今後、同様の被害が 出た時に、こうした支援措置が続けられるのか というご質問だと理解いたしました。

その年、その年の予算措置につきましては、 議会の付議事項でございますので、そこは議会 の方にお諮りをしながら進めていくということ になろうかと思いますが、今回、下の方に要件 あたりを整理させていただいております。今回、 こういう要件で、こういう甚大な被害に対して、 事業を継続するための支援措置を部としてつく らせていただきました。同じように、赤潮あた りもこういう要件を整理してやっておりまして、 甚大な被害が出た時には、その都度、議会の方 にお諮りして予算措置をお願いしているという 状況でございますので、また、そのように進め させていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 これは、水産加工流通課長、大変すばらしい制度ですから、いずれにしても加藤前農水副大臣のバックアップもあったでしょうから、ぜひこの制度を継続していただきたい。

財政当局がああだこうだ言ったって、しっかりとこれはやってもらいたいですよ。それを要望して、一旦終わりたいと思います。

【山下委員】 おはようございます。

私から、長崎産水産物輸出倍増事業費について、数点お尋ねをさせていただきたいと思います。

もうご承知のとおり、コロナ禍において、こういう支援をしていただくことは大変すばらしい支援だと思っております。特に、HACCPに沿った衛生管理をしていただける仕組みをつくって、どんどんニーズを広げていくというと

ころですばらしいと思っております。

2点だけお尋ねなんですが、まずコロナ禍で、 例えば出口というか流通関係ですね。かなり世 界的にも流通が滞っていまして、もちろん飛行 機の便、船の便等かなり制限があったりとか、 通常じゃない状態が今続いていると思いますが、 仮に輸出国、中国、アメリカ、台湾等書いてい ますけど、こういった先にお届けする、今、流 通の輸送の心配というのはどのように考えられ ているのかというのが一つ。

もう一つは、やっぱりこういう事業をされるということは、入り口から出口までといいましょうか、きちんと輸出の実績等をチェックするとか、確認するとか、そういうところまでの体制が今できているのかどうか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

【吉田水産加工流通課長】 事業を構築しても、 つくったものが海外の方に流れなければ、とい うご心配のご意見だと思います。

現状、コロナ禍において輸出の状況がどうなっているかというのを、まず概略説明いたします。

まず中国につきましては、長崎便とか福岡便の旅客便の方は、今、通常通り運航はできておりませんが、国内については、成田便とか関空からの貨物便は運航しておりまして、中国の方に「長崎鮮魚」と送っておりますけれども、これは関空便の貨物便を使って、今輸出しております。前年度の大体6割ぐらいのところの推移で輸出はできているという状況でございます。

アメリカ便につきましても、一時期ストップをしておりましたけど、いろんな業界紙あたりを読みますと、大体5割ぐらいまで北米向けの、例えばブリあたりの輸出についても戻ってきているという現状でございます。

今回につきましては、国内もかなり流通が滞った時期がございましたけど、そういったものを高鮮度に加工してストックして、そういうツールを使いながら海外に持って行く。特に今回は貨物便あたりを想定されているようでございます。貨物便は比較的影響は少ないという状況ですので、そういった出口戦略のもとで、皆様方は輸出を進めていくというお考えでございます。

2点目、輸出の出口の実績でございますけど、 先ほど申しました輸出連絡会、そういった組織 については、毎年輸出実績というものを私ども はデータをいただいておりまして、それを県の 輸出実績として、例えば令和元年度でしたら、 今現在31億円という実績でございますが、これ は皆様方の協力をいただいて、県として現状の 輸出の把握をしているところでございます。

今回の皆様方についても、皆様、輸出連絡会に入っていただいておりますので、同じ歩調で、 私どもは一緒に輸出を進めていきたいと考えております。

【山下委員】 ご答弁ありがとうございました。 特に2点目のところですね、きちんと実績をチェックしていただいて、私どもにもまた報告をいただいて、それがまた次の新しい事業とか、2弾、3弾というふうにつながっていくと思いますので、ぜひともこの支援制度を使っていただいて、コロナ禍で本当に大変な状況になっている加工業の皆さんに利用していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

【浅田委員】山下委員の質問とほぼ同じでかぶるんですけれども、若干お尋ねしたいのが、6割は戻っていると、被害額という言い方がいい

のかどうなのか、難しいところだと思うんですが、皆さんが想定していた分と、大きく額的にはどれぐらい落ち込んだというか、数値的にわかっていれば、それをまずお知らせください。

【吉田水産加工流通課長】明確にこれだけ落ちたというところは申し上げにくいんですが、その前の年の輸出額が33億円、それを私どもはできるだけ、先ほど申しました40億円とか50億円に近づけるように推進したいと思っておりましたところ、やっぱりコロナの影響で2億円減になりまして、令和元年度は31億円になったというのが現状でございます。

【浅田委員】2億円の減になったと、大きい額と言えば大きい額でしょうけれども、それをいるんな努力によって、そこの差をすごく縮めていただけているものかなというふうには感じております。

ただ、今回、この3件しか手を挙げなかったというところ、もっと輸出を増やすという段階で、県としては、今後いろんな協力団体とかの呼びかけとか、そういう広がりはどのように考えていらっしゃるんでしょうか。さっき40億円や50億円に伸ばそうとしている中で、今回、この3社にとどまっているという現状です。

【吉田水産加工流通課長】冒頭、補足説明で申 し上げましたけれども、今回のこの事業につき ましては、昨年度の補正と今期の当初で少し不 用額が出たということで追加募集があった関係 で、この9月定例会に私どもの方は予算案とし て上程させていただきました。

間もなく国の方は、来年度予算の概算あたりが出てきますので、そのときにはしっかりと、また、この事業の予算額あたりが見えてきた時には、当初で申請ができるように進めていきたいと考えております。

【浅田委員】ありがとうございます。先ほど山 下委員もおっしゃっておりましたけれども、や っぱり長崎にとって大事な水産業の中での加工 というところをどう増やしていくかというのは、 非常に大きなところかと思います。

それと、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけれども、輸出禁止になった、長崎が今まで一生懸命努力してやっていて、今のところ禁止のままというところはあるんですか。入れなくなってしまった、2億円のという部分の中に入るのかもしれませんが、国としてというのが特段あれば、そこだけ教えてください。

【吉田水産加工流通課長】今回のこういう情勢の中で禁止になった国についてはございません。 【饗庭委員】同じところなんですけれども、先ほど輸出が6割減った、5割減ったというようなご説明だったかと思うんですけど、この倍増計画で、減った分を倍増なので、戻してもとの量ぐらいにするのか、もともとあったのを倍増するのか、そのあたりを教えてください。

【吉田水産加工流通課長】輸出に取り組まれる 皆様全体の取組の総額として目標値を設定いた しとおりますので、減った分を取り戻すという よりも、新たな取り組みも含めまして、掲げて おります目標を到達させたいという意向でござ います。

【饗庭委員】となりますと、現状からすると1.5 倍ぐらいということかと思うんですけど、それにはかなりの取組が必要かと思うんですが、どれくらいで倍増できるというふうに見込んでおられるのか、お伺いします。

【吉田水産加工流通課長】目標といたしましては、まち・ひとしごと創生総合戦略もございますし、このたびの総合計画という計画もございますので、ここの集計のところで、また目標値

も少し変えながら、先ほどは、事業上は40億円と申しましたけれど、私どもはさらに増やしたいということで50億円に目標値を、今回の総合計画では立て直しまして、それで進めていきたいと考えております。総合計画の計画期間の最後に50億円を達成したいということでございます。

【饗庭委員】目標値が高くて、なかなか難しいのかなというふうに感じるところでございます。その中で輸出国というところで、今、禁止はないというお話でしたけど、輸出国も今後増やしていくのか。このコロナ、本当に見えない状況なので、実質に合った支援が、私は必要かなというふうに考えているので、そのあたりを教えてください。

【吉田水産加工流通課長】支援の内容といたしましては、例えば中国市場あたりは、長崎の魚における大きな市場でございます。ただ、まだまだ大きな国の中で、北京、上海を中心に行っておりますけど、南の方とか、その国の中でもまだまだ開拓の余地がある。そういったところは既存のルートを使いながら、さらに広げていきたい、そういうところもございます。

また、養殖魚につきましては、今、対米中心でございますけれども、生産者の方もかなり生産体制とかそういったところを整えてこられておりますので、一旦、今回、少しブレーキはかかりましたけれど、さらにこれは伸ばしていきたいと考えております。

同じように東南アジア、よその地区につきましても、新規の取組地区を広げつつ、既存のルートを広げていく取組をやっていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひルートを広げていただきなが ら、この事業主さんが、このコロナ禍で生き抜 いていけるようにしていただければと思います。
以上で終わります。

【八江委員】私からも同じようなことなんですけど、長崎県は水産県であるし、また、国も県も農水産物の海外輸出、輸出については大きな目標を掲げてやってきております。

その中でも、長崎県は韓国、中国、あるいは 東南アジアに非常に近いところにあるから、水 産県としては一番活躍すべきところであります し、お話にありましたように、ずっと拡大戦略 はつくっていただいて、50億円を目指すという 話もありましたので、大いに結構だと思います けど、国対国の費用問題も伴って、コロナで33 億円だったのが2億円ぐらい停滞して31億円に なったということなのか、全体的に不況でそう なったのかということはわかりませんけど、戦 略的にもう少し活発にやっていただきたいなと。

そして、今、この補助申請をやっている3事業体のみならず、もう少し多くのところが、特に日本の生鮮食料品の中でも、特に海産物というのは鮮度を求められておるし、また、衛生上非常に大事なものでもあるし、そしてまた、日本は鮮度がよくて衛生上安心だという日本式食事療法も世界に普及をしつつあるし、また、求められておるものではないかなと思っています。

そういう中では、もう少し戦略をしっかり立てて、先ほど饗庭委員のお話にありましたように、私は東南アジアというのが、我々はASEANという議員連盟もつくっておりますけれど、そういう中を考えますと、韓国、中国は一番需要が多いところであるし、歴史もありますし、また、食事療法も同じ国民の皆さん方だろうと思いますから、普及はしやすいけど、人口から考えてみても、まだまだ不足している部分があると。

私たちも何回となく中国を訪問して、マグロの解体ショーなどをして全国に普及はしておりますけど、まあ、まだまだかなと思って、特に長崎県のマグロ養殖問題等は、日本一のそういうものを持っておるし、そうなりますと、どのように送っていくかというのは、鮮度などがあられず、安全性を保つためのいろんな加工に設を含めてするのと、それから、輸送をしていただく、先ほど山下委員が言いましたように、輸送体系の問題等も絡めていきますから、もう少し深くというか、もう少し大がかりな体制を整えて「水産県日本一」を長崎県は目指すためには、海外への展開が大きく求められているんじゃないかと、私はつくづく思っております。

そのことをどのような基本姿勢で、どういうようにやっていくかと。ただ、目先の、揚がってきたからそれだけをするんじゃなくて、総体的なものを考えていただかないといかんのじゃないかと思うんですけれども、そのことを一度お尋ねしたいと思いますけど、いかがですかね。【吉田水産加工流通課長】委員からおっしゃられました、まず、今回の33億円が31億円に下がったのはなぜかというところにつきましては、やはりコロナ禍の影響で、一番の問題は、通常使っております航空便あたりが、旅客便が全て止まってしまった、物が運べなくなったというのが一番の影響でございます。それが2月ぐらいから発生をいたしまして、そこで大きく停滞をしてしまった。

現状につきましては、最初申しましたように、様々なルートを使いまして物が運べていると。 逆に言いますと、今まで使ってなかったルート でも魚が運べるというのがわかってまいりまし たので、そういう多様なルートを活用しながら、 さらに今から、中国とか台湾あたりのほうは、 経済のほうが先に回復しているような状況もありますので、物をしっかりと送っていきたいと考えております。

2点目が生鮮物、確かに日本ブランドで、これは所得階層の高い方々にかなりご愛顧いただいているところでございますけど、こういうコロナという問題がきますと、やはり冷凍してストックして、輸送コストを少し下げて、貨物便とかいろいろ使いながら出荷していくというのも、大きな戦略としては必要になってまいります。

今回の3社のうちマグロ養殖あたりの業者は、 そういう冷凍体制をつくりまして出荷をすると いう計画もございますので、そういった取組を 今後、県内の方にも、こういうのをモデルとし て広げていく必要があると考えております。

【川口水産部次長】八江委員おっしゃるように、水産県長崎としては、一層伸ばして、生産者の所得向上に貢献するというのは、旧来から言われているところでございまして、輸出の戦略につきましては、平成19年5月に輸出戦略会議というものを立ち上げまして、これを現在継続して、それぞれいろんな業界団体の方が集まって、輸出については議論をしていると。

そういう中で、県の輸出戦略というものも立てまして、現在は、令和元年の11月に立てたもので、令和5年まで、この戦略に基づいて取組を進めております。

戦略の中身につきましては、やはり相手国の 好みとかいろんなものがございますので、そう いうものもそれぞれ分析をしまして、例えば中 国は脂が乗ったマグロがいいとか、あと、米国 であれば脂が乗ったハマチがいいとか、いろん なものがございますので、そういう相手国のニ ーズに沿って戦略を立てて取組を進めていると ころでございます。

先ほどお話がありました、まち・ひと・しごとの計画でも、現在、総合計画を立てておりますが、その個別計画で「水産業振興基本計画」も、現在、計画の策定を進めておりまして、後ほどご説明させていただきますけれども、そういうものを計画の中で、しっかり県として中身をうたい込みながら、業界の方たちがプレイヤーですので、その方たちともしっかり手を組んで取り組んでまいりたいと考えております。

【八江委員】今のお話のように頑張っていただきたいと思うんですけど、以前、長崎県は水産4,000億円という構想があったんですよね。それは加工1,000億円、養殖1,000億円、沿岸1,000億円、そのほかに外洋の1,000億円、4,000億円構想というのがあって、それは随分前の話かもわかりません。私が議員になった時にはその話があったんです。

それからして、長崎県の魚市のところには25万トンぐらいの水揚げがあった、長崎の漁業量としてはですね。それが今は半減して、10万トンになっているかどうかわかりませんけど、極度に落ち込んでいるのは、需要の拡大もそうはいってないと思いますし、時代の変化で変わってきていると思います。

そういう中で長崎県の養殖漁業というのは、 県庁の中でも努力して、ブリをはじめタイ、マ グロというぐらいに世界が求めている養殖もで きた。そうすると、それをどのようにして売っ ていくかというのは、いろんな業界団体が中心 ですけど、それを誘導する中で、国が輸出を中 心にやっていこうと、これから日本式の漁業の 振興を図っていうこという中で国が取り上げて きておるわけですから、そのためには、やっぱ り長崎県はしっかりとした衛生管理上から含め ても、先手、先手でやっていくことが必要だろ うと。

輸送体系は、生をそのまま持っていけば、時間がかかれば悪くなるのは当たり前の話ですから、その鮮度を保って持っていくためにはどうすればいいかというのは、加工と輸送体系がしっかりすることと、相手のバイヤーといいますか、相手の国々と戦略をしていく。それは、国々の問題は国がやってくれると思いますけれども、そのためのものをしていこうとして、水産部長は歴代、水産庁から来てもらっているんですよ。今の水産部長も水産庁からだと思います。

だから、この人たちが何のために来ているかというのは、何のためというのは失礼な言い方かもしれんけど、任しとけって、長崎県の水産は我々が一緒になってやっていくぞという勢いがあって来てもらっていると、私はそのように感じておりますし、だから、それも大いに期待もいたしておりますので、最後に、水産部長の取組と、今後の衛生管理も含めて、それから、輸送体系をどうしていくかということと、国の方針以上に、長崎県はこうあるべきだということをお聞かせいただければ、私は質問を終わりたいと思います。それがないと、もう一度質問させていただきます。

【斎藤水産部長】ありがとうございます。委員がおっしゃられたことは、まさに長崎も含めた日本全体の水産をどうしていくのかという課題だと思います。

要するに、輸出を伸ばしていく、生産が安定 して定価格、定量、定質でつくれる養殖という のも、輸出を増やしてやっていく。こういった ことは全て日本、我が国の課題であると考えて おります。

ですので、それで水産といいますと、ご指摘

のとおり、「長崎」といった比重というのは非常に強いものであると感じております。長崎でうまくいけば、もしかしたら、日本全国で通じるモデルといったものもできてくるのではないかと考えているところでございます。

私も水産庁から来たということでございますけれども、まずは長崎の振興といったものを図って、それがひいては日本全体につながっていけるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

特にご指摘のございました、衛生管理の施設、 今回、こういった補正予算で対応させていただいていますが、こういったこと、あるいはいろいろな流通ですとか生産の施設といったものも、 国の事業などを活用しながら、総合的に構築できたらと考えているところでございます。

今後ともご協力の方、よろしくお願いいたし ます。

【八江委員】頑張っていただきたいと思います。 ありがとうございます。

そういう輸出とか輸入とかの問題になりますと、長崎県はもともとクジラの、言えば水揚げの多いところでもあったし、捕鯨関係があって、そうすると、捕鯨をどうするか。商業捕鯨に転換して、長崎県は、この前の議会でも、捕鯨船団をつくってなんで捕鯨をせんのかと、そういう輸出関係で、やっぱりそういうのと組み合わせながらやりとりしていくことは当然しよる。そして、あれは加工でいろいろできるというのは、加工しているから、輸入ができるわけですね、クジラの輸入というのは。

だから、こっちからマグロとか何とかを持っていく時は、どうすればいいかということも研究は当然していると思いますけど、そういうものを含めて、やっぱり県の検討を進めていただ

きたいなと、そういう思いで先ほど質問させていただきました。

そして、多くの水産団体の中、あるいは水産業者の中で、もう少しそういったものに対する指導の徹底もないと、コロナだけで3社しか出てこないぐらいでは、とてもじゃないかなと。もう少し、何十社かあって、勢いよく持っていくというぐらいのことを組織上考えていかなければいけないんじゃないかと思って質問させていただいておりますけど、そのことだけ最後に聞いて、今後どのようにそういうことを指導していくのか、転換を図っていくのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

【斎藤水産部長】先ほどから水産加工流通課長なり次長なり説明させていただきましたが、やはりいろいろな計画等々ございます。さらに、関係する連絡協議会、輸出であれば、そういった協議会といったものもございます。まずはこういった計画なり、あるいはその目的のためにつくってある連絡協議会を活用していくといったことが、まず第一ではないかと考えているところでございます。

ただ、そうはいっても、なかなかいろいろな物事、それだけでは進んでいかないといったこともございますので、そこについてはいろいるな、長崎県に来て非常に感じるのは、各地域、地域に普及センターであったり振興局なりあったりしているところでございますけれども、そういった職員の方々がいらっしゃいます。そういった方が地域の漁業者さん方、あるいは加工場さん方、そういったところに密に連絡を取り合って、いろいろな業務を進めているところではないかと考えているところでございます。

こういった日々の業務も通じながら、委員の ご指摘のあったことについて進めさせていただ ければと考えております。

【近藤分科会長】 ほかにありませんか。

【坂本(智)委員】 県の監査委員を経験させていただいた者の一人として、繰越明許費の件についてお尋ねいたします。

毎年出てくることなんですけど、これはね。 監査でもそうですし、決算委員会でもそうでご ざいますが、今回は違いますけれどもね。

品確法の一部改正による事業の遅れというこ とで、先ほど説明がございました。毎年、毎年、 まあまあ、大分少なくなったなと、件数として は少なくなってきたなというふうには思います が、大体何月ごろに出せば事業を繰越さなくて もいいのかなと。事業の内容だとか、金額だと か、請負金額だとかというものに関わってくる ものだというふうに思いますけれども、9月定 例会が終わった後に出すと、必ず繰越になって しまう。業者にとっては、3月、4月、5月、6月 と仕事のない時期に仕事がされるということで、 この繰越というものは非常にありがたい仕事だ というふうに思いますが、やはり県としては、 その年の事業の予算はその年に使ってしまわな ければというようなことがあろうかと思います ので、少なくしなさいというようなことを毎年 言われるんだろうと、公共事業に当たるセクシ ョンはみんな言われるんだろうというふうに思 いますが、大体何月ぐらいに発注すれば繰越さ なくても済むのかなと。わかる範囲で結構でご ざいますが、ご答弁いただけますか。

【橋本漁港漁場課長】工事の規模、それから内容によっても、委員ご指摘のとおり、工期というのは変わってまいりますが、私どもはこれまで繰越を縮減するためにやっていたことは、まずは上半期の発注率を上げましょうと、早めに発注をすれば繰越しも減りますよということで、

上半期の発注率を80%以上で発注するんだと いうことでやってきておりました。

例えば1億円の工事と3,000万円の工事では 工期も変わってまいりますが、少なくとも上半 期までには発注をしておれば、繰越しは少なく なるのではないかと思っております。

【坂本(智)委員】 ありがとうございます。上半期に80%ぐらい発注をすれば、繰越は少なくなるのではないか、あるいはなくなるのではないかなというような話が出ました。

確かに、発注が終わった後に、今年度の繰越 理由にもありますように、地盤の条件の変更だ とか、事業費が増大したことにより事業の計画 を変更しなきゃならなくなったというようなこ とがあるわけで、土を掘ってみたり、海を掘っ てみたりしなければわからないところもあろう かと思うわけですよね。確かに、それはあるん だろうと思いますけれども、できるだけこの繰 越を少なくするように、皆さん方もぜひご努力 をいただきたいということを申し上げておきた いと思いますが、いかがでしょうか。

【橋本漁港漁場課長】繰越につきましては、予算の単年度主義という原則は変わっておりませんので、なるべく減らす方向ではございますが、先ほど委員からも少しお話がございました平準化でございます。今、建設業としては、平準化を何とかしてもらいたいと。4月、5月、6月が非常に閑散期になっておりまして、これを年間を通して工事があるようにしてもらいたいというのが、今、建設業界の一番の要望事項でございます。

これを行うためには、債務負担行為の活用ですとか、いろいろなことがございまして、今回も、一つはきちんとした適正な工期をとるということで、今回、繰越を計上することによって、

早めに年度をまたぐ工事が発注できるということで、繰越は減らすようにはいたしますが、一番の取組としては、今、平準化に向けているんな方策を検討しているところでございます。

【山田(博)委員】 私も監査委員を経験した一人 として、いろいろと質問させていただきたいと 思っております。

先ほどの八江委員の大所高所からの質問みたいなことはできませんけど、私なりの質問をもう一度させていただきたいと思います。

まず、横長資料を見ていただけますでしょうか。この資料の中に、漁業取締室の予算計上が特段されてないわけですね。なされてないということは、私もいろんなところから、定置網の違反操業とかいろいろありながら、申告はしてもなかなか動かないと。動かないのは予算がないからしないのか、もともとやる気がないのか、どっちなのかと。今回、補正予算でも上げてぴしゃっとやっていくかなと思っていたけど、全く動きが見えないと。漁業者から長崎県議会の方に要望を出した方がいいんじゃないかと、真面目にやっている漁業者はばかばかしいと言っているわけです。

だから、今回、漁業取締室にはそういった予算が特段上がっていませんけれども、特段上げる理由がなかったのか、もともとどういった理由で今回上がってないのか、説明をいただけますか。

【松本漁業取締室長】毎年度、当初予算を計上させていただいておりますが、通常の漁業取締り業務は、例年の予算内で執行できておりますので、今回、補正予算については計上させていただいておりません。

【山田(博)委員】 そういうことですね。

そうしたら、漁業取締室長、県民の代表であ

る県議会議員からもしっかりとした情報提供されたら、わざわざ県議会まで要望せんといかんのですかと言われることがないように、漁業取締りはしっかりとやっていただきたいということを要望して、この漁業取締室の質問を終わりたいと思います。

続きまして、先ほど繰越明許費についてお話がありましたけれども、坂本(智)委員からの質問で、上半期に漁港漁場課は80%の発注をしているとおっしゃいましたけれども、今回の国の品確法に関するのは、平準化ということになっていますね。そうすると、私たち県議会としては、繰越は極力減らしなさいといって、上半期にどんどん発注しなさいと言っている。だけど、今回の法律の改正では、平準化するから、繰越が増えてくる可能性が高いわけね。

そういった懸念もあるんですが、そこをざっくばらんに、担当課長として、今回、この機会だから、そこはきちんと言うべきことは言っておかないと、繰越が増えたじゃないかと、何やったんですかと、この法律がこうなってと、一々説明せんといかんでしょう。説明が必要ないように、この際、このかりとそれを言って、今回のこの法律の改をごいて、上半期が80%あったというのを含めて、お答えいただきたいと思います。 【橋本漁港漁場課長】まず、今回の平準化と繰越縮減が相反するものではないかというお話でございます。

予算は単年度主義ということが明記をされて おりますが、私どもとしては、関係部局、関係 者との協議の中では、やはり平準化というのが これから非常に重要になってくるということで、 平準化に向けて、活用できるものは活用する。 例えば、先ほど申しましたけれども、債務負担 行為を設定するですとか、当然、適正な工期を 設定すると。

今回も、適正な工期を設定するがゆえに、年 度内に終わらなくなったということになってお りますので、単年度主義というのはございます が、平準化に向けて取り組んでいきたいと思っ ております。

それから、次の質問について、申し訳ござい ません、もう一度。

【山田(博)委員】漁港漁場課長、あればせんば、 こればせんばの山田博司ですからね、いいです か、もう一度言いますね。

80%というのを、今、坂本(智)委員の質問に答えたでしょう。それを、今回の法律だったら、平準化せんといかんとなれば、上半期の80%というのを、今後どのようにしていくかというのをお尋ねしています。

国は平準化しなさいと言っているんでしょう。しかし、繰越は、単年度主義ではせんといかんから、80%しているんだけど、片方ではこうしると言って、片方ではこうせんといかんと言うでしょう。だから、あなたたちは大変だと思うんですよ。右からこう言われて、左からこう言われてね。そうすると、パニックになるんじゃないかと。だから、今回、いい機会だから、整理して、こういう方針でいくんですよときちんと議論しておけば、今後委員会等でまた議論することもなくなるだろうと思って、あえて私は質問しているわけです。お答えいただけますか。

今年度は、年度当初に、上半期の発注率80% という目標を設定いたしております。確かに、 あまり早く発注し過ぎると、工期が年度末に集

【橋本漁港漁場課長】 大変失礼いたしました。

中し、4月、5月、6月がなくなるということで、 例えば半分は後半に発注すれば、きれいに平準 化になるということも考えられますが、予算が ついた中で、早期完成というのは地元も望んで おりますので、全て全て後ろ倒しで発注すると いうわけにもまいりません。

ここははっきり申し上げて、まだ課の中で方針が決まっておりませんし、これは土木部の方ともいろいろ打ち合わせをしながら、今後の方針を決定していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 内田参事監、私は、今の漁港 漁場課長の答弁は納得いきませんね。

なぜかといいますと、国の品確法の改正が令和元年6月にあって、それに伴う発注関係事務の運用に関する指針というのが、令和2年1月30日ですよ、指針を示されたのがね。1月30日ですよ。昨日や今日じゃないんですよ。1月30日というのは、もう半年以上前のことでありながら、こういった今の答弁というのはどういうことかと、私はそう思うんです。わかっていますか。今の答弁では、まだ課内で協議していませんとか、これ、示されたのは1月30日ですよ。

だから、今の答弁では納得できませんし、も う一度しっかりとした答弁をいただきたいと思 います。

【内田水産部参事監】 今、ご指摘いただきました。

これまでは、確かに予算を単年度で使うということで、基本的には繰越さないという前提で、これまでもずっときておりました。ただ、品確法というものがまた出てきて、平準化と。我々もこれは、今までの考え方とまたすり合わせていかないといけないと思っておりますので、我々自身もいろいろ経験を積んで勉強していかなければいけないなと思っております。80%が

いいのかどうかということも、今後検証していかなければいけないと思っております。

ただ、発注というのは、なるべく早くやっておいても、適正な工期で、必ずこれは、例えば繰越てもいいと。必ずしもバッティングはしないんじゃないのかなということも思っております。

また、基本的には単年度主義ということできておりますけれども、平準化すべきものというのがどれぐらいあって、どういうことをしたら、なるべく早く収まるし、なおかつ、事業も円滑に、すごい繁忙期と閑散期との差というのが不合理に差が生じないようになるのかと、こういったこともいろいろ検証していきたいと思いますので、しばらく時間をください。よろしくお願いします。

【橋本漁港漁場課長】繰越の縮減と平準化という話です。

平準化につきましては、繰越だけが平準化を 進める方法ではございません。先ほどから申し ておりますように、例えば2カ年の債務負担を とるといったことも、これは年度をまたいで工 事ができるということで、平準化の有効な方法 であると考えておりまして、これまで漁港工事 では、債務負担をとる工事が少のうございまし たけれども、今年からは、2カ年債務をとって、 年度末で切れ目が生じない工事を行っていこう と思っておりますし、また、ゼロ工事国債、あ るいはゼロ県債なども活用して、2月ぐらいに 発注をして、4月、5月、6月に現地に入れるよ うな、いわゆるゼロ国債とかゼロ県債がござい ますので、そういったところも、今年度から積 極的に活用していこうと、そして、平準化を図 っていこうというふうに考えております。

【山田(博)委員】 私はそういったことを、確か

に見解とかというふうなのはわかる。私が言いたいのは、上半期に80%というのを、どれだけの目標でやろうかというのを、見解を聞かせていただきたいと。

時間をくださいと言うけれども、時間といっても、今年の1月30日に指針が出ているんだから。それで、時間をくださいと言って、今どれぐらいたっているかと言っているんですよ。そういった答弁というのは、どういうことかということになるじゃないかと言っているわけですよ。じゃ、もっと聞くと、時間をくださいというのは、どれだけ時間が欲しいんですかと聞いているんです。

法律はもう動いているんです、法律は。指針は動いているんですよ。あなた方はそれに基づいてやらないといけないという立場の人たちが、それがまだ進んでないというのはどういうことかと、議会に上げているんだから。そういう言い方というのはどうかということを私は言っているんです。

参事監、それはお答えいただけますか。

【内田水産部参事監】 80%というのは、ずっと今後、10年間、20年間、それでいくということを別に決めているわけではありません。

今年度は、やはり早期に完成させるべきところはさせていかなければいけないということで、今年度は80%ということで進めております。今後もずっとこれを続けていいかどうかということは、また今後、検証していくことになると思いますけれども、今年度は80%、それでしっかり進めていくということでございます。

【山田(博)委員】 今年度は80%、私もほかの質問がありますから、次に移りますけど、いずれにしても私が言いたいことは、法律というか指針が出て、もう時間も経過しているんですから、

そこをこれからしっかりと取り組んでいただき たいということを言っているわけです。それは 要望にして、この質問は終わりたいと思います。

次のページを見ていただけますでしょうか。

事業決定の遅れの中で、荒川地区において防 波堤の地盤条件の変更に伴いということであり ますけど、なおかつ、藻場調査業務で、新型コ ロナウイルスの感染拡大を受けてということで 延期することになったということでありますけ れども、公共事業で新型コロナ感染で、いろい ろと事業が遅れたとか何かというのを含めてど れだけあるのか、この2つの詳しいことをもう 一度説明いただけませんか。

なおかつ、実際、どこの会社がこれをやっているのか。例えば、最初は、防波堤の地盤はどこの調査会社がやったのか、2つ目の水産環境整備事業で藻場調査一式をやっていますけれど、それはどこの会社がやっているのか、そこをお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】まず、荒川地区の防波堤の地盤改良でございますが、すみません、このボーリング調査をどの会社がやったのかというのは、今、私の手元に資料がございませんので、 把握しておりません。

それから、次の藻場調査でございますが、これは、発注はまだしておりません。

【山田(博)委員】 防波堤の地盤条件が変更になったということでありますけれども、これは調査不足だったのか、会社がどうだったのか、それをちょっと。会社名はわからないということでありますけれども、なぜ条件が変わったのか。ボーリング調査が十分なされてなかったのか、そこを検証されたかどうかというのを説明いただきたい。

もう一つは、この調査を、新型コロナウイル

ス感染の拡大を受けてということでありますけれど、こういったことでこういった調査業務というのは、ほかにも延期したことがあるのかないのか、そこを2点、お答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】まず、荒川地区の地質調査の件でございますが、この工事は、県が管理 します荒川漁港で防波堤、それから岸壁用地等 を新たにつくろうとする工事でございます。

今まで何もなかった天然の入江に漁港の構造物をつくろうとしたものでございまして、計画時点は、近隣の参考になるボーリングデータがあれば、そういった近隣のボーリングデータを参考に、大体どのくらいの工事費がかかるであるうかというのを見積もって事業計画の事業費といたしますが、ここの場合は、全く何もないところに一から防波堤ですとか、岸壁をつくりました関係上、十分なボーリング調査ができていない。正確な数字はわかりませんが、恐らく県の単独事業で1本ぐらいしかボーリング調査をしていないと思います。

またあと、背後の地形等から推測はするんですが、ボーリング調査が少ないということで、今回、実際正確なボーリング調査をしたところ、非常に軟弱な地盤が出てきて、工事費が多大に増加したということになっております。

それから、調査のコロナの影響でございますが、4月、5月は、特に離島地区においては、調査員に現地に来てもらいたくないと、医療関係の充実があまりできていない、特に離島においてはそういったことから、地元からそういった要請がございまして、一部調査に入れないところがございましたが、その後、コロナの影響も落ち着きまして、今では入れるようになって、その分については、それほど遅れることなく調査を進めております。

ただ、今回計上させていただきましたものについては、これは調査時期を4月、5月に限定した藻場の調査になっておりまして、これは今からやっても、もう時期が違うということで、どうしても本年度はできないという状況になっております。

【山田(博)委員】まず、漁港漁場課長、先ほどの藻場の調査ですね、それは、今後そういった状態であれば、ただ単に施工計画とか工法の決定遅れということで出されておりますけれども、書き方を変更して、そういった新型コロナウイルスの対応とか何かで書いた方がわかりやすいと思いますので、それは担当課としても配慮しながらやっていたということで十分理解できますので、今後ともしっかりとした調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう一つの、荒川地区の防波堤の地盤の条件というのがありましたけれども、要するに、今の話を聞いたら、ボーリング調査を1本したけれども、よくよくやってみたら、軟弱だったと。その話は、沖縄県でも何か、防衛省でも似たようなことを聞いて、事業を計画したら、工期じゃなくて、まさか総事業費が変わるおそれがあるんじゃないかと。今、私がお聞きしているのは、総事業費が60億円と聞いているんですけど、それで、調査をしたら、軟弱地盤がどんどん見つかったということであれば、総事業費が変更になるのかどうか、変更があるんだったら、どれぐらいを見込んでいるのかというのをお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】私の説明不足だったかも しれませんけれども、この繰越理由のところに 書かせていただいております事業計画変更手続 が必要となったというのは、事業計画の全体事 業費が、委員ご指摘のとおり膨らみまして、この変更を行う手続を今行っているということで、 事業費は約8億円ほど増額をすることになった ということになっております。

【山田(博)委員】 ということは、何ですか、当 初は60億円じゃなかったですか。今、膨れ上がってどれだけになるのか、具体的な総事業費を 教えていただけませんか。

【橋本漁港漁場課長】全体事業費につきましては、39億円が、今のところ47億円になるという予定で計画変更を行っているところでございます。

【山田(博)委員】ということは、私が今聞いて、 別の事業の監査をしていて、県の方で漁場整備 だけでしたら、これは8億円かかるということ です。

そうすると、県の負担も増えるということですね。これは、詳細な説明はいつされますか。ということは、県の負担率もまた上がるわけでしょう。当初に聞いていたのは、私もちょっと数字的に勘違いしていたかもしれません。39億円が47億円、8億円上がると。要するに、地盤のボーリング調査をしていて、だんだんそれが軟弱だとわかって膨れ上がったと。そうすると、その負担割合というのは、また変わってくるわけね。そういったのは、県議会にいつ提出される予定なのか、それを説明いただけますか。

【近藤分科会長】 暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【橋本漁港漁場課長】事業計画の変更につきましては、全体事業費の変更も含めまして、今後、今年の10月下旬ごろを予定しておりますが、公

告縦覧をかけまして、広く県民の方にお知らせ をして、意見があるようでしたら意見をいただ くという手続を踏むことになっております。

議会の方につきましては、来年度の当初予算の時に、来年の分の必要額をお諮りしてご審議いただくことになっております。

【山田(博)委員】 じゃ、先ほどのボーリング調査というのは、もともとこういった時には1本しかしなくて、だんだん膨れ上がると、これは県の全体的な財政にも大きく関わってくるわけね、計画から。国の方にも迷惑をかける、地元にも迷惑をかける、ということになりますと、もともとのボーリング調査というのは、1本じゃなくて、本当はしっかりとやっておかないと思うわけですよ。もともと県というのは、こういった漁港とかの整備をする時には、ボーリング調査というのを1本しかしないんですか、単独予算で。調査をしていなかったおかげで、膨れ上がったじゃないですか。これは、沖縄県の普天間基地みたいになったじゃないですか。

だから、このやり方というのは、参事監、変えないといけないと。確かに、当初予算は厳しい予算であるけれども、結局は、全体的になると、こういうふうになってくるわけだから。調査を1本ちょっとしたから、これで大丈夫だと思ったら、やっぱり膨れ上がった、こうなってしまったといったら、国に迷惑をかける、地元にも迷惑をかけるんだから、こういったボーリング調査のあり方というのは、やっぱり見直さないといかん時期にきているんじゃないですか。それは、参事監、いかがですかね。

私は、事業としては、これはこれで否定する わけじゃないんだけれども、さっき言ったよう に、関係する自治体、国にも迷惑をかけますか ら、ボーリング調査というのをしっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかと思っているわけです。

私はさっき、沖縄県のことを大変だなと思ったけれども、我が長崎県でも、ましてや、また地元でこういうふうになったと、びっくり仰天ですよ。やり方というのを変えるべき時期にきているんじゃないですか。こういうふうな繰越事業の明細でも、きちんと理由として書かれているわけですから、それをお答えいただきたいと思います。

【内田水産部参事監】事業を実施しながら、額が大きく跳ね上がってしまうということも出てきておりますけれども、おっしゃられるとおり、それがやはりなるべくないように、事前の調査というのはしっかりとやっていく必要があると、私も思っております。

限られた予算の中で、単独予算の中でいろいろ調査をしなければいけなかったりであるだとか、制約もありますけれども、そこは十分な調査がしっかりできるのかどうかということも、これから気をつけていかなければいけないと思いますし、場合によっては、ボーリング調査と併せて、周りの既にわかっているような情報だとかをいろいろ併せて、よりしっかりとこういう事業費がなるべく正確に出していけるように、我々も取り組んでいかなければいけないと思っております。

【山田(博)委員】思いはわかりました。この際、今回の経験を生かして、指針なり要綱をちゃんとつくってやっていかないと、また同じことを繰り返して、また私から言われますよ。そのときはいないか、別のところに行っているからですね。別のところに行ったら、またあなたと会うんだから。同じことをやるよ、私は、国で。

そうなってしまいますから、今、ここでぴしゃっと解決しとかんといかんのじゃないかと思う、参事監。前向きに、もうちょっとぐっと踏み込んだ見解を聞かせていただきたいと思います。あなたらしくないですよ。よろしくお願いします。

【内田水産部参事監】事前の計画の立て方については、より精度を上げられるように、しっかり勉強させてください。よろしくお願いします。 【山田(博)委員】 あなたは今まで随分勉強したけど、また勉強するんだね。しっかり勉強していただいて、あなたも今のそれがぎりぎりでしょうから、ここで私も質問を終わりたいと思います。

【近藤分科会長】 ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

午前中の審議はこれにてとどめ、午後は1時 30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後 1時28分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

水産部長より総括説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】資料は、農水経済委員会関係 説明資料と、同資料の追加1、追加2及び追加3 がございます。お手元にご用意いただければと 思います。

まず、説明資料の1ページ目をお開き願います。

初めに、水産部関係の議案等についてご説明 いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第115号議案「長崎県手数料条例の一部を改正 する条例」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第115号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「漁業法等の一部を改正する等の法律」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について、7月豪雨の被害状況について、台風第9号及び第10号による水産業被害について、次期「長崎県水産業振興基本計画」について、長崎県漁業調整規則の改正について、ながさき水産業大賞につ

いて、長崎県水産業就業支援フェア等について、 藻場回復に関する最近の動きについて、新たな 総合計画の策定について、長崎県総合計画チャ レンジ2020の数値目標の進捗状況についてで あります。

このうち、主な事項についてご説明させてい だきます。

(新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応 について)

新型コロナウイルスにかかる本県水産業への 影響につきましては、主要漁協に聞き取り調査 を行ったところ、緊急事態宣言が出されていた 4月から5月に比べると魚価をはじめ流通面に おいて回復傾向が見られるものの、引き続き、 厳しい状況が続いております。

このような中、県といたしましては、県水産物の消費拡大対策として4月臨時会で議決いただきました「水産物学校給食活用推進事業」などを活用した取組を積極的に進めているところです。

学校給食への食材提供については、6月下旬から養殖のブリやマダイの提供を実施しており、今年度末までに県内外の小中学校等に約103万食を提供することとしております。また、国の指定品目が拡大されたことを受け、地域水産物を地元の学校給食に供給していく地産地消の取組も市町と連携しながら進めてまいります。

併せて、産直ネットや県内量販店等での販促キャンペーンの実施、新商品やホテル等での新メニュー開発など、水産物消費拡大対策も引き続き取り組んでまいります。

このほか、6月定例会で議決をいただきました「漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業」により、各種制度の相談体制を整備する漁協への支援を行うこととし、事業申請

を受け付けているところです。

加えて、国の『経営継続補助金』に上乗せ支援を行う「漁業経営継続支援事業」により、新型コロナウイルスの影響を克服するため、販路の回復・開拓や生産・販売方式の確立・転換などを行う漁業者への支援を行います。

なお、国の『経営継続補助金』につきまして は、第一次募集において本県では761件の申請 がされました。

さらには、国が休漁対策として漁場保全活動 等の取組を支援する「資源・漁場保全緊急支援 事業」について、計画策定等の事業実施に向け たサポート体制を整備し、事業の活用を推進し ているところです。

今後も、引き続き、市町や関係団体と連携の うえ、様々な対策の活用を図り、厳しい状況を 乗り切ることができるようしっかりと取り組ん でまいります。

続いて、説明資料の2ページ及び追加3の1ページをお開きください。

## (7月豪雨の被害状況について)

7月6日からの令和2年7月豪雨における水産 関係の被害については、県内全域で38件発生し、 被害金額は3億4,068万円であります。

被害の内訳といたしましては、漁港関係施設が 13件で1億2,688万円、漁船が13件で400万円、 漁協施設が1件で4,000万円、養殖・畜養魚介類 が11件で1億6,980万円でございます。

続いて、説明資料追加2の1ページ及び追加3 の1ページをお開きください。

(台風第9号及び台風10号による水産業被害に ついて)

9月の台風9号及び10号は県内全域に大きな 被害をもたらし、9月23日現在で1,276件、43 億2,722万円の被害が確認されています。 被害の内訳といたしましては、漁港関係施設が139件で28億6,880万円、漁場関係施設が1件で1億円、漁船が296件で7,244万円、漁港施設等が437件で1億4,082万円、養殖施設が246件で2億5,435万円、養殖・畜養魚介類が115件で7億6,501万円、漁具が9件で9,240万円、地方公共団体施設が33件で3,340万円であります。

漁港関係施設では平漁港及び芦辺漁港等の浮 桟橋の被災により島民の足となる定期航路の運 航に支障が生じていることから、早期の復旧に 向けた取組を進めているところであります。

今後とも漁業者のご意見を丁寧に聞き取り、 再建に向けた支援を実施してまいります。

続いて、再度、説明資料をご覧いただき、3 ページをお開きください。

(次期「長崎県水産業振興基本計画」について)

本県水産業を取り巻く環境は、水産資源の変動や新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う需要の減少、魚価の低迷などにより漁業経営は大きな影響を受けており、漁業就業者の高齢化や減少も進んでいることから非常に厳しい状況にあります。

このような状況の中、現行の「長崎県水産業振興基本計画」が今年度に終期を迎えるため、現在策定中の県の新たな総合計画の個別計画として、令和3年度から5か年間の本県水産業の指針とする次期基本計画を策定することとしております。

策定に当たっては、学識経験者、公募委員等で構成する検討委員会を設置し、これまでに計画の骨子案等についてご議論いただいたほか、県内各地域において漁業者等との意見交換会を開催し、幅広いご意見、提言等をお伺いしてまいりました。

現在作成している計画の骨子案では、「漁村

地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成」 「環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経 営体の育成」「資源管理の推進による水産資源 の持続的な利用と漁場づくり」「養殖業の成長 産業化」「県産水産物の国内外での販売力強化」 「多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力 の創出」の6つの基本目標を掲げ、それに沿っ た事業群をお示ししているところであります。

今後、県議会をはじめ、関係の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、更に検討を進めてまいります。

説明資料の6ページをお開きください。 (新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇談会でのご意見等を踏まえながら、施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかを明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち水産部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化を推進することとしております。基本戦略2-3「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、漁業者の経営力強化や資源管理の推進と漁場づくりのほか、養殖業の成長産業化や県産水産物の国内外における販売力の強化などに取り組んでまいり

たいと考えております。また、基本戦略3 - 1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域の活力と魅力あふれた漁村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、引き続き、県議会や有識者懇談会の ご意見をお伺いするとともに、パブリックコメ ント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、 今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまい ります。

その他の事項の内容については、記載のとお りであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わ ります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし ます。

【近藤委員長】次に、漁業振興課長より補足説明を求めます。

【岩田漁業振興課長】お手元に配付しております資料3、農水経済委員会補足説明資料をご覧ください。

第115号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」について、補足説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

1の長崎県手数料条例について、について記載しておりますとおり、本県の手数料条例には、漁業法に関連する事務についての手数料が規定されておりますが、2の改正理由について、に記載しておりますとおり、同法が平成30年に改正され、本年12月1日に施行されます。

そこで、今回、同法の施行に併せて、長崎県 手数料条例につきましても、所要の改正をしよ うとするものでございます。

改正点は、主に3点ございます。

点目は条項の修正です。

今回の法改正に伴い条項番号が変わっている 箇所について、手数料条例の条項番号を、法改 正後の条項番号に修正するものです。

点目は用語の修正です。この内容について は、2ページの図も併せてご覧ください。

漁業法の中には、「漁業権」という概念について規定がありまして、従来より 共同漁業や 魚類養殖のように、多数の漁業者が参入できるよう、地元の漁業協同組合へ免許する漁業権と、

定置漁業や真珠養殖のように、企業や個人に 直接免許する漁業権がありますが、法の改正に より、前者を「団体漁業権」、後者を「個別漁 業権」として新たに用語を授けたことから、手 数料条例に記載されている用語も併せて修正を 行うものです。

点目は、「沿岸漁場管理団体」指定に係る 事務並びに手数料の追加です。

今回の法改正により、県が水産動植物の生育 環境の保全等のため保全活動を実施すべき漁場 を保全沿岸漁場として設定し、当該保全沿岸漁 場ごとに、漁業協同組合等から申請があった場 合は、「沿岸漁場管理団体」として指定できる 規定が追加されたため、指定に係る審査事務と その手数料について新たに条例に追加するもの です。

手数料額につきましては、事務手続が漁業権の免許申請に対する審査事務とほぼ同様のため、これと同額の1件3,900円を設定しております。 以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし ます。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、 これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、第115号議案につ

いて幾つかお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

漁業法の改正に伴って、今回の条例の改正がなされているわけでございますが、私がお尋ねしたいのは、沿岸漁業管理団体として指定されることの手数料が発生しますよということになっておりますけど、これはわかりやすく言うと、沿岸漁業管理団体というのは、今で言う漁協組合みたいな形で理解していいのか。漁業者の取りまとめをする団体から、海面なり漁場をお借りしたいという時の認める団体として、それは適切か適切でないかということで理解していいのかどうかというのを、まずお尋ねしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 今回、初めて「沿岸漁場管理団体」という言葉が出てまいりまして、非常に難しい、理解がしにくいんですけれども、この沿岸漁場管理というものは、もともと何かといいますと、例えば赤潮のモニタリング活動に要する経費ですとか、漂流物の除去活動とかいう漁場管理をするということになっております。

それを実施するほかの団体がありましたら、 指定をして認めるということなんですけれども、 本来、今言いました漁場の保全活動自体は、こ の制度によらず漁協がする場合は、この指定は しなくていいという状況でございます。

本県の場合は、各漁協が、漁業者から賦課金 をいただきまして、それで漁場の管理をされて おりますので、本県の場合は、ほぼ申請がない のではないかという状況です。

ただ、漁業法上はそれができる規定となって おりますので、手数料条例に追加をさせていた だいたという状況でございます。

【山田(博)委員】 これはわかりやすく言うと、

新しい漁業法に基づいては、今までは企業の参入というのは大変難しかったんですけど、企業の参入も、漁業権を持ちやすいとか、漁場を借りやすいというふうに私は理解しているわけですけど、今の話では、沿岸漁場管理団体としては申請がないけども、漁業法でうたわれているから、一応出しているんですよということでありましたけど、私がお尋ねしているのは、そういった参入も含められた団体で理解していいかどうか、お聞きしたかったんです。

今まで、要するに、漁業組合がやっているみたいなことを、新たな団体として、こういったことが認められるか、認められないかということを私は言っているわけです。組合は組合として認められていますけど、一種のね、しかし、新たな、例えば企業とか何かが借りたい場合には、漁場をお借りしたいという場合は、沿岸漁場管理団体として認められて、いろんな漁場をお借りすることができるんじゃないかということを私はお聞きしているけど、それが正解かどうかというのをお尋ねしているわけです。

これは、私も県民の皆様方にご説明する時に、 沿岸漁場管理団体と言う時に、わかりやすく説 明せんといかんから、だから、私はお尋ねして いるわけです。ご理解いただけましたか。

【岩田漁業振興課長】先ほど山田(博)委員がおっしゃいましたのは、免許に関する部分かと思うんですけれども、いわゆる免許制度とこれは切り離しておりまして、免許につきましては免許制度があります。これはあくまでも漁場の保全活動をするという観点から設定されておりまして、これについては、例えば民間の方がやりたいというか、そういうのがあれば、当然指定をするんですけれども、免許は免許で、別途免許事務の方でやっていきますので、そちらで整

理させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 私の説明が悪かったですかね。 要は、これは民間企業の方でも、この沿岸漁場 管理団体として申し込めば、漁協組合みたいな 活動ができるということで理解していいんでし ょうということを聞いているわけです。そうい うことでしょう、これは。

これは、「漁協組合等」からの申請によりと、 「等」があるから、「等」があるんですよ。それをお答えいただけますか。

【岩田漁業振興課長】先ほど委員がおっしゃいました「等」の中には、一般社団法人ですとか、一般財団法人というものが含まれております。 【山田(博)委員】 社団法人はわかるけれども...、委員長休憩した方がいいんじゃないですかね。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田漁業振興課長】一般社団法人または一般 財団法人、それから、そのようなものの中に企 業の方も入れるということでございます。

【山田(博)委員】 そういうことですよね。

それで、お尋ねいたしますが、この一般社団 法人とか何かになれば、それはやはり公益団体 ですから、振るいにかけられますけれども、企 業とか何かになった場合には、どこでどういう ふうに振り分けするかとなるんです。

今回、漁業法の改正の中で一番大きいのは、 大体2つある。一つは、反社会的勢力は漁業権 は持てないということになったんです。これは、 私も委員会におきまして、それはきちんと国に 上げてもらいたいということになったんです。

もう一つは、企業が漁業に参入できるとなっ

たんです。企業が参入できるとなって、沿岸漁場管理団体とした時に、一般社団法人は、さっき言ったように、振るいにかける厳しい審査がある。しかし、企業の場合はどうなるのかというんだ。企業が入った場合、そこが反社会的勢力が入っているか入ってないかというのは、どうやって振るいにかけるのかというのをお尋ねしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 そこは、まだ、私どもは 勉強不足ですので、後ほど調べてご回答させて もらってよろしいでしょうか。

【山田(博)委員】 もう一つ言いますと、漁業法 というのは、漁業振興課長、いつ改正されまし たか。

【岩田漁業振興課長】 本年の12月1日に施行予 定でございます。

【山田(博)委員】 いや、私が言ったのは、漁業 法はいつ改正されたのかと聞いているんですよ。 施行を聞いているんじゃない。一昨年じゃなか ったですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時50分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田漁業振興課長】申し訳ございません。平成30年12月8日に改正されております。

【山田(博)委員】平成30年に改正されたんだよ。 それで、漁業振興課長、これは水産部において、 水産県長崎で、47都道府県の中で水産部がある というのは、長崎県と北海道だけなんだ。それ で、先ほど八江委員がおっしゃったように、水 産庁からお二人に来ていただいているんですよ。 その中で、漁業法が改正されたのが平成30年で ありながら、「企業の方の振り分けをどんなに するのか」と言ったら、「わかりません」と、 こんなことはあっちゃいかんわけだよ。

水産部長、もっと言いますと、この沿岸漁場 管理団体というのをどういうふうな条件で認可 するのかというのは、事務的な手続ができてい るかできてないか、そこだけお尋ねしたいと思 うんですけれども、これはやっぱり漁業振興課 長がまずはお答えいただきたいと思うんです。 それはどこまでできていますか。

【岩田漁業振興課長】免許の手続と並列してするように、事務手続はできております。

【山田(博)委員】 その条件というのは、どうい うふうにできていますか。

今、できているかできてないか、そこだけお 答えください。

【岩田漁業振興課長】先ほど委員がおっしゃいました振り分けるといいますか、そこについての条件制度は、まだつくっておりません。

【山田(博)委員】 これは、なんでできてないんですか。これは大事なことなんですよ。これは、次長、川口次長か西次長か、どっちかお答えくださいよ。

今まで水産県長崎でおきながら、先ほどは 4,000億円構想というのを掲げて長崎県の水産 行政に取り組んでいかないといかんとしながら、 肝心要の漁業法の改正に伴って漁業調整規則を 見直す中で、この沿岸漁場管理団体の許可の申 請と手続がきちんとできてないというのはどう いうことですか。これはゆゆしき事態ですよ。

私は、水産部長が今年の4月に来ていただいて、今まで事務の流れはわからなかったと思うんです。そこは、やはり次長がお二人おって、そこはきちんとせんといかんところですよ。前任者に聞きたいけれども、それは部長が違うから聞かんけれども、そのときの責任を、次長が

お二人いるわけだから、どちらかしっかりとし た見解を聞かせていただきたいと思いますよ。

【川口水産部次長】確かに委員ご指摘のとおり、 沿岸漁場管理団体指定の制度につきましては、 平成30年12月の漁業法改正で示されたところ でございます。

その中で、先ほど漁業振興課長が申しましたとおり、現在の長崎県の漁場管理に照らして考えてみると、なかなかこの制度を適用するところがないのではないかということで、我々も事務手続を進めてなかったということで、そこは落ち度でございます。ご指摘のとおりでございます。

早急に内容を詰めて、どういう事務手続をするか、あるなしにかかわらず、制度としてあるわけですから、そこはしっかり定めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 水産部長、水産庁から来ていただいた部長に対して、我が長崎県でこういった状況というのは、本当に深く反省するべきだと思います。これはあってならないことなんです。多分ないだろうから、許可条件はつくらなかったとか、そういったのはあってなかったわけですよ。

大体この漁業法というのは、広く企業とか何かに参入を促すという目的で、これは改正されたんですね、水産部長。そうした趣旨でしょう。にもかかわらず、こういったことはあってならなかったことであって、この件に関しては、次長が今後しっかりと対応するということであっておりますから、最後に、この件に関してもう一つお尋ねしますけれども、じゃ、許可条件というのはいつまでにつくるのか。もうこの12月1日で施行だから、少なくともそこまでには間に合わせてもらわないといかんわけです。どう

するのか、施行日の後にできたらいかんわけで すから、少なくともその前にできないといけな いわけですから、そこだけ明確にお答えいただ きたいと思いますが、いかがですか。

【岩田漁業振興課長】 漁業法施行が12月1日ですので、それまでに事務の取扱いをどうするのかというのは、当然検討させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、それはしっかりとやっていただきたいと思っております。

今後、次長、お二人いますけれども、こういったことは二度とないように、我が水産県長崎ではないように、しっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。

【近藤委員長】 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】ほかに質疑がないようですので、 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】討論がないようですので、これ をもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第115号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、可決するもの と決定されました。

次に、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、 陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願い ます。

50、51、53、55、56、59、72です。

陳情について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 今回、いろんな大雨被害による緊急要望ということできておりますけれども、 先般、私もいろんな地域の方々のお話をお聞き しますと、時には、やはり漁港で同じ防波堤が 2回も崩れるということがありましたけれども、 そういった状況というのは、水産部としては把握しているか把握してないか。把握しているのであれば、そういった場合はどのように、今後はなされていくのかというのをお尋ねしたいと 思います。

【橋本漁港漁場課長】漁港施設が被災を受けた場合は、国の災害査定を受けて復旧をいたしますが、この際、基本となるのは原形復旧でございます。元あったとおりのものに復旧をするということでございまして、基本は原形復旧となっております。

しかしながら、同じ箇所が数回被災した場合には、再度災害防止ということで、例えば消波 ブロックでありますと、消波ブロックの重量を 大きくするとか、根固めブロックの重量を大き くするとかといったことは、国の災害査定官並 びに立会官と協議をしながら、そこは検討して いくことになっております。

【山田(博)委員】 それで、私はこの前、大村湾の川棚ですね、これは漁業振興課長にもお話ししたんですが、数回と言いますけれども、2回の場合でもやっぱり見直しをするのかしないのか。数回というのは、基準がよくわからないからですね。2回を言うのか、3回を言うのか、よくわからんからですね。そうしたら、どうなるんですか、そこをお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】それは、管理者が提案を

いたしまして、後は、災害査定を受ける際に、 査定官との協議の結果、決まるものと思ってお ります。

【山田(博)委員】 査定官が行ったら決められるとか、査定官任せでいいんですか。やはり長崎県の水産部としては、2回も3回もすると、こうした方がいいんじゃないですか、こうしてもらえませんかというのは、具申するのかしないのか、そこだけお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】複数回被災を受けた箇所については、再度災害防止という観点から、改良の断面を一応提案した上で、その査定の際に査定官らとの協議を経て決まるものと思っております。提案はいたします。

【山田(博)委員】 そこは、しっかりやっていた だきたいと思います。

続きまして、具体的にお話をお聞きしたいんですが、陳情番号の54番ですね、西彼杵町漁業組合の方で、汚濁防止フェンスを整備してもらいたいということできておりますけれども、

【近藤委員長】 これは違います。

【山田(博)委員】 それはわかっているんです。 いやいや、これは漁業のことだから。

そこで、漁業組合からこういった要望というのは、状況というのは、まず、水産部としては 把握しているか把握してないかだけ、お尋ねし たいと思います。

これは、今、委員長から、これは農林部だというのはわかるんですけど、これは水産部に事前に確認しておかないといかんから。こういった状況にあるということは、漁協組合を所管している水産部としては、こういった農地整備で漁場の汚濁状況があるというのを把握しているか把握してないか、そういった状況を聞いているか聞いてないか、お尋ねしたいと思います。

【近藤委員長】54の要望書はありますか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

【山田(博)委員】 これは、じゃ、ないというのであれば、陳情書の中身を見ていただいて、後ほど状況を確認していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 3分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 私は、この件をなんで委員長のお許しをいただいて質問させていただいているかというと、前も同じ要望があったんです、一昨年ね。そのときも、全くこういった情報だったんだけれども、これはまた来るということは、よほどのことだと思うんですよ。

そこを、漁協組合を所管している水産部も、 これは汚濁防止フェンスの整備は農林部だから、 農林部の方でしっかりやってもらわんといかん じゃなくて、やはりそこはあなた方が後押しし ていただきたいと思って言っているわけですよ。

だから、漁協組合を所管している、漁場を所管しているところは、確かに原因は農林部だけれども、そこはきちんと漁協組合側に立って、しっかりと把握をして、お願いをするところはお願いするべきじゃないかということをあえて言っているわけでして、そこで指摘をさせていただきたいと思っております。

漁協組合長は誰を頼るかというと、もちろん 地元選出の県議会議員の先生と、あとは、水産 部の皆さん方ですから、そこをご理解いただい て対応していただきたいと要望して、この陳情 に関しては終わりたいと思います。

今度は、陳情番号の57番に、新型コロナウイ

ルス感染対策に関する財政支援についてという ふうに、

【近藤委員長】 57も入ってないです。

【山田(博)委員】57の新型コロナウイルス感染対策財政支援についてということで、これに関連してお尋ねしたいと思うんですが、

【近藤委員長】 山田(博)委員、57は持ってない だろう。

【山田(博)委員】 ないの?

【近藤委員長】 ない、ない。

もう一回言いますね、50、51、53、55、56、 59、72が、今回の陳情番号です。

【山田(博)委員】 じゃ、今回の陳情の中に、新型コロナウイルス感染対策対応の関係の漁業関係の団体からは、今回、要望は特段上がってないんですかね。そこだけお尋ねしたい、水産部に。

自治体なり漁協組合から、今回、新型コロナウイルス感染対策に対して、水産部に対してこういうふうにしてもらいたいと特段要望が上がっているか上がってないか、そこだけお答えいただけますか。

【小田口漁政課長】 39番で町村会から、コロナウイルス感染症対策...。

【近藤委員長】 39?

暫時休憩いたします。

午後 2時 6分 休憩

午後 2時 7分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

陳情について、何かご質問はありますか。

【山田(博)委員】 それでは、ちょっとお尋ねしますけれど、陳情番号50番の、ポストコロナを見据えたというようなことで、これは水産部も入っているんですか。

【近藤委員長】 50番、入ってない? 【山田(博)委員】 ちょっと確認ですけど。 【近藤委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時 8分 休憩

午後 2時 9分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。 陳情審査で、何か質問はありますか。

【山田(博)委員】それでは、陳情番号の72番は、 間違いありませんね。

壱岐市の陳情書ですね。初山漁港というんですかね、初瀬地区ですけれども、防風フェンス及び浮桟橋の設置について、特段のご支援を賜りたく要望いたしますと来ていますけれども、初瀬地区のこれは、管理はどこなんですか。管理者は。

【橋本漁港漁場課長】管理者は、壱岐市となっております。

【山田(博)委員】 壱岐市のが、なぜ長崎県に来たんですか。長崎県に何か特段の配慮をしてもらわないとできないということになっているんですか、そこをお尋ねしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】この初瀬地区の整備につきましては、補助事業での要望となっておりまして、補助事業に採択される場合は、県の負担が出てくるということになっております。

【山田(博)委員】 それはわかるんですが、これは壱岐市の方から、この要望は、普通こういうふうに、壱岐市の管理の漁港にもかかわらず出してくるということは、壱岐市は出すんだけれども、長崎県が出してくれないんじゃないかというふうにとられたら、困るわけね。長崎県はもちろん、壱岐市の方でやるとなったら、予算措置をするとなれば、長崎県では、いつでも準備オーケーですよという体制になっているかな

ってないか、そこだけお尋ねしたいと思います。 【橋本漁港漁場課長】 壱岐市の方からは、要望 を承っておりまして、現在、令和3年度新規事 業に向けて調整を図っているところでございま す。

【山田(博)委員】 それは、今まで来てなかったんですか、この件に関して。令和3年度、来年度から新規事業でやりますということで、県も予算的な措置は十分対応できるというふうに準備はしているんでしょうけれども、以前からこういった話があって、財政的になかなか時間がなくて、令和3年度からやる予定にしていたのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】年度当初におきましては、私どもの方は、昨年度までは、壱岐市としては令和4年度から実施したいという話で伺っておりましたけれども、市の内部の財政的な調整がとれたということで、令和3年度から前倒しして実施したいという要望を受けたところでありまして、それに向けて、県も一緒になって協力していくということで、来年度新規に向けて、今、手続を行っているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、これは心配ご 無用ということで理解していいんですね。 長崎 県になかなか協力してもらえないんじゃないか ということで要望書を上げたんじゃないかと、 私も危惧したんですけれども、これはあくまで も、事業主体の管理者が、壱岐市がきちんとし た財政措置への裏づけがあれば、長崎県も国もできるということで、大丈夫だということで理解していいわけですね。漁港漁場課長、そういうことで理解していいんですね。

【橋本漁港漁場課長】 県も、令和3年度の新規 事業に向けて、一生懸命バックアップをしてま いりますが、最終的に決めるのは、判断をされるのは水産庁、国の方でございますので、必ず 採択されるように頑張ってまいりたいと思っています。

【山田(博)委員】 課長がそんなことを言ったら、 じゃ、参事監、しっかりやってもらわないとい かんでしょう。あなたが何のために来ているか と、誰が言ったとは言わんけれども、おっしゃ るとおりだなと私は思ったわけですよ。

だから、あなたのその決意というか、しっかりとした、これは要望書が来ているわけだから、 見解を聞かせていただきたいと思います。

【内田水産部参事監】ご安心して待っていただけるように、努力したいと思います。

【山田(博)委員】 参事監、それぐらい言っていただかないと、何のために来たかわからないからですね。そういうことだったら、安心して、あなたの存在価値が高まるんです。頑張っていただきたいなと思っております。

私ばかり陳情で質問ができませんので、一旦 終わりたいと思います。

【近藤委員長】 陳情について、ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 陳情につきましては、承っておくことといたし ます。

次に、漁政課長より補足説明を求めます。

【小田口漁政課長】 それでは、現在策定作業を 進めております、次期長崎県水産業振興基本計 画について、補足説明いたします。

資料4、「令和2年9月定例県議会提出資料〔次期長崎県水産業振興基本計画〕」、この横長の 資料をご用意ください。

1枚めくっていただきまして、目次がありま

すけれども、本日この委員会では、水産業の現状、現計画の目標値の達成状況と課題、外部からいただいた主な意見、次期計画の骨子の案についてご説明いたします。

まず、本県水産業の現状から説明します。 1ページをお開きください。

海面漁業・養殖業生産量についてであります。 本県の漁業生産量は、昭和54年をピークに、 99万トンあった漁獲量が次第に減少傾向となり、近年は30万トン前後で推移しております。

漁業種類別では、沖合漁業と中小型巻き網漁業は増加傾向、定置網漁業は横ばい、沿岸漁業は減少傾向という状況になっております。

2ページをお開きください。

漁種別の生産量と資源動向です。

漁獲量が多いサバ類や資源が増加傾向にあるマイワシの漁獲が、近年増加傾向で、資源水準は中位から低位で増加傾向にあります。また、スルメイカの漁獲量は減少傾向で、資源評価も低位から中位で減少傾向となっております。クロマグロは、資源管理の影響もあり、漁獲量は減少しておりますが、資源は低位で増加傾向にあります。他の漁種は、多少の増減はあるものの、総じて横ばい傾向であります。

3ページをご覧ください。

漁業産出額・漁種平均単価です。

本県の漁業産出額は、昭和59年の2,259億円をピークに減少しており、特に沖合漁業は大きく減少しています。平成13年以降は1,000億円台となり、現在は900億円から1,000億円で推移をしております。

4ページをお開きください。

養殖業の生産量・産出額・単価であります。 ブリ、マダイ、フグ類 (トラフグ)の生産量 は横ばいで、クロマグロの生産が大きく伸びた ことにより、県全体産出額の360億円を超えて おります。なお、クロマグロ、トラフグにつき ましては、本県の産出額が日本一であります。

5ページをご覧ください。

加工と流通についてです。

本県の水産加工品については、冷凍水産物や素干し、煮干しなどの加工品が多く、高次加工品が少ないという状況にあります。さらに、水産加工場の経営形態は、個人経営の割合が高く、小規模な事業所が多いという状況にあります。また、水産物の流通の実態は、漁協の取扱いが約3割を占め、主な出荷先は、県内では長崎魚市、佐世保魚市、西日本魚市等の市場を中心として5割強、福岡、京阪神、関東等への県外出荷が5割弱となっております。

6ページをお開きください。

水産物消費動向です。

全国の消費動向ですが、食用魚介類消費量は 平成23年度に、消費仕向量は平成28年度に、肉 類が魚介類を上回っております。購入量は減少 し続け、品目は、平成元年のイカやエビから、 現在はサケ、マグロ、ブリが上位を占め、品目 に変化が見られます。

7ページをご覧ください。

所得、コスト等の水産経営についてです。

漁業平均所得は、平成25年と比較して、平成29年までは順調に向上してきたものの、漁獲量の減少等により、平成30年の所得は減少しております。

沿岸漁業者の所得は、所得階層が500万円以 上及び300万円から500万円の構成比は増加し ており、所得階層は上方へ推移している状況に あります。

8ページをお開きください。

漁業就業者についてです。

平成30年の漁業就業者数は1万1,762人となり、減少に歯止めがかからない状況であり、65歳以上が全体の4割を占め、高齢化が進行状況にあります。今後の漁業就業者を推計すると、令和7年には8,942人となり、高齢化もさらに進行すると想定されます。

新規就業者は、近年5カ年平均で175名を確保 しております。漁家子弟が若干減少する中、U Iターンが増加傾向にあります。

9ページをご覧ください。

雇用型漁業の現状です。

漁村地域におきまして重要な雇用の受け皿となっております中小型まき網と定置網漁業について、現状を整理しております。この2つの漁業で雇用されている従業者は、就業者数の約3割を占めておりますが、いずれも減少しています。また、特に中型まき網、大中型まき網につきましては、多くの外国人技能実習生を受入れており、在留資格につきましては、全て技能実習ですが、今後、順次特定技能に移行していく予定であると聞いております。

10ページをお開きください。

県産水産物の輸出についてであります。

平成30年度に目標の30億円を超え、33億円で したが、令和元年度は1月以降、コロナの影響 で輸出がストップしていたということで、31億 円と若干減少しております。

11ページをご覧ください。

沖合漁業です。

本県漁業生産量の全体の4割以上を占めておりますが、乗組員の年齢構成は、61歳以上が2割を占め、高齢化が進んでおります。乗組員につきましては、求人活動を行っている経営体においても、若年層の乗組員を確保することは困難な状況で、14%程度を外国人技能実習生でカ

バーしている状況にあります。

12ページをお開きください。

漁場、漁港についてであります。

藻場面積は、平成元年に約1万3,400ヘクタールあったものが、平成25年には約8,200ヘクタールに大きく減少しておりまして、藻場の回復への対応が急務となっております。

漁港につきましては、236漁港ありまして、 特に特定第3種漁港の長崎漁港を中心として、 流通拠点として整備しているところであります。 ここ近年は台風の接近数も増加傾向にありまし て、災害を防止する漁港づくりが必要となって おります。

13ページをご覧ください。

水産政策の改革についてです。

国が水産資源の適切な管理と水産業の成長産 業化を両立させるという水産政策の改革を進め ておりますが、その概要をまとめております。

漁業法を70年ぶりに大改正するもので、県で も手続を進めておりまして、右側のスケジュー ルに示すとおり、県の漁業調整規則の改正につ いて、所要の準備を進めているところでござい ます。

ここまでが、本県の水産業の現状でございま す。

14ページをお開きください。

14ページから16ページにかけまして、現基本計画の目標値の達成状況を示しております。まだ途中経過の段階ですが、基本指標の6項目中2項目、関連指標20項目中17項目は、それぞれ達成の見込みであります。

新型コロナウイルス感染症の影響や、イカ類をはじめとする資源変動による不漁などの要因により、生産量・生産額ともに目標達成は困難な状況にあると考えております。

海面養殖業生産額については、マグロ養殖の 増産等により、また、水産物輸出額は、中国を はじめとする東アジアへの輸出の伸びにより目 標を達成している状況であります。

17ページをお開きください。

現状や基本指標、事業群指標の達成状況から、 現計画の4つの基本目標について課題を整理し ているものであります。

18ページをお開きください。

外部の団体等からいただいた意見を取りまとめております。通常、計画の策定に当たっては、 県内各地を回ってご意見をいただくところでございますが、今回はコロナウイルスの影響を考慮して、漁協、系統団体、関係団体、市町より書面にて意見をいただいているところでもございます。

19ページをご覧ください。

次期計画の位置づけについてです。

第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び次期長崎県総合計画の個別計画として、今後10年後を見据えた5カ年の本県水産業の指針、具体的な取組等を取りまとめたアクションプランとして、本計画を策定することとしております。

20ページをお開きください。

基本理念と主なポイントです。基本理念としましては、「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」としております。

主なポイントとしましては、多様な人材の確保・育成、漁業経営体の育成、県産水産物の供給体制の強化、整備、多様な人材の活躍による漁村の賑わいと活力創出としております。

21ページをご覧ください。 体系図を示しております。 県総合戦略、総合計画の体系である「ひと」、「しごと」、「まち」の体系に合わせ、6つの基本目標を定めて設定しているところでございます。基本目標はここに記載のとおり、1から6までで、漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成から6項定めるところでございます。

この基本目標を設定した上で、この右側にありますとおり、漁業、養殖業、加工・流通、試験研究の4部門で構成する部門別、及び西彼から対馬まで8海区で構成する海区別の取組方針を策定することとしております。

22ページをお開きください。

22ページから23ページにかけては、次期計画の骨子案をお示ししております。

表に記載しておりますように、左から現状と 時代の潮流、今後の課題、将来像というものを 踏まえまして、6つの基本目標を定め、それぞ れその右側に具体的な取組として、4個から12 個の項目を掲げておりますが、これを骨子とし て、これから具体的な対策を取りまとめていき たいと思っております。

なお、これらの具体的な取組内容は、総合計画にも掲げさせていただいているところでございます。

24ページをお開きください。

総合計画と基本計画の関連になりますが、内容につきましては重複しますので、割愛させていただきます。

25ページをご覧ください。

策定スケジュールになります。

11月定例会での素案のご報告、その後、各ご 意見を反映した成案を取りまとめ、パブリック コメントや3回目の外部検討委員会での検討を 経て、2月定例会に上程したいと考えておりま す。

このように県議会のご意見、あるいは漁業者 等のご意見を引き続きお伺いしながら、計画の 策定を進めているところでございます。

以上で、水産業振興基本計画についての説明 を終わります。

【近藤委員長】次に、漁業振興課長より補足説明を求めます。

【岩田漁業振興課長】お手元に配付しております資料5、農水経済委員会補足説明資料をご覧ください。

「長崎県漁業調整規則の改正について」の補 足説明をさせていただきます。

本件につきましては、9月30日を期限として、 パブリックコメントを実施しているところであ り、委員の皆様には、パブリックコメントを実 施した時点で資料を配付し、概要を説明させて いただいておりますが、本日、改めて所管事項 として報告させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1の規則改正の趣旨に記載しておりますとおり、本件は、令和2年12月1日に施行される漁業法の改正に合わせ、知事許可漁業の許可手続等について定める「長崎県漁業調整規則」について、許可制度をより安定的な制度とすることを目的に、国が示す調整規則例に基づいて改正を行うものです。

新規則では、現行と異なり、多くの部分で改正漁業法に定められた大臣許可漁業の規定を準用することとなり、基本的には、全ての漁業種類について、第2の1~3に記載しておりますとおり、許可の公示制度の導入と継続・承継の許可を認めることとするものです。

第2では、改正漁業法及び国が新たに示した 規則例に基づいて改正を行う主な部分について、 具体的にご説明いたします。

第2の1、許可の公示制度につきましては、知事が新たに漁業の許可を行おうとする場合、当該漁業にかかる制限措置、漁業の種類、規制措置、申請者の住所要件などでございますが、これを海区漁業調整委員会の意見を聴取の上で定めて公示し、その公示に対して希望者が申請を行うこととするものです。

第2の2、継続の許可につきましては、従来であれば、許可の有効期限が満了すれば、その許可は失効し、希望者は改めて新規許可の申請を行う必要があったものを、今後は、大臣許可漁業の規定を準用し、既に許可を受けている漁業者が、引き続き許可の申請を行うのであれば、その者に継続して許可を行う制度であり、この場合は、前述の公示許可の手続を要しないものです。

第2の3、承継の許可につきましても、大臣許可漁業の規定を準用し、既存の許可漁業者から許可を受けている漁船の譲渡等を受けて当該漁業を営もうとする者は、その許可の承継を認めるという制度であり、継続の許可同様に、公示許可の手続を要しないというものです。

第2の4、許可の有効期限につきましては、従来3年であったものを5年に延長することとしております。ただし、違反情報等が多く、許可の有効期限を1年としていた沖合漁業については3年、操業区域を毎年変更する実態がある潜水器漁業については1年とするものです。

第2の5、資源管理の状況等の報告につきましては、改正漁業法の定めにより、これまで一部の許可漁業のみに課せられていた漁獲成績書の報告義務を全ての許可漁業を対象に拡大するものであり、新たに義務化される漁業については、1年に1回とする予定です。

第2の6、罰則規定の見直しにつきましては、これまで規則に定めがあった許可内容違反、停泊命令違反の罰則規定については、今後、改正漁業法に定められた同規定が適用されることとなるため、規則から削除するものです。

なお、当該違反に対する量刑は、本規定の適用により大幅に強化されます。漁業法並びに調整規則による罰則の上限につきましては、資料の3ページに記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

第2の7、許可をしない場合につきましては、現行規則では、漁業関係法令を遵守しない者との規定が置かれておりますが、これに加え、暴力団員等である場合や労働関係法令を遵守しない者との規定が新たに追加されるものです。

第2の8、その他につきましては、その他記載 の改正内容となっておりまして、説明につきま しては省略をさせていただきます。

第3では、本県が独自に行う改正につきましてご説明いたします。

第3の1、特定水産動物の指定に伴う漁業許可化(あわび・なまこ・稚うなぎ)につきましては、改正漁業法においては、全国的に見て、組織的密漁等の問題が深刻な水産資源を特定水産動物として省令で指定し、その採捕については、漁業の許可及び漁業権に基づくもの以外は禁止し、違反に対しては重罰を科す、懲役3年以下罰金3,000万円以下との新たな措置が導入されます。

しかしながら、本県では、あわび、なまこの 場合、許可や漁業権に基づかない素潜りや徒手 採捕等の漁法による採捕の実態があることから、 これが違法行為として処罰の対象とならないよ う、新たに知事許可の対象とするものです。稚 うなぎにつきましては、従来、養殖業者の自家 種苗採捕について、特別採捕許可を行っていた ものを、新たに知事許可の対象とするものです。

以上、長崎県漁業調整規則の改正について、 補足説明とさせていただきます。

【近藤委員長】次に、法定報告として、「経営状況説明書」、計画案件として「次期長崎県総合計画素案等」について、各提出資料に対して質問を行うことといたします。

なお、質問は提出資料の範囲にとどめ、それ 以外の質問については、個別にご対応いただく ようお願いします。

質問はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、最初に長崎県の漁業調整規則の改正について、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、資料の1ページを見ていただきたいと思うんですが、漁業許可制度の見直しということで、大きく幾つかのポイントを記載されているわけでございますが、まず、継続の許可というところがありますけれども、これは、知事が許可したものを、その後、「その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したときは、許可をしなければならない」とありますけれども、そのチェックの実態はどうなっているかとか、どのような形で、ただ単に書類が上がったらすっと許可するのか、どのようなチェック体制をするのか。

というのも、許可しない場合というのがありますね。「適格性を有しない者の規定に、暴力団員等である場合や労働関係法令を遵守しない者が追加された」とありますけれども、例えば許可の有効期間というのは5年を基本としていますが、これを3年とか1年ごとにするわけでしょう。そうすると、許可を申請する時に、許可の妥当性というのはどのようにしてチェックす

るのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

【岩田漁業振興課長】暴力団ですとか、労働関係法令につきましては、まずは継続の許可の申請をされるときに、自分はそこに該当しておりませんというのは、当然、自分の方で申請をしていただいております。

ただ、うちも情報収集をしますので、場合に よっては、県警に協力いただいて、問い合わせ をする場合もあります。

それと、漁獲成績報告書というのを、今回ずっと取ることになりますので、きちんと操業されていたのかどうかというのは、毎年確認をさせていただくと。5年ごとの切り替えの時に、それを総合的に判断させていただくことになります。

【山田(博)委員】 暴力団員等とありましたけれ ど、県警にするけど、これは県警に情報提供で きるように、それは話し合いされているんです か。事前の話し合い、相談しているか相談して ないか、そこだけお答えくだい。

【岩田漁業振興課長】県警の方には相談をさせ ていただいています。

【山田(博)委員】 わかりました。それは間違いないということですね。

それで、今、情報ということで、労働関係法令ということでありましたけど、漁業振興課長、この件に関しては、労働関係法令違反というのはどこに確認するんですか。

【岩田漁業振興課長】 そこにつきましては、正 直申し上げまして、今まだ、我々も検討中でご ざいます。労働関係法令がかなり広うございま して、どこどこ確認するのかというのは、まだ 検討をさせていただいているところでございま す

【山田(博)委員】 それははっきりしてもらいた

いと思うんですね。

というのは、水産部長、実は長崎県の知事表彰式の中に、労働法令違反をしていた人もおったし、港湾管理条例に違反していた人もおったわけです。3年たったらから、5年たったからいいだとか言って、それはありましたけど、漁業振興課長、労働関係法令というのは、遵守しない者が追加されたとありますけど、これは何年以上たったら免除するとか、それはいいとか何か、あるんですか、ないんですか。

【岩田漁業振興課長】 5年という規定がございます。

【山田(博)委員】 じゃ、5年まで遡って、それ は記録を漁業振興課の方で把握するということ で理解していいですか。

また、その5年というのは、漁業法で規定を されているからそうなっているんですか、そこ をお答えください。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時38分 休憩

午後 2時39分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田漁業振興課長】県で作成しております適格性の基準が、今現在3年になっておりますけれども、これを今後5年につくり変えて、5年ということで適用させていただきます。

【山田(博)委員】 だから、3年を5年に延ばす根 拠は何かと聞いているわけです。

【岩田漁業振興課長】国の方が指定漁業の省令で決められておりますので、それに準じて、県も3年を5年に変えるということでございます。 【山田(博)委員】 じゃ、そういうことで、5年になったというのは、漁業法でそういうふうになっているということで理解していいんですか。 もう一度、どうなんですか。

今までは3年となっていたのが、なぜ5年に変更したかという根拠を知りたいんです。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時40分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田漁業振興課長】漁業法に記載しているわけではなくて、国の場合は、指定漁業の許可の期間が3年から5年に延びて、それに合わせて適格性の基準も5年にするということです。

県といたしましても、許可の期間が3年から5年に延びますので、適格性の基準を改正して、3年を5年にすると。漁業法に書いているわけではございません。

【山田(博)委員】 そうすると、いろんな労働関係法令というのは、もちろん反社会的勢力とか、法令違反をしてないということは、申請する時にはもちろん出しますよね、宣誓という形でね。それが、いや、違ってましたと、後から別のところから言われて、それが5年前だったのか、6年前だったのか、後で発覚した場合、そのときにはどうなるんですか。

自分はしてませんと言いながら、実際は後から指摘されてした場合のことをお尋ねしているわけです。今の言っていることは、性善説で捉えるんでしょうけど。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時42分 休憩

午後 2時43分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田漁業振興課長】許可等の虚偽申請という ことで、通常は1点です。それは漁業関係法令 に違反していた場合の1点、それから、労働関係法令に違反していた場合も1点となりまして、これで5年以内で6点以上になれば、漁業関係法令の場合は、5年以内で6点以上の場合は適格性が喪失する、許可がなくなる。それから、労働関係の場合は、5年以内に4点ということで適格性が喪失すると。

ただし、暴力団関係の場合は、そもそも許可をしないということになっていますので、暴力団であったことが判明したら、その場合でもう許可は取り消すことになると思います。

【山田(博)委員】 漁業振興課長、漁業法というのは平成30年に改正されて、私はまた質問していきますけど、担当課として、いきなりきて、70年ぶりだから大変かもしれんけど、この機会だから、しっかり議論せんといかんから質問しているということでご理解いただきたい。

それで、許可の有効期限とありますね。許可期間というのは、大体5年を基本としておりますけど、違反情報が多い沖合漁業ということで、いろいろ漁種がありますよね。これは3年とか、あと、潜水器漁業については1年とかありますけれども、こういったのは、漁種とか何かというのはどのようにして決めていくのか。ある程度、これは5年、これは3年とか決めているんですか。今の時点で決めているんですか。決めて、それは漁業組合の方々に、漁業法の改正に伴ってこういったのを周知しているのかどうか等を含めてお答えいただきたいと思います。

【岩田漁業振興課長】潜水器漁業は潜水器漁業ですけれども、沖合漁業は沖合刺し網と沖合ごち網ということで決めております。これについては、各組合長会等に説明を全部しております。 【山田(博)委員】 この漁種というのは、もう決めているんですかと、それも答えてもらいたい んですけれども、どうなんですか。

【岩田漁業振興課長】沖合刺し網漁業と沖合ご ち網漁業、それから潜水器漁業ということで決 めております。

【山田(博)委員】 わかりました。そういうこと ですね。

それで、漁業調整規則で、あと大きく2つお尋ねしたいんですが、次のページの資源管理の状況等報告とありますけれども、1年に一度の漁獲報告を義務化するとありますけれども、これはどこにされるのか。また、それと、GPSの備え付け命令とか、いろんな禁止期間等の見直しとかありますけれども、こういった決め方、これはどのようにしていくかというのを2つお答えいただけますか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田漁業振興課長】先ほど漁獲報告の義務化、あるいはGPSとかにつきましは、許可を出す場合に制限または条件の中に織り込んでいくことになると思います。

【山田(博)委員】 私がお聞きしているのは、まず、漁獲報告を義務化すると言いますけど、どこに提出するんですかと聞いているんです。

もう一つは、GPSの備え付け命令とか、い るんな撤廃とか何かいろいろありますね、禁止 期間の見直しも。こういったことの決め方はど んなして決めていくかというのをお尋ねしてい るんです。

【岩田漁業振興課長】漁獲成績につきましては、 県の方に報告をしていただきます。

それから、先ほどのGPSとか何とかに制限

をつける場合は、各海区の調整委員会に諮りまして、こういう内容でよろしいでしょうかという諮問をして答申をいただきまして、制限条件の中に入れていくということでございます。

【山田(博)委員】 先ほど漁獲報告というのは、 県の方に書類を出してもらうと言うけど、県で 言うと出先になるんですか。きちんとそこは、 こういった報告というのはどこを想定している のかというのをお尋ねしたいんです。それがう そのことを書いていましたといった場合にはど のようになるのか、その2点をお答えいただけ ますか。

【岩田漁業振興課長】提出につきましては、本 庁専決許可の場合は、本庁の方に直接になると 思います。振興局で許可を出す場合は振興局の 方に出してもらいます。

内容につきまして虚偽である場合は、当然、 内容を確認いたしまして指導していくことにな ります。

【山田(博)委員】 これは県の方で受けると言っていますけど、たくさんの漁業許可があって、報告書をもらうというけれども、県庁内でそれは処理できるんですか。それは、例えば文書管理とか何かあって、何年までは保管せんといかんとかいろいろあると思うんですけれども、そういった規定をやっているんですか、そこまで。

県で受けるというけれども、長崎県に実際、 漁業許可というのは何件あるんですか。それを 全部受けて県でやるということなんですか。書 類の保管をどんなするかということ、そこまで 議論しているのかどうか、お答えいただけます か。

【岩田漁業振興課長】 本県の許可は3,000件以上ございます。これにつきましては報告の義務がありますので、当然出てきたものは、県の方

で保管をさせていただきます。

保管期限につきましては、まだ、現状ではす ぐ答弁できませんけれども、検討させていただ きます。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 2時50分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。 3時まで休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 3時 2分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 先ほど、1年に一度の<u>漁</u>業報告を義務化するとありましたけれど、文書管理として、漁業の報告というのは何年をめどにするかというのをしっかりと見解を聞かせていただきたいと思います。

【岩田漁業振興課長】 基本的に5年間の保管をめどと考えております。

【山田(博)委員】基本的にはね、わかりました。 それで、漁業調整規則に関して、最後に一つ だけお尋ねします。

漁業取締室長にお尋ねしたいと思いますけれども、漁業調整規則に基づいてしっかり取締まらないといかんわけですね。新しい漁業調整規則に伴って、漁業取締室としてはどのような方針でやっていくのか。今までは、漁業許可というのは、漁業組合長の意見書を添えながらしていたんですね。それがないわけです。もともと必要じゃなかったのに、今までしていたわけですね。

今後は、さらにしっかり取り組まないといか んわけですけれども、どのような認識を持って 取り組んでいくのかというのを聞かせていただきたいです。

【松本漁業取締室長】先ほどから委員からご質疑がございますように、漁業法並びに漁業調整規則は70数年ぶりの大改正でございます。それに伴いまして罰則も強化されて、例えばナマコの採捕は、初めての罰則の規定が出まして、人に対する罰金としては最高刑の3,000万円という罰則もつくられましたので、漁業取締室としては、このあたりも現場で周知徹底を図りながら、今後ともしっかりと漁業取締りを行ってまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 これは、最終的に周知という のを漁業取締室と漁業振興課がやらないといけ ないと思うんですね。最終的に、今回、漁業取締りに伴う漁業調整規則も、どのようにして周 知を今から図っていくかというのを考えている んですか。

これは、漁業取締室が逮捕した時に、漁業者は知りませんでしたということにならないようにせんといかんわけですからね。漁業取締室がするのか、どちらがされるんですか。

【岩田漁業振興課長】周知につきましては、漁業振興課の方で責任を持ってやらせていただきます。当然、その関係漁協、市町とか関係団体、できる限りのところには周知を図っていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 これは、しっかりとやってい ただきたいと思っております。

続きまして、次期長崎県水産業振興基本計画 についてお尋ねをしたいと思うんですが、この 中で大きく4つお尋ねしたいと思います。

一つは、クジラです。商業捕鯨の方が、今、 再開されているじゃないですか。私も拝見をさ せていただいているんですが、その中にクジラ のところが書いてあるか書いてないか、書いて あるんだったらどこに示されているかというの をお尋ねしたい。

あと、漁船の無線が更新されるんですね。そういった支援策を含めてどういったことが書かれているのかというのを、まず大きく2点、お答えいただきたいと思います。

【小田口漁政課長】 今回、お示ししております 水産業振興基本計画の資料におきましては、捕 鯨に関する記載はありません。

【岩田漁業振興課長】漁船というのは、スプリアス無線の件についてであれば、この基本計画の中には記載がございません。

【山田(博)委員】 漁政課長、あなたはクジラを 食べたことはないですか。クジラと言ったら八 江委員、八江委員と言ったらクジラですよ。そ れを、なんでクジラがないんですか。クジラ文 化は、中島(廣)委員の地元、東彼杵を中心にや っていまして、そこはなんでクジラが入ってな いんですか。

水産庁としても、クジラ文化をしっかりやっていこうというふうにやっていて、共同船舶が 長崎県に寄港して、県でも歓迎のセレモニーを していた過去もあるんですよ。水産県長崎が、 なぜこのクジラのことに関して記載がないのか。 それは、たまたま忘れていると思いますので、 いろんなクジラ文化に大変詳しい先生方がいらっしゃるし、地元の関係者に聞いて、クジラ文 化の記載と振興計画を盛り込んでいただきたい と思っております。それはいかがですか。

【小田口漁政課長】今回お示ししておりますのは、現状の課題とか、あと、計画につきましては骨子の部分でありまして、基本的な詳細な中身については、今後とも検討していくところでありますので、その分につきましては検討して

いきたいと考えております。

【山田(博)委員】 水産加工流通課長、クジラといったら、所管は水産加工流通課でしょう。その審議をする時に、なぜそれを記載してないのかというのを、今、漁政課長が、今後の細かい計画を上げてくるということでありますけれども、本来であれば、基本計画の中にしっかりとそこが記載されてなかったというのが残念でならないわけでございますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

今日、委員会には、クジラに詳しい方が3人 もいらっしゃるんですからね、私を除いて。あ えて言いませんけど、わかりますね。そういっ た先生方に聞きながら、取り組んでいただきた いと思っております。私もお願いします。

続きまして、無線の方はわかりましたか。無線の方は、今回新たな無線機器に更新せんといかん時期にきておりますね。漁業者も、無線の更新をせんといかんとなると、莫大な負担がかかるということで、そこも今後の進行計画の中に盛り込まないといかんのじゃないかと私は思うわけです。

漁政課長、そういった状況をご存じでしたか。 知っていたか、知っていないか。今のところは、 また詳細をするということであれば、検討して いただきいと思うんですが、いかがですか。

【小田口漁政課長】その部分については、今の 段階で、私もあまり承知しておりませんでした ので、今後検討していきたいと考えております。 【山田(博)委員】 そこは、ぜひやっていただき たいと思っております。

もう一つ、先ほど4,000億円構想というのがありましたけれども、コロナ禍の1,000億円から900億円の水揚げというのは、だんだん下がってきているということになっていますけれども、

そもそも現状ばかりじゃなくて、未来はどのようにして取り組んでいくかというのを、この振興計画にうたっていこうとしているのか、考えているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

以前は4,000億円構想があったんです。それを、今はしぼんだのか、いやいや、それにまた上乗せして5,000億円構想をしているのか、どのように考えを持っているのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

【小田口漁政課長】今回、水産業振興基本計画 の資料においては、今後の設定については記載 しておりませんけれども、現在策定中の総合計 画の方におきまして、目標というのを設定して おります。

その中で、例えば海面漁業・養殖業の産出額につきましては、令和7年度で1,060億円という目標を設定したいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 以前の4,000億円構想がしぼんで1,000億円と、漁政課長、もっと踏ん張って頑張ってもらいたいと思うんですよ。 以前は4,000億円で、今なんで1,000億円かとなるわけですよ。 しっかりとそこは検討していただきたいと思うんです。 見解を聞かせていただきい。

もう一つは、今回、この基本計画の策定スケジュールというのを拝見させていただいているんですが、今回、地域意見交換会というのは8地域ということでなっておりますね。これは5月、6月に一回、各地域でやって、その後に、今回、9月定例会で基本方針の説明を行って、今、委員会にまた計画案の説明をして、パブリックコメントをして、それで終わるということで理解していいんですか。

以前は、最終的にもう一回検討委員会を開い

ておりますけれども、もう開かないということで理解していいんですか、これは。どうなんですか、この表の見方というのは。これは、もう一回外部委員会を1月にすることになっているんですかね。それはどうなんですか。

【小田口漁政課長】 25ページにお示ししておりますとおり、今、9月定例会で骨子案の説明をしましたけれども、11月定例会の前に、外部委員会、検討委員会第2回を開きまして、ここでご意見を聞いたところの意見を踏まえまして、議会に素案を説明し、また、1月にも第3回目の検討委員会を開きまして、最終的な成案を2月定例会の方にお諮りしたいと考えております。

【山田(博)委員】 そういうことで、これは前回 もこういった大まかな流れでやっていったと理 解していいのかどうかというのをお尋ねしたい と思うんですが、先ほどのもう一つの質問の答 弁が抜けていますので、もう一度お答えいただ けますか。

【川口水産部次長】 山田(博)委員から、過去4,000億円の目標があったというお話ですが、これは私が入庁した頃に、そういう夢を持った計画をつくろうということで、それぞれ沿岸1,000億円、沖合遠洋1,000億円、加工1,000億円、養殖1,000億円という目標を掲げておりました。

一つは、沖合遠洋につきましては、ご承知のとおり、国連海洋法等で国際減船がございまして、非常に以西大中まきが苦しいという中で、なかなか目標が設定できないということで、今回の目標につきましては、海面養殖業と沿岸・沖合漁業を足しまして1,060億円です。加工につきましては、400億円を目標としております。よろしいでしょうか。そういう目標設定になっております。

【小田口漁政課長】 前回、5年前の策定との違

いについては、意見交換が、この資料にありますとおり、今年は8地域、団体で行っているということなんですけれども、今回はコロナの関係で、なかなかできない部分がありましたので、6月以降始めたんですけれども、ちょっと数が少ないので、この意見交換については、引き続き、今後も行っていきたいと考えているところであります。

あと、検討委員会の開催頻度等につきまして は、ほぼ前回を踏襲しているところでございま す。

【山田(博)委員】 わかりました。それで、海区 別で調査をいるいるとやったということであり ますけれども、海区別ということでなっていま すけれども、これは、やっぱり私もいろいろと、 対馬も車で行ったら2時間ぐらいかかってして いますけど、これは対馬の行政区が市だからと いうことで一つでするというのは、例えば壱岐 も一緒にするとか、壱岐は、まあ…。五島は、 長いんですよ。そこはやっぱり海区の意見のあ れというのは、五島というのは、五島で全部一 括で聞くんじゃなくて、やっぱり上五島は上五 島、五島市は五島市とか、小値賀は小値賀とか、 そういうふうにきめ細かくやっていかないと、 この目標というのはなかなか達成できないんじ ゃないかと、今後、意見を聞く時にね。やっぱ りきめ細かな意見の聞き方というのを、ぜひ私 はやっていただきたいと思っております。

なぜこんなことを言うかというと、後ろにいる水産経営課長も対馬振興局におったから、わかるでしょうから。わからなかったら、後ろに聞いたらわかるんですよ。だから、そういったきめ細かな漁業者の意見を参考にして、水産振興計画というのを練り上げていただきたいと思うわけでございますが、いかがですか。

【小田口漁政課長】漁業者と関係者への意見の 照会方法等につきましては、効果的な方法を検 討していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそれをお願いしたいと思います。

最後に2つです。今回、漁港漁場課長は、廃 魚を活用した循環型社会推進事業費を考えてお りますね。今回、この計画にそれを盛り込む予 定をしているかしてないか、そこだけお答えく ださい。

【橋本漁港漁場課長】この新しい計画の方には 載せておりません。

【山田(博)委員】 なぜ載せないんですか。500 万円かけて、私がお聞きしたら、3年から5年は かかるだろうということで言っていましたから、 県単の予算を500万円かけておきながら、水産 振興基本計画に盛り込まないというのはどうい うことですか。

企画監、あなたが答えないといかんのじゃな いんですか。違うんですか。企画監担当じゃな いんですか。失礼いたしました。

これはなぜ載せないんですか。載せるべきでしょう。500万円ですよ、500万円。しっかりと載せて取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【橋本漁港漁場課長】 今後の策定に向けて、組 み入れる方向で検討したいと思っています。

【山田(博)委員】 ぜひそれをお願いしたいと思っております。

廃魚を活用した循環型というのは、肥料もあれば、魚の餌もできるということでありますから、漁港漁場課長、そういったのを含めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、先ほど水産部次長から1,060億円とありましたけれども、 先ほど漁政課長がおっしゃ

ったけれども、各地域にきめ細かな意見を聞いて振興計画を練っていただきたいと思うんですね。加工のこともいろいろありましたけれども、ここは水産試験場長のところと話をしながらやっていただきたいと思うんですよ。今日は、全く場長の意見が、ここの中に出てくるかと思ったら、出てこなかったから、そこは連携してやっていただくんでしょう。それはどうなんですか。その意見を聞いて終わりたいと思うんですが、いかがですか。

【中村総合水産試験場長】水産振興施策を進めていく上で、技術面から推進するのが水産試験場の役割でございますから、幅広く、どの分野についても技術研究、開発に取り組んでいきます。

これから研究分野については詳細を、今、整理しているところでございますので、完成版の中には、試験研究の項目も出てくるということでございます。

【山田(博)委員】 総合水産試験場長、長崎県の水産試験場というのはすばらしいと、他県で物すごく評価が高いんですね、私もびっくりしました。だから、そこをしっかりと活かしてやっていただきたいなと思っておりますので、あなたは後ろの席におったけど、前に出したのは、そういった意味もあったので、前面に立って頑張っていただきたい思います。

終わります。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

所管事務一般について、質問通告に基づき進 めさせていただきます。 事前通告された委員の方で質問はありません か。

委員一人当たり5分を目安にいたします。

【饗庭委員】 通告をしていましたので、お聞きしたいと思います。

台風9号・10号による被害の中で、漁港関係施設が138件とあるんですけれども、この中での浮き桟橋の被害状況を教えてください。

【橋本漁港漁場課長】 台風9号、10号によります浮き桟橋の被災状況でございますが、大きなものにつきましてご説明させていただきます。

まず、県が管理しております佐世保市宇久町にございます平漁港、こちらにおきまして台風9号で浮き桟橋の係留ブイが破損をいたしまして、浮き桟橋本体が岸壁の方に漂流をしてしまっております。

これは高速船が利用しております浮き桟橋で ございまして、現在はこれが使えないという状 況になっておりますので、高速船が欠航してお ります。対策といたしましては、早急に高速船 を通わせるということで、漁船用の浮き桟橋に 高速船が着けられるような応急工事を行いまし て、至急、高速船が通えるようにしたいと、今 対策をとっているところでございます。

それから、同じく佐世保市の高島町の高島漁港、こちらは佐世保市の管理しております漁港でございますが、こちらにつきましても相浦と高島を結びます定期船が着く浮き桟橋が破損をいたしまして、こちらも平と同じように浮き桟橋が流れたということで、現在、定期船が欠航している状況になっております。

こちらは、フェリーが大型化する前の岸壁に 着けられないかということで、ただ、フェリー が大型化したものですから、水深が浅くなって いるということで、浚渫工事を行って、一日も 早くそこの岸壁からの乗り降りができるように ということで、これも仮復旧工事を行うように しております。

それからもう一つ、壱岐市芦辺町にあります 芦辺漁港、こちらは県管理の漁港でございます が、博多からのジェットフォイルが着く浮き桟 橋に渡る連絡橋が落橋をいたしております。し たがいまして、ジェットフォイルは、郷ノ浦港 に停泊をするということになっております。

こちらは連絡橋が落ちただけですので、復旧を急いでおりまして、もう既に現地では、復旧材料の加工は終わっております。あとは架設するだけということになっておりまして、すぐに架設をしたいところなんですが、壱岐島はここ数日、強風が吹いておりまして、桟橋の架設工事が港の中がしけてできないということで、風が収まるのを待っているところでございます。

今朝の情報ですと、明日の午後には風が収まるであろうという気象情報があるということで、早ければ明日の午後には復旧ができるものと思っております。

【饗庭委員】 高速船とか定期航路は、そこにい らっしゃる方々の足になっているかというふう に思うんです。

壱岐は明日の午後ということですけれども、 あとのところは大体いつぐらいにできるのか、 教えてください。

【漁港漁場課長】まず、佐世保市宇久町の平漁港でございますが、こちらは仮復旧、先ほど申しましたが、漁船が使っていた浮き桟橋に係留できるようにすることを、11月中には仮復旧が終わる予定で対応をしているところです。

それから、佐世保市高島の高島漁港につきま しては、今年いっぱいには仮設浚渫工事を終わ らせて、年明けからは船を通わせたいというふ うに考えております。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【西川委員】産業労働部にもお聞きしましたが、 洋上風力発電について通告しておりました。

産業労働部の答弁で、地元の意見を尊重する、 慎重にしていくということはお聞きしましたが、 今回、平戸市沖、松浦から唐津の馬渡島に及ぶ 海域は魚の通る道でございます。特に、今現在 でも、アゴほかたくさんの漁種が通っていると 思います。

そこに洋上風力発電施設ができると、魚の通る道、魚道としての魚の回遊がもうわからないということで漁業者は心配しておりますし、平戸市も反対の考え方で、7月20日に県に対する要望をしているところでございます。

そういうところで、風力発電自体は産業労働 部が担当ですけど、水産業としての洋上風力発 電の設置について、考え方をお聞かせいただき たいと思います。

【小田口漁政課長】 平戸市、松浦市の沖合から 佐賀県馬渡島の海域は、本県の優良な漁場とし て、本県漁業者が様々な漁種を多様な漁法で漁 獲しており、洋上風力発電事業による構造物の 設置により、漁業者の生産活動への影響が懸念 されます。

このことから、水産部といたしましては、まず事業者が、事業想定海域において操業上の制約を受けることとなる漁業関係者を幅広く抽出し、十分な時間をかけた丁寧な説明と関係漁業者との協調・共生を図り、海域を先行利用している漁業者の理解を得る必要があると考えております。

【西川委員】 了解です。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【浅田委員】 私も台風9号・10号に対する被害

に関しての質問を通告しております。

この中で様々な被害状況があり、一刻も早く被害を改めていただく必要性があるかと思うんですが、漁船が、この2つの台風によって194隻が沈没、転覆、浸水などをしているんですが、この中にどれだけ放置船というか、許可がないまま放置された状況でこういう状況を引き起こした船があるのか、今、数字がわかっていれば教えてください。

【小田口漁政課長】漁船関係の被害につきまして、放置船のデータは、現在、手元に持ち合わせておりません。

これについては、調査データがあるかないかについても、すみません、わからないところがありますので、後ほど調べてご回答したいと思っております。

【浅田委員】194隻というのは、現在のところ、 持ち主が明確なということですか。この中にも 放置船も含まれているであろうということが想 定できるのでしょうか。その点だけお聞かせく ださい。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 3時31分 休憩

午後 3時31分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【小田口漁政課長】 被害状況につきましては、 市町等から報告を受けているものでありまして、 この数字の中に放置船があるかないかについて は、今の段階ではわからない状態であります。

【浅田委員】私が細かく通告をしていなかった ものですから、失礼いたしました。さっきの質 問とかぶったので、急遽変えました。

いずれにしても、ここにもしも含まれているとするならば、またそれがかなりの、違った形

での被害額が増えるということになりますので、 後ほどでも構いませんので、教えていただけれ ば幸いです。よろしくお願いします。

それともう一点、どの部署にもこれはご質問をさせていただいていることですけれども、水産部においても、様々な流通面などにおいて、まだまだ回復が厳しい状況であるという流れの中で、学校給食とか様々なところで長崎県のお魚を使っていただこうということで、日々努力をしていただいているかと思います。

しかしながら、いろんな長崎のお店などにも聞くと、どうしても一時は、県の方は外に出るのを、ステイホーム状態になければならない、あまり外に行ってはいけない、4人以上では会食してはならない、いろんな条件がありました。

しかし、これが撤廃された後、やっぱり地域を活性化する一つには、県の方々にもご協力いただく必要性があるかと思うんですが、そのあたりをどのようにお考えなのか、今後、どういうふうに部局間では話がなされているか、あれば教えてください。

【斎藤水産部長】委員ご指摘のとおり、水産物、家庭内消費は置いておいて、やはり外で料理屋とか、あるいは飲み屋とかで消費してくれないと、漁師さんも、なかなか売り物が売れていかない、はけていかないということで非常に困っているという状況です。

これまで、そうは言っても感染対策というのはしっかりやっていかなきゃいけない。8月まで、至るところでコロナは出ている状況で、飲み歩くといったこともなかなか難しかったところでございますけれども、9月になりまして、多少状況が落ち着いてきたと、コロナもいわゆるステージ1と、散発している状況になってきたというふうなことでございますので、ここは

やはり水産部自ら、こういった県内水産物の消費をやっていこうというふうなこと。

私も4月から来て、コロナの影響で、職員と 飲食を共にするといったことがなかったわけで ございますけれども、こういった状況になって きたということで、今後、飲み二ケーションと いったものもしっかりやっていこうと考えてい るところでございます。

また、部内においても、各漁協、業者がいろいろ加工品を販売するとなった時に、共同購入すると。これは、例えば諫早湾のカキなどは、他の部にもお願いして買っていただいた事例とかもございます。あるいは、ネットでこういった業者が出したといったことは、部の中でも共有させていただいているところでございます。

今後とも、県内水産物の消費に向けて、部の 一職員としても、長崎県のうまい魚のリストな んかもあるので、そういったところを使いなが ら取り組んでいきたいと思います。

【浅田委員】ありがとうございます。大手を振って皆さんが町なかに行けるように、あえて質問をさせていただいたので、ぜひ今後ともよるしくお願いいたします。

【山田(博)委員】 それでは、通告に従いまして 幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初に、県内の水産物の学校給食利用状況なんですけど、それの状況を説明していただけますか。利用量と利用額、2つをまずお答えいただけますか。

【吉田水産加工流通課長】現状、学校給食への水産物食材の提供状況、予定も含めましてでございますが、県内が約68万食でございます。県外への提供予定が、現在、約33万食という状況でございます。

県内の見込み額が約1億3,000万円、県外につ

きましては、現状約6,000万円といった状況でご ざいます。

【山田(博)委員】 これは、予算措置されていま したよね。全体の予算措置の何%が執行なされ ているのか、お答えいただけますか。

【吉田水産加工流通課長】 4月の補正予算の際には、3億5,000万円をお願いいたしておりまして、現状は約2億円という状況でございます。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 3時37分 休憩

午後 3時37分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【吉田水産加工流通課長】 現状、57%という 状況でございます。

【山田(博)委員】 ということは、いいですか、 3億円の予算があって、今、57%が執行されて いると。ということは、あとの40%近くは執行 されないわけですね。

学校給食をする時には学校給食法があって、 カロリー計算とかいろいろやっていかないとい けないんですよ。そこをきちんと踏まえた上で やっていたかやっていないか、そこだけお答え ください。

【吉田水産加工流通課長】委員ご指摘の栄養面からの基準につきましては、この事業をスタートいたしました時には、それを踏まえた対応というものはいたしておりませんでした。

予算要求の時点では70万食、水産物につきましては予定をしておりまして、今、見込みが100万食を超えているんですが、実際は多分、栄養の問題とかいろんなところで、当初は100グラムで想定しておりましたのが、一番出ておりますのが40グラムから60グラム、これが今、大きな差になっているという現状でございます。

【山田(博)委員】 私は、なぜこれを言うかというと、実は、学校給食法の第8条におきまして、学生というか児童の学校給食の1回当たりの摂取というのは決まっているんですよ、実は。小学生の低学年は、1回で530カロリーよ。中学生が830カロリー、これはご存じだったですか。

こういった基準でやっているから、牛肉も魚 もうまくいかなかったんだよ。これはね、縦割 り行政だよ、弊害。しっかりとこれはやってい ただきたいと思うんですよ。

体育保健課長はよく知らなかった。私がご案内しましょうか。そこをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、見解だけ聞かせていただいて、この質問を終わりたいと思います。いかがですか。

【吉田水産加工流通課長】 当初に、委員ご指摘のような認識はございませんでした。今後につきましては、教育庁の方ともしっかり共通認識を図りながら、また、指導を請いながら進めていきたいと思います。

【山田(博)委員】 これは、牛肉も明日は聞きますけれども、こういったことはやっぱり、なかなか難しいんだと思うんです。

これは私は思うけど、水産庁が悪いんだよ。こういったことをやりなさいと言えばいいのに、とにかく魚を消費しろ、消費しろと言ってさ、やれやれと言うから、慌ててそのときやった結果がこうなったんだよ。これは、絵に描いた餅じゃないけど、絵に描いた魚にならんように、しっかりやってもらわんといかんよ、部長。いかがですか、もう一回、見解だけ最後に聞いて、この質問は終わりたいと思います。

【斎藤水産部長】やはりしっかり学校給食はやっていく必要があると思います。

ただ、恐らく、学校給食を実際やろうとする

と、学校給食会とか、あるいは栄養、そこで要するにメニュー、献立を組み立てる栄養士さん方の意見を聞きながらやっているところでございますので、委員ご指摘の栄養価とかカロリーだとか、そういった計算というのはしっかりなされているんじゃないかと想定はしております。

ただ、やはりいろいろですね、水産と教育関係と連携して、そういった不安のないように取り組んでいく必要があると思っておりますので、これから一生懸命にやっていきたいと思います。 【山田(博)委員】 私は、まだほかにも通告があったんですけど、これは時間がないものですから、この長崎県漁業調整規則違反ですね、大型定置の区域外にいろいろあるものだから、これは後で、どのようにして取り組んでいくかと文書で回答いただけますか。(発言する者あり)大変失礼いたしました。(発言する者あり)

午後 3時42分 休憩

午後 3時42分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 15分やっていいというから、 15分できると思ったら、やっぱりやめてくれと いうからね。ちょっとこんがらがりましたけれ どね。

通告をしておりました、私の地元の玉之浦湾における大型定置網の区域外操業についての漁業取締室のしっかりとした対応というのは、どのように今後やっていくかという方針を、後でペーパーでいただきたいのと、雑魚の再利用というのが、先ほどの水産振興基本計画に掲載されていなかったわけですが、今、県当局は肥料を考えているとありますけど、雑魚というのは魚の餌にも使えるんですよ。

肥料というのは、農林水産省に聞かないといけないんです。肥料法というのは、大変厳しいんですよ。それをやろうというんですからね。それよりも、魚は魚に、食べたいと言っているんだから、やった方がいいんじゃないかと、私はそう思うわけですが、見解を、後でペーパーでしっかりといただきたいと思って、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 水産部関係の審査について、整理したいと思い ます。

しばらく休憩します。

午後 3時分43分休憩

午後 3時分43分再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了 いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前 10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を 行います。

本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 3時44分 散会

# 第 3 日 目

### 1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月29日

午前10時 0分 自 午後 3時44分 至 於 委員会室4

#### 2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君 副委員長(副会長) 中村 一三 君 委 八江 利春 君 員 " 坂本 智徳 君 中島 廣義 君 " " 山田 博司 君 浅田ますみ 君 " 西川 克己 君 " 坂本 浩 君 " " 饗庭 敦子 君 山下 博史 君

#### 3、欠席委員の氏名

な

"

#### 4、委員外出席議員の氏名

な

## 5、県側出席者の氏名

農林部長 綾香 直芳 君 農林部次長 吉田 弘毅 君 農林部次長 渋谷 隆秀 君 農林部参事監 (農村整備事業・ 山根 伸司 君 諫早湾干拓担当) 政 課 長 内田 陽二 君 参事監) 녙 英二 君 政 課 小畑 農山村対策室長 村木 満宏 君 団体検査指導室長 村岡 彰信 君 農業経営課長 村里 祐治 君 農地利活用推進室長 聖 君 溝口 川口 健二 農産園芸課長 君 農産加工流通課長 長門 潤 君 山形 雅宏 君 畜 産 課 長 農村整備課長 幸寿 君 土井 諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君 森林整備室長 永田 明広 君 農林技術開発 中村 功君 センター所長

## 6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【近藤委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

なお、西川委員から、請願審査のため本委員 会出席が遅れる旨、連絡があっておりますので、 ご了承をお願いします。

【近藤分科会長】まず、分科会による審査を行 います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、議案説明をお願いします。

【綾香農林部長】 おはようございます。

農林部関係の議案について、説明をいたしま す。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説 明資料」の農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第7号)」のうち関係部分であります。

歳入予算は、国庫支出金10億3,796万9,000円 の増、合計同額でございます。

歳出予算は、農業費1億9,875万7,000円の増、 農地費3億2,930万円の増、林業費9億7,696万 1,000円の増、農林水産施設災害復旧費1億 6,600万円の増、公共土木施設災害復旧費5,250 万円の増、合計17億2,351万8,000円の増となっ ております。

まず、歳入予算について、ご説明いたします。 国庫支出金について。

農地防災費、治山費、林業施設災害復旧費等 に係る国庫負担金及び国庫補助金の増に伴い、 国庫支出金10億3,796万9,000円の増を計上い たしております。

2ページをお開きください。

次に、歳出予算の主な内容について、ご説明 をいたします。

令和2年7月豪雨による被災への対応につい て。

令和2年7月豪雨により被災したハウス、農作物、林道、治山施設等の復旧に要する経費として、農村地域定住促進対策費8,988万1,000円の増、営農再開緊急支援対策費246万4,000円の増、地すべり防止対策費3億2,930万円の増、山地治山費2億1,000万円の増、緊急治山費7億5,454万1,000円の増、林業施設災害復旧費1億6,600万円の増、林地荒廃防止施設災害復旧費5,250万円の増を計上いたしております。

次に、飲食店における衛生管理等改善推進事 業費について。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンド需要の減少に伴い、売上げが減少している飲食店等に対し、衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等を支援するために要する経費として、飲食店における衛生管理等改善推進事業費1,215万4,000円の増を計上しております。

農業大学校運営費について。

農業大学校学生寮の移転改築のための既存施 設の解体工事におけるアスベストの除去工事に 要する経費として、農業大学校運営費7,450万円の増を計上しております。

3ページをご覧ください。

県民の森整備管理費について。

長崎県民の森を災害発生時の避難所として利用するために必要な施設整備に要する経費として、県民の森整備管理費1,242万円の増を計上いたしております。

繰越明許費について。

繰越明許費については、災害復旧に係る国の 交付決定の遅れや計画設計及び工法の変更によ る工事の遅延等により、年度内に適切な工期が 確保できないことから、農業費9,500万円、農地 費5億7,370万円、林業費17億4,898万円、公共 土木施設災害復旧費5,250万円、合計24億7,018 万円の繰越明許費を設定するものであります。

債務負担行為について。

県営畑地帯総合農地整備費について、空池原地区における令和3年度の貯水施設工事請負契約及び工事用仮設道路等の借地補償契約に係る支払額の債務負担として、2億2,020万円の増を措置するものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、農政課長より補足説明 を求めます。

【小畑農政課長】農政課関係の事業につきまして、2点、補足説明をさせていただきます。

「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和2年度9月補正予算計上事業一覧」の1ページをお開きください。

今回、農政課の補正予算として計上しておりますのは、2事業、合計1億203万5,000円となっております。

まず、1つ目の飲食店における衛生管理等改

善推進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンド需要の減少に伴い、売上げが減少している飲食店等に対し、衛生管理体制の整備を支援するものであり、1,215万4,000円を計上いたしております。

事業内容といたしましては、資料の2ページの中段に記載のとおり、衛生管理の改善を図るための設備導入や業態転換を図るための改装等を国庫補助事業により支援するもので、補助率は記載のとおりとなっております。

なお、本事業につきましては、事前に県内の 飲食店やホテル、旅館等へ要望調査を行った結 果、全て宿泊施設の飲食部門からの要望であっ たことから、観光振興課において事業を実施す る予定といたしております。

次、3ページをご覧ください。

2つ目の山村振興対策費につきましては、令和2年7月豪雨により被災した農産物の生産、加工に必要な施設等の災害復旧に係る経費を支援するものであり、8,988万1,000円を計上いたしております。

事業内容といたしましては、中段に記載のとおり、大村市ほか2市町から要望のありました55件の農業用ハウスなどの施設の復旧や、乾燥機などの農業用機械の修繕等に係る費用を国庫補助事業により支援するもので、補助率は記載のとおりとなっております。

補正予算については、以上でございます。

引き続き、農林部関係の繰越明許費について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております補足説明資料の「繰越事業理由別調書」をご覧いただきたいと 思います。

資料の1ページをお開き願います。

今回、計上いたしておりますのは、農林部全 体で36件、24億7,018万円となっております。 繰越理由といたしましては、表の上段にあります 事業決定の遅れによるものが10件、13億7,090万円でございます。これは主に災害関連緊急治山費及び地すべり防止対策費において、本年7月の集中豪雨により被災した山腹崩壊や地すべり等による被災箇所の復旧に当たって年度内に適正な工期が確保できないため、繰越しを行うものであります。

次に、 計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが、13件、4億1,650万円5,000円でございます。これは主に予防治山費において、本年7月豪雨等の天候不良の影響により、測量設計に不測の日数を要したことや対策工法の見直し、変更が発生したこと等により、今後、発注する工事において、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越しを行うものであります。

次に、 地元との調整に日時を要したものが、 3件、1億185万円でございます。これは主に地 すべり防止費において、新型コロナウイルス感 染拡大の影響で地元説明会が開催できず、事業 計画に遅れが生じたこと等により、年度内に適 正な工期が確保できないため、繰越しを行うも のであります。

次に、 その他の理由によるものが10件、5 億8,092万5,000円でございます。これは主にた め池等整備費及び予防治山費において、入札不 調等により年度内に適正な工期が確保できない ため、繰越しを行うものであります。

また、2ページ目から5ページ目にわたりまして、事業別内訳として繰越箇所、事業内容等を まとめております。

今後、残る事業の早期完成に向けて最大限努力してまいりたいと存じます。

【近藤分科会長】次に、農業経営課長より補足 説明を求めます。

【村里農業経営課長】農業経営課関係の事業に

つきまして、補足の説明をさせていただきます。 資料は戻っていただきまして、補足説明資料 の「令和2年度9月補正予算計上事業一覧」の4 ページをご覧ください。

今回、農業経営課の補正予算として計上して おりますのは、1件で7,450万円となっておりま す。

5ページをご覧ください。

農業大学校施設整備費につきましては、農業 大学校の学生寮の移転改築のための既存施設の 解体におけるアスベストの除去工事を実施する ものでございます。アスベストの除去に係る工 事費として7,450万円を計上しております。

農業経営課の関係分は以上でございます。よ ろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 【近藤分科会長】次に、農産園芸課長より補足 説明を求めます。

【川口農産園芸課長】農産園芸課の補正予算に ついて、補足説明をさせていただきます。

同じ補足説明資料の6ページをお開きください。

資料掲載分が、今回補正予算で計上しており ます農産園芸課分の事業でございます。

事業の具体的な内容をご説明いたしますので、 7ページをご覧ください。

営農再開緊急支援対策費について、ご説明い たします。

営農再開緊急支援対策費につきましては、今回、補正予算におきまして、令和2年7月豪雨により浸水等の被害を受けた農業者に対し、国の持続的生産強化対策事業を活用した営農再開の取組に要する経費の助成として246万4千円を計上しております。

具体的には、右の写真のとおり、河川の氾濫 により農業用施設が浸水し、栽培していた作物 か流出するなど被害が発生している状況であり、 資料中段の事業内容に記載しておりますとおり、 国の持続的生産強化対策事業に取り組む被災農 業者に対しまして、営農再開に必要な種子や種 苗、購入肥料に対して上乗せ助成を行い、被災 農業者の営農再開の負担軽減を図るものでござ います。

以上でございます。よろしくご審議賜ります ようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、農村整備課長より補足 説明を求めます。

【土井農村整備課長】私から農村整備課関係の 事業につきまして、先ほどと同じ補足説明資料 によって説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

ここに記載されているのは、今回、補正予算で計上しております農村整備課分の事業及び地区でございます。

今回、補正予算で計上させていただく災害関連緊急地すべり対策事業につきましては、写真で説明させていただきますので、よろしくお願いします。

令和2年7月豪雨により災害が発生しました 長崎市大野地区の写真になります。被災時の写 真を見ていただきますと、中央に崩れたところ がございます。災害関連緊急地すべり対策事業 は、地すべり防止区域において、降雨等により 地すべりが発生したことにより、緊急に地すべ り防止工事が必要となった場合に行う事業でご ざいます。

今回の補正予算では、大野地区において、地 すべりを抑止するための杭打工や地すべりの要 因となる地下水を排除するための水抜ボーリン グエなどを実施するために3億2,930万円を計 上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろ しくご審議賜りますようお願いいたします。 【近藤分科会長】次に、林政課長より補足説明 を求めます。

【内田林政課長】 11ページをお開きください。 県民の森管理事業費について説明をいたしま す。

今回の補正は、県民の森の施設のうち、森の 交流館、森林館及び左下写真のバンガロー18棟 を避難所として指定するために必要な施設整備 費1.242万円を計上するものでございます。

去る7月の豪雨災害、あるいは台風9号、10号の接近に際しまして、避難所が新型コロナウイルスの感染防止対策として収容人数を制限したということがありまして、各地で逼迫している状況が報道されたと思います。各自治体においては、避難所の確保が喫緊の課題となっている状況でございます。

右下の地図をご覧ください。中央にある40世帯、県民の森周辺の居住者ですが、現在、下の青丸の旧小学校分校跡地を避難所としておりまして、青の道路が経路となっております。

左上の小さな赤丸が県民の森内の研修宿泊施設の森の交流館、それから、大きな赤丸一帯はバンガロー18棟があるキャンプ場になりますが、既存の避難所よりも距離的に近い世帯があります。それから、さらには居住環境、あるいは利便性が高いということから、地元の自治会が県民の森の避難所指定について長崎市に強く要望しており、現在、長崎市との協議を終えて避難所指定を待っている状況でございます。

具体的な整備内容は、バンガロー18棟に十分な電気容量を確保するための配電盤を整備するほか、災害情報などを受信できるようWi-Fi環境を整備するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りま すようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、森林整備室長より補足

説明を求めます。

【永田森林整備室長】私から、同説明資料により、今回、森林整備室分の事業をご説明いたします。

12ページ、13ページをご覧ください。

今回、補正予算で計上している森林整備室分の事業の一覧でございます。内容をご説明いたします。

14ページをご覧ください。

復旧治山費でございます。写真は、佐世保市 江迎町防ノ久地区です。本年7月の豪雨により 山腹斜面が崩壊し、佐世保市所管の林道防ノ久 線が被災しました。被災斜面には不安定な土壊 が残っており、今後の降雨等により下流の山ノ 田川へ土砂が流出し、下流域の保全対象に被害 を及ぼすおそれがあるため、国の補助事業を活 用し、土留工、法枠工の設置等により対策を実 施いたします。

右側の写真が復旧のイメージになります。復旧治山費については、このほかにも1か所、合計で2か所、2億1,000万円を計上しております。

15ページをご覧ください。

災害関連緊急治山費です。写真は、平戸市主師町白石地区です。本年7月豪雨により山腹斜面が崩壊し、直下の主要地方道平戸生月線が被災いたしました。被災斜面には不安定な岩塊が残っており、崩壊の危険があるため、国の補助事業を活用し、不安定な岩塊の除去、法枠工の設置等により対策を行うものであります。

右側の写真が復旧のイメージになります。

災害関連緊急治山費につきましては、このほかにも5か所、合計6か所、7億5,454万1,000円を計上しております。

16ページをご覧ください。

2年災害復旧費(林業施設災害復旧費)でございます。これは本年6月、7月の豪雨災害によ

り被災した林道施設を従前の機能に回復させ るため、復旧事業を行うものであります。

左側の写真は、対馬市上対馬町飼所舟志線です。本年7月の集中豪雨により、林道法面が崩壊し、被災したため、国の補助事業を活用し、対馬市が事業主体となり、林道施設の復旧を実施いたします。

右の写真は、佐世保市鹿町町平原線です。本年7月の集中豪雨により路肩が崩壊し、被災したため、国の補助事業を活用し、佐世保市が事業主体となり、林道施設の復旧を実施するものでございます。それぞれ下の写真が復旧後のイメージになります。

今回の補正予算により、長崎市ほか6市2町、 20路線38か所の被災した林道復旧をするため、 1億6,600万円を計上しております。

次に、17ページをご覧ください。

2年災害復旧費(林地荒廃防止施設災害復旧費)です。これは本年7月の豪雨災害により被災した治山施設を従前の機能に回復させるため、復旧事業を行うものです。

写真は、対馬市厳原町西竜良地区です。本年7月の梅雨前線に伴う集中豪雨により、治山施設である集水井が被災したため、国の補助事業を活用し、集水井の復旧を実施いたします。この対策に5.250万円を計上しております。

以上、森林整備室分で11億8,304万1,000円を 補正予算に計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたし ます。

【近藤分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、農林部のこのたびの予算決算委員

会の審議に当たりまして、質問を幾つかさせて いただきたいと思います。

まず、飲食店における衛生管理等改善推進事 業費についてお尋ねしたいと思います。

確認でございますが、今回、「新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンド需要の減少に伴い売上げが減少している飲食店等」と書いてあります。

それで、インバウンドが減少することによって農業者にどういった影響が出るか、確認をさせていただきたいと思っております。

【小畑農政課長】インバウンド需要の減少に伴う農林部への影響ということでございますけれども、基本的には食材として飲食店等については農産物生産についても影響することになりますので、インバウンド需要を含めて、今回の新型コロナウイルスで影響が出た分について食材の提供が滞るということは、具体的に県の農産物についても影響が出てくるということでございますので、そういった意味で農水省を含めて農林部で今回の事業について対応しているということでございます。

【山田(博)委員】 そうですよね。この飲食店に関して店舗を改装するという支援をされていますけれども、その前に、今言ったように飲食店に関する衛生管理改善の事業費が計上されているというのは、いわゆる長崎県の野菜とか肉類の消費拡大につながるということでやっているということですね。

じゃ、その前に確認させていただきますけれども、この前の4月の補正予算で新型コロナウイルス感染の拡大に伴って、このように予算計上を、学校給食にしとったじゃないですか、3億5,000万円ですね。その実態は、この予算を計上する前に、そこをきちんと、どうなったかということを検証せんといかんわけですよ。あれ

はあれでやって、どれだけの実績が上がって、 じゃ、次のステージに行くということだったら 私たちもわかるんですよ。それは実際どうなっ ているんですか。

農産加工流通課において、4月に計上された 長崎県産の牛肉等の学校給食活用促進事業があ りましたね。あの実態は、今、どのような状況 になっているかということを説明いただけます か。

【長門農産加工流通課長】長崎県産牛肉等の学校給食活用推進事業の実績でございますけれども、牛肉につきましては、8月末までで延べ388校、約3.7トンを実施済みでございます。今後、令和3年3月までに期間全体で約20トン、金額で約1億6,500万円を提供予定となっております。

また、地鶏につきましては、8月末までで145 校、0.6トンを実施済みで、今後、3月までに計 画全体で約7トン、金額で2,100万円分を提供予 定となっている状況でございます。

【山田(博)委員】 そうしますと、今の話でありますと、長崎県産の牛肉等学校給食活用促進事業というのを今回の飲食店の改善事業の予算に当たって事前にやってきたわけですね。ということは、この予算の執行は、3億5,000万円のうち、今のところ、どれだけの割合になるんですか、今の2つを合計すると幾らになりますか。

【長門農産加工流通課長】学校給食への食材提供の部分につきましては、予算としては約3億5,000万円を予算計上しているところでございます。今後の見込みを合わせた両方で約1億8,600万円ほどでございますので、約53%の実施率ということになっている状況でございます。 【山田(博)委員】 私は思いますけども、なぜそういうふうになっているのかと。今回、飲食店にこういった予算をどんどんつぎ込むのは、それは形で何とか長崎県の農産物の消費拡大をす

るというのは、それは大いに結構なんです。し かし、第一段階でやった、この学校給食の予算 が年度末までに50%しか消費できないんだと、 どういうことかと。ちゃんと学校給食法という のがありますね。それによると、驚いたことに、 国においては一人当たり100グラムを3回やり なさい、要するに300グラム、小学生から中学 生までやりなさいと。しかし、学校給食法にお きましては、児童一人当たりのカロリーという のは違うでしょう。小学校低学年には530カロ リー、小学校の高学年になると780カロリー、 中学生になったら830カロリー。つまり小学校 から中学校まで、とにかく100グラムを3回とは 違うんだと。つまり、国はとにかく予算を消費 させんといかんということで一方的であって、 現場のことはよくわからずにこんなことをやっ てたんだと。つまり、国でいうと農林水産省と 文部科学省としっかり話をしてないから現場が 困っているんですよ。その現状の証がそうじゃ なかったんですか。

県は、消費拡大、消費拡大で国から言われて 予算も100%ですけれども、100%でも、この学 校給食におきましても、実際、困っているでし ょう。そういったことをきちんと話さんといか んわけですよ。それで、担当者として、国に対 してどういうふうに働きかけをしておりますか。 今の状況では50%しか使えないんですよ。

今回、飲食店でも長崎県の農産物の消費を拡大してもらいたいということで予算を組むんだけれども、よく言うでしょう、絵に描いた餅、じゃないんです、絵に描いた肉なんです、これは肉。そうなったら子どもたちが喜ぶわけないじゃないですか。

国に対して、今、どういうふうな働きかけを しているか、そこをお尋ねしたいと思います。 【長門農産加工流通課長】 先ほど山田(博)委員 からご説明がありましたように、国の事業であります今回の事業は、牛肉につきましては、一人1回当たり100グラム、それを3回ということで事業上決まっておるところでございます。

今回、各学校の計画では3回全て実施されていますけれども、ご指摘のとおり、使用量が平均すると約50グラムということで上限を下回っている状況でございますので、今回、国に対して、九州・沖縄の各県と連携しまして、回数制限なしで一人300グラムまで提供できるように、その回数制限を撤廃するように、九州・沖縄各県の畜産課長会を通じて要望させていただているところでございます。

【山田(博)委員】 私は、何が言いたいかというと、消費拡大するために、こうしなさい、ああしなさいと国が言ったって、今の状態だったら、 菅総理が言っているじゃないですか、 縦割り行政はだめだと、横のつながりをせんといかんと。

今回の飲食店に対する予算の計上は、農林部でしてますけど、実際、予算執行は観光振興課でやるんですね。それは間違いありませんか、そこだけ確認させてください。

【小畑農政課長】先ほどもご説明しましたけれども、予算については農政課で計上させていただきますが、応募があった施設は、全て宿泊施設の飲食部門ということでありましたので、具体的な執行に当たっては観光振興課で執行するということで再配当を考えております。

【山田(博)委員】 それはわかってますよ、確認 で言ってるんですよ。

それで、お尋ねしますけれども、今回、農林 部で予算を計上して、なんで観光振興課でやる んだ。宿泊関係、飲食店が多いからということ でしょう、これは。

もう一度言いますけど、農林部で予算を計上したんでしょう。これは農産物の消費拡大のた

めにやるんでしょう、その趣旨でやるんでしょう。それをあえてなぜ観光振興課でやらんといかんのですかと私は言っているわけです。

それで、私が危惧しているのは、先ほどの学 校給食みたいに、今度は大変になるんじゃない かと。いいですか、学校給食だって、予算計上 したら、結局、今のところ、国から言われたと おりしたら50%が使えなかった。今回、予算を 農林水産省から言われて県の農林部でやりまし たけど、これを観光振興課にやったら、予算が きちんとした消費というか、執行ができるのか どうか、心配になっているわけですよ。なかな かやっぱり難しいんじゃないかと心配している わけですよ。飲食店で農産物の消費拡大をやる というふうに言いながら、ほかの課にやって、 ほかの課が、あなた方と同じ思い、気持ちでし っかりやれるかどうかと言っているわけですよ。 それはどうなんですか、大丈夫ですか。そこを 確認させていただきたいと思います。

【小畑農政課長】事業の執行に当たって大丈夫 かというご心配ですけれども、そもそも、今回、 農林部で事業実施について、当初、国の方で予 算が計上されまして、今回の補正予算について は、各都道府県が応募主体となって事業者から 手を挙げていただくと。対象については、飲食 店ということでございますので、今、実際に手 が上がっている宿泊施設の飲食部門に限らず、 市内にある飲食店も対象となりますので、そう いった意味では観光振興課以外にも、産業労働 部であったり、県民生活環境部であったりとい う関係部局が出てまいります。その中で、実際、 各部とも協議をした結果として、農水省所管の 予算ということもありますけれども、農林部が 窓口となって公募を行うということで、実際、 結果として上がってきたのが、たまたま宿泊部 門だけだったということでございますから、実 際の執行は、逆にそういった事業はスムーズに 進むであろうということで観光振興課に再配当 として事業を執行してもらうということで考え ております。

実際、その応募に当たりましては、当然、農林部だけではなかなか周知が行き届かないということもございますので、各部局に対しまして、各所管の課を通じて、商工会、商工会議所であったり、生活衛生同業組合であったりとか、そういったところにもご案内していただいて周知を図っていくということにしております。実際にご相談があった場合は、当然、今回の農林部の補正予算の説明をさせていただきますし、場合によっては、各課で計上されている事業が有利であるという場合は、逆にご案内させていただいております。

今回、応募があった分についても、事前に情報を提供して共有をしていきますので、今後の執行に当たっても、ご心配がないようにしっかり執行していただくような形で農林部としても関与していきたいと考えております。

【山田(博)委員】今回、予算計上の説明で、「インバウンド需要の減少に伴い売上げが減少している飲食店等」と書いてますね、「等」と書いているんですね。私は、事前に募集要綱を農政課長にいただいたら、これは農林水産省の外食産業室がやっているんでしょう、これ、募集してね。これは「飲食店の皆様へ」と書いている。「へ」と「等」は違うんですよ。細かいことで大変申し訳ございませんけど、そこを指摘させていただきたいと思っております。

今回、私は、飲食店における衛生管理の改善 事業推進というのは、これは大いにいい事業だ と思っているんです。

そこで、私が先ほど申し上げたように、学校 給食みたいに絵に描いた餅になったらいかんか ら、あえてなんで別の部局でするのかというと いうことを危惧しているから質問しているんで す。

実際、裏づけすると言ったのは、さっきの学校給食、そうじゃないですか。私が調べましたら、牛肉のばらの脂身つきで100グラムで517カロリーあるんですよ。そうすると、小学校低学年は1回当たり530カロリー、ということは、ばら肉だけでこのカロリーが埋まっちゃうんです。つまり全然違うんですよ。

だから、これからこういったことがないように、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、インバウンド需要の減少に伴い売上げが下がっている飲食店が整備するに当たっては、学校給食でこういった状況ですから、本当の消費拡大につながるようにしていただきたいということを私は強く主張しているわけです。さっき言ったように、絵に描いた肉にならないように、さらに関して農林部長の見解をお聞きして、さらに消費拡大をどうするかということの考えなり思いを聞かせていただきたいと思います。今の状態だったら、さっきの学校給食で返還せんといかんのじゃないですか、大変なことになりますよ、これ。

そういったことで、消費拡大について長崎県の農林部は大変ご苦労されているというのは聞くんです。もちろん、水産部も頑張っているというのはね、産業労働部もそうですけれども。この質問に関して部長の見解を聞かせていただきたい。

【綾香農林部長】新型コロナウイルス感染症の 拡大に伴いまして、本県の農林水産物は非常に 影響を受けております。特に、牛肉とか、花卉 類とか、非常に影響を受けておりますけれども、 牛肉価格についてもまだまだ、若干回復傾向に あるとは言えますけれども、まだ昨年度並みに もいってないということで、まだまだしっかり 気を引き締めて消費拡大対策に取り組んでいか なければならないと考えております。

今回、ご質問いただいております飲食店等における衛生管理等改善推進事業費についても、農水省の予算を使って農林部で需要調査をして予算要求をしたと。その背景には県産農畜産物の消費拡大につながって、県民の皆様においしい長崎県産農畜産物をしっかり安全に味わっていただくという背景がございますので、そこは観光部局、ほかの産業部局、県民部局とも、しっかり意思疎通を図って、この事業の目的をしっかり踏まえた上で事業執行に当たっていただくように、今までも打ち合わせをやって意思疎通を図っておりますが、今後もさらに図りながら事業を進めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 今回の飲食店の衛生管理等改善推進事業というのは、インバウンド需要の減少に伴い、農産物の消費拡大を何とかやっていこうという事業でございますので、実際、国から言われた学校給食も、事業をやってみたら大変ご苦労があって、実際は、これは使い勝手が悪いという事業があったと思うんですね。

今回、こういったことを一例に挙げて私は質問させていただいているんですが、さらに消費拡大につながるように、学校給食の制限要項の撤廃の働きかけを国にしっかり行って、引き続き、農産物の消費拡大に努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私ばかり質問できないので、一旦終わりたい と思います。

【近藤分科会長】 ほかに質問ございませんか。 【浅田委員】 今、山田(博)委員が質問されました飲食店における衛生管理の中で、額は少ないんですけど、アドバイザー派遣というのがあり ます。これはどれぐらいの件数を想定してやっているのか。確固たる算出根拠というのがあれば教えてください。

【小畑農政課長】今回の衛生対策に関するアドバイザー派遣でございますけれども、10万円と計上いたしておりますのは、今回、手が挙がったところが3件ございましたので、その3件に対するアドバイザーの派遣ということで10万円程度を組ませていただいて、各施設に対して、それぞれアドバイザーを派遣して、今回の補助事業実施後のアドバイザリーをやっていただこうということで想定した金額でございます。

【浅田委員】あくまで申し込んだお店に対してのアドバイザーということで、例えば、今後、こういうことをやりたいというところに対して適切なアドバイスをするとか、そういうことではなくて、もう決まっている事業者に向けてということだけですか。

【小畑農政課長】 委員がおっしゃったとおり、 事業実施後に現地に派遣いたしまして、実施箇 所を含めた店舗全体における新型コロナウイル ス感染拡大防止等の衛生管理向上に対する助言 等を行ってもらうということを想定しておりま す。

【浅田委員】これは農政課に質問すべきかどうかなんですが、こちらに計上されているので、本来であると、手を挙げているところだけではなくて、どういったものにこれが使えるのかわからないとか、衛生管理面というのが業者さんにとってなかなかわかりづらいというようなお声も聞いています。今回じゃないにしろ、アドバイスのあり方というか、そういったことを他部署と一緒に連携して、そういうところもお考えいただければなと思います。

もう1点、山村振興対策費、今回の様々な豪 雨災害に対しての復旧支援ということでかかっ ているんですけれども、併せて、今回、3ページにあります繰越明許費等を見ると、中には「設計及び」の変更等だけではなくて、人材不足とか、そういったことがあるのかなと、後ほど1,000万円以上の契約状況のところで聞こうと思ったんですけれども、そういったところがあるのかなということを考えた時に、適切にこれを早急にきちっと支援事業というのがなされるのかどうなのか、その辺の目途も含めてどういうふうにお考えなのか、教えていただければと思います。

【小畑農政課長】繰越事業につきましては、先 ほど、各所管からご説明させていただいた理由 でございますけれども、この山村振興対策費の 執行に当たりましては、既に要望調査等を終え た結果として、今回、上げた事業でございます ので、今後の執行に当たっては早急に、実施に ついては既に事前着手等についても認められて おりますので、そういったものを含めて予算計 上、執行は早急にさせていただきたいと思って おります。

【浅田委員】この分に関しては、調査と併せて の予算計上ということなので問題ないと。いろ んなところで繰越し、繰越しで、なかなか遅れ てしまってはというふうに思ったので、あえて 質問させていただきました。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】 予算関係について幾つか質問させていただきます。

まず最初に、今、それぞれお二方からやりと りがありました。飲食店における衛生管理等改 善推進事業費ということで、先ほどの部長答弁 で、なぜこれが農林部の事業なのかということ について理解をいたしました。

ただ、県によっては、いわゆる長崎県でいう ところの産業労働部的なところが受けてすると ころもあったわけなんですね。長崎県はそういうふうになったんですけれども、要望調査に当たっては、それぞれ部局を横断して要望調査を行ったということで理解するんですけれども、その以前の段階で、部長の答弁はよくわかったんですけれども、産業労働部、そういうところと、どこが受けるかというふうな調整があったんでしょうか、そこら辺いかがですか。

【小畑農政課長】今のご質問についてお答えしますけれども、各関係所属、農林部以外に文化観光国際部、産業労働部、県民生活環境部とはそれぞれ事前にお話をさせていただいた上で、調整した結果として今回は農林部が窓口となってやりますということで実施しております。

委員からもお話がありましたけれども、確かに、他県では農林部門以外のところで所管している県もあるようでございますが、ほとんどの県が農林部が受けて窓口となってというのが多かったようでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それで、この事業概要に、衛生管理、それから空気換気設備等の導入、店舗の改装の支援ということになるんですけれども、産業労働部で6月の補正で出た分で新しい生活様式の支援事業というのがありまして、8月に32億円、その中の2億円を流用して、いわゆる飲食店向けの新しい生活様式の補助金というふうなことがあるんですね。

その中に空気換気設備等の導入というのがあるんですけれども、そこのすみ分けというんですか、これは3事業で要望調査をしてということになるんですけれども、例えば、すみ分けでいうと、この3つの店が、こういう事業をやりますというようなことで補助を受けるわけですけれども、その場合に、この飲食店向けの新しい生活様式補助金と重複する部分とか、そうい

うふうなことはどう考えているんですか。例えば、衛生管理の<u>事業で</u>換気の関係については新 しい生活様式を使うということが可能なのかど うか、そこら辺いかがですか。

【小畑農政課長】事業の募集に当たりましては、まず、ご相談があった際に事業内容を説明いたします。当然、産業労働部の事業も承知しておりましたので、大きな違いは、補助の上限額ですとか、補助率が異なります。金額は上限1,000万円で、この事業が大きゅうございますけれども、補助率は2分の1、一方で産業労働部の事業は、補助上限額が200万円で、ただ、補助率は10分の9ということでございますので、実施されたい事業の内容によって農林部の事業で実施していただくとか、もしくはこちらの方から産業労働部の事業をご案内するということの調整を図り、県民の皆さん、事業者の皆さんがより使いやすいような形で各部の中で関連して事業を調整させていただいております。

【坂本(浩)委員】 私が聞きたかったのは、今のことはよくわかるんです。どっちを使うか、その店が決めていいんですけれども、要するに、同じ店で、これを使って衛生管理をする、一方で飲食店向けの新しい生活様式で換気扇を追加して換気機能をよりよくするみたいな、そういうことが可能なのかどうかということです、重複ですね、同じ県からの事業の。

【小畑農政課長】補助対象となる対象物が重複するということは、基本的にできないことになっております。例えば、一事業者の中で飲食部門については農林部の事業を活用すると。ただし、これはあくまでも飲食部門だけですので、宿泊施設であれば、宿泊所の中の改装とかは産業労働部とか観光振興課の予算を使ってもらうといったような形になりますので、基本的に一つのことに対して重複しての補助支援はできな

いということになります。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【小畑農政課長】対象物が異なるということであれば、基本的に同じ事業者の中でも農林部の補助もしくは産業労働部の補助ということで活用できるということでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それと、これは国の予算、第1次補正で約10億円の事業だと思います。今回、長崎県で約1,200万円で3つの事業所ということです。これはいわゆる第1次補正でできた10億円の中の、多分、第1次募集とか第2次募集とかあるんじゃないかなと思うんですけれども、今回は最初の応募でこの対象になったんでしょうか。その後、追加みたいなものがまだあるのかどうか、そこら辺を教えてください。

【小畑農政課長】今回の募集に当たりましては、 5月26日から6月9日までの間で1次募集という 形で実施したものについて計上させていただい ております。

先ほど、国の予算が10億円というご指摘がありましたけれども、その10億円の予算におそらく残があったということでございますけれども、2次募集という形で8月5日から9月4日まで、2次募集を実際に行っております。

【坂本(浩)委員】 2次募集は県内で要望調査の 結果、幾つか上がったんでしょうか。

【小畑農政課長】1件、手が挙がっております。 【坂本(浩)委員】 わかりました。それはまた次 の議会の補正になるというふうに理解をいたし ます。

次に、農業大学校の施設整備費のことですが、

そもそもこの農業大学校の学生寮を移転、農業 大学校はそのままなんですかね、学生寮を移転 改築するということなんですかね。

【村里農業経営課長】今回の予算計上につきましては、農業大学校の学生寮の移転ということで計上しております。本校等の建て替えにつきましては、今、試験場等も一体的に在り方の整備計画を検討しているところでございますけれども、まずは先行して学生寮の移転を今回計画をしているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。そもそも、この移転改築に係る総事業費は幾らぐらいなのか。 それから、工期について教えてください。

【村里農業経営課長】今回の解体工事費につきましては、当初、8,300万円程度予算計上しておりまして、それに7,450万円、今回、追加しております。合わせて1億5,800万円の事業費となります。

工期につきましては、12月ぐらいから着手する予定で、最終的に解体工事は令和3年6月末が 工期の予定となっております。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【村里農業経営課長】移転に係る経費につきましては、ちょっと時間をいただいて後もって回答させていただきます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。その時についでで申し訳ないんですけど、男子が何人とか、女子が何人とか、収容数。これは男子寮、女子寮でしょう、どれぐらい収容できるか、何人ぐらい入れるかということも併せてお願いいたします。

最後に、県民の森の管理事業費です。趣旨は

理解をいたしました。確かに、この地図を見るだけで、そっちの方がいいかなというようなことで、この県民の森の設備の充実というのは、ぜひしていただきたいと思います。

ただ、懸念があって、ここは結構山の道路ですよね。道路そのものが豪雨とかなんかあった時に被害を受けないのかなというふうな心配がちょっとあって、そこら辺は、そういう施設の整備に合わせて、この際、道路の整備もきちんとするとか、そういうことは考えとしてあるんでしょうか。

【内田林政課長】委員ご指摘のとおり、被災を 受けて県民の森自体が孤立するというのは、当 然、想定できると思います。

ただ、既存の施設と比べた場合に、今の県民 の森を利用することで既存の施設よりも安全性 が高まるというご理解をしていただきたいと思 います。

道路は私どもの所管ではありませんので、要望はいたしますけれども、改修計画があると思いますので、そこはなかなか難しいと思います。 【坂本(浩)委員】 わかりました。ぜひ土木部の方に要望をお願いいたします。

あと、バンガロー18棟、それから交流館、森林館ということがありますけれども、この集落、40世帯が大体何人ぐらいいらっしゃって、その方々は全部ここにバンガローと交流館と森林館で、今のコロナの間隔をとるというふうな収容制限で可能なのかどうか、そこはいかがですか。【内田林政課長】コロナ禍の影響の中で避難所というのが、やはり世帯単位で避難をするというのが原則になってくると思います。実際、バンガローが18棟ありますので、それぞれの1棟に10名は収容できるんですが、1世帯は4人とか5人とかが入るというイメージで、バンガローは18世帯を想定しています。

それから、交流館は8人部屋が6部屋あるんですけれども、そこに1世帯ずつ6世帯が入るということを想定していまして、合計で24世帯が今のところ、収容可能ですので、既存の施設と併せて40世帯は十分対応できるのではないかと考えております。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

【山田(博)委員】 それでは、再び質問させてい ただきたいと思います。

まず、先ほどの県民の森整備管理費について お尋ねしたいと思います。

県民の森を災害発生時の避難所にするということでありますけど、そもそも指針がどういった指針かというのは理解した上で整備されるんですか。逆にお尋ねしますが、どういった指針があるのか、もしありましたらお尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】その点は長崎市にも確認したんですが、避難所の要件としての指針は、特に定めてないということでございます。

【山田(博)委員】 指針がないのに1,242万円もお金をかけるんですか。長崎市は避難所としてどういうふうにしてもらいたいかということは具体的に言わずに、長崎県でこうしましょうということで、今回、予算をこういうふうにしたんですか。

【内田林政課長】実際、扇山地区の自治会から 長崎市に要望がありまして、具体的に避難所と して指定できないだろうかというところを長崎 市と協議してまいりまして、指定ができるとい う回答をいただきましたので、施設整備をする ということになりました。

【山田(博)委員】 私がお聞きしているのは、避難所として指定するんだったら、どういったレベルだったら指定しますとか確認した上で、それを今回、じゃ、こういったことをせんといか

んですねというふうになったのかと私は聞いているわけです。そういった説明が長崎市からあったかないかだけお尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】特に長崎市から、こういう施設整備をしてくれという要望は上がっておりません。もともと県民の森の利用者からエアコンだとか通信環境の整備だとか、そういうことを要望いただいていましたので、避難所の指定と併せて、もともと要望があったものを整備するということであります。

【山田(博)委員】 どう見てもそれはね、避難所 の指定があったからするんじゃなくて、早くや ってほしかったですねということを私は言いた いわけです。

それと、諫早の轟峡の崩落事件があったですね。私は、道路というよりも、山の方をずっと行ったことが私もあるんですけど、急な斜面があるわけですね。例えば大雨が降った時に、ここは危険かどうかということを、集落から県民の森まで行く時の道路ですね。それは一度、調査というか、されておりますか。それは森林整備室になるかどうかは、自分の担当じゃありませんからと言われたら困るから、そこはお答えいただきたいと思いますけど、いかがですか。

【内田林政課長】委員ご指摘のとおりでありまして、山の中ですから、当然、災害の危険性というのはあります。そこは事前に確認をしていまして、道路も結構安全に使えますし、県民の森の入り口まで行けば、あとはほとんど森の交流館もキャンプ場もフラットなところですので、土砂災害の危険はありません。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、道路を言っているんじゃない。山の斜面を言っている。 道路を行っている時に山の土砂が流れてきたらいかんから、そこは事前に災害危険地域として調査しているかしてないかお尋ねしているんで す。いかがですか。

【内田林政課長】我々が所管しております山地 災害危険地区の箇所はございません。

【山田(博)委員】そこは指定はありませんけど、調査をしているかしてないかと聞いているんですよ。今、災害指定地域の調査をやっているでしょう。私がお聞きしているのは、人がいるところはするけど、人がいないところはしないと。そしたらね、人がいなくても、通った時に災害があっらどうするのかと。だから、諫早の轟峡であっても、そこは人がいなくても通るから、やっぱりせんといかんのじゃないかと思うわけです。

実は上五島であったんです、これが。土木部に私はしっかり注意したんだよ、これ。調査してなかったのかと、してませんでしたと。なぜかと、人がいなかったと。人がいなくても道路を通る時は危ないだろうがと、大変申し訳ございませんということがあったんですよ。

だから、今回、指定する時に、こういったことがあったらいかんから、そこは調査しているかしてないかと私は聞いているんです。調査してなかったら、これはまたせんといかんでしょうから、そこを私はお尋ねしているんです。いかがですか。

【内田林政課長】委員ご指摘のとおり、県民の森までの道路については、具体的な調査はいたしておりませんので、詳細な調査がどこまでできるのかというのは、予算の関係もありますので、そこを考慮しながら、少し調査はしてみたいと思います。

【山田(博)委員】 予算的なことがあるかもしれませんけど、振興局の職員は、さすがに眼力がすごいから、ここはやっぱり危ないですよという目利きもあるから、そういったことで対応していただきたいなと思っております。

これはせっかくこれだけの予算をつぎ込んで 避難所指定されるわけですから、そこに避難す る前に被害に遭ったら話にならんからですね、 私はそれを言っているわけです。この事業自体 は大変結構だと思う事業であって、だから応援 しているんですよ、だから言っているわけでご ざいまして、そういったことでぜひしっかりや っていただきたいなと思っております。

続きまして、森林整備室長にお尋ねしたいんですが、今回、災害復旧におきまして、私は、改めて森林整備室の大変さですね、痛感しました。長崎県を襲った九州豪雨では、出先の職員が行って、その後に被災された地権者の方から涙ながらの電話がかかってきましたよ、うれしかったと、すばらしい、感動を受けましたと言ってですね。それをご紹介させていただきたいと思います。

そこで、今回上がっている分は、あくまでもこういうふうな公共事業でやるわけですね、国と県の事業でですね。国と県以外でも、なかなかできないと。要するに、県の方で、各市とか町にいろんな災害の補助金の制度がありますね。この正式名を改めてお尋ねしたいと思いますが、何という制度だったですかね。

【永田森林整備室長】自然災害防止事業の補助 営という形で市町に県から補助をいたしており ます。

【山田(博)委員】 私は、この事業をしっかりと 各市とか町に周知をしてやっていただきたいと。 私は改めてこの事業というのは必要だと痛感し ました。

それで、森林整備室長、この予算に上がってない、県はやっぱりやらんといかんことがたくさんありながら、今の事業に対して県内の市町はしっかりとした対応を、条例なり規則、要綱なりをつくって対応されているのか。県内の市

町の状況を教えていただけますか。

【永田森林整備室長】市町に県から補助するわけですが、この自然災害防止事業の補助営について対応してないのが長崎市と諫早市でございます。ただ、この長崎市と諫早市につきましては、市単独の事業で実施できるということでございます。そのほかの市町につきましては、負担金条例を制定しているとか、未設定ですけれども、何らかの形で町独自で対応が可能だということをお伺いしております。

【山田(博)委員】 条例なり要綱なりが制定されてなくても、県として予算が支出できるようになっているんですか。やはり根拠がぴしっとなっておかないと、出せるものも出せないんじゃないかと思っているんですが、それはいかがですか。

【永田森林整備室長】 負担金条例というのは、あくまで市町と個人の方が、どう補助残を負担するかということを制定するものでございますので、県としましては、市町から補助金交付申請が上がってくれば条例の有無にかかわらず事業の採択はできるということでございます。

【山田(博)委員】 今回、こういった自然災害補助営という事業がなかなか生かされないところもありまして、これは農林部長、どこの市とは言わんけれども、そういった事業がありながら申請を上げないところもあるんです。

私がびっくりしたのは、地権者に聞いたら、 県の担当者が市の方に働きかけとかしてね、涙 ぐましい話を聞かせていただきました。聞くも 涙、語るも涙で、すばらしい話でしたよ。そこ に肝腎要の市が対応しないということがありま して、これは担当課だけでは、なかなかうまく いかないものだから、農林部長は関係する市と か町の方々にお会いする度にしっかりと部長の 立場で言っていただきたいと思っております。 それについて、現状いろいろとお聞きされていると思いますので、それなりの考えなり見解を聞かせていただきたいと思います。

【綾香農林部長】 近年、頻発化、激甚化する自然災害の予防、それから復旧にしっかり取り組んで、県民の皆様がどの市町であっても安全な生活を営んでいただけるというのは、これは県としての責務でもあると考えております。

県の事業、それから市単独の事業、いずれかによってしっかり復旧ができるように市町の担当者同士の話し合いだけではなくて、私も市の部長、あるいは市長さんとか首長の皆様とお話しする機会もございますので、そういう機会の中でどういう方法を取るかは、その都度の話し合いになりますけれども、県民の皆様が安心・安全に暮らせるように復旧対策、予防対策を取れるようなことはしっかり取り組んでいきましょうということは、意思疎通、それから意見交換をしっかりやってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 今回の予算を含めて、学校給 食の消費拡大とか、お茶の販売促進事業という ことでいろいろやっておりますけれども、よく 見てみたら、国の方が縦割り行政がひどくて、 実際、わかりやすく言うと、先ほどの牛肉の消 費を農林水産省がこうやればいいとか言って、 やってみたら全然とんちんかんな事業メニュー になっている、現場は困っているということが ありますのでね。

目標は、農業者の方々、生産者をしっかり支えていくという事業ですから。今回、国は縦割り行政で、ああしろ、こうしろと言っても、我が長崎県は、農林部も、教育委員会も、水産部も、産業労働部も、土木部も一緒になって横の連携をしっかり取ってやっていただきたいと思っておりますので、農林部長、あなたには二人

もいるんですよ、助さんと格さんが。どっちが助さんか、格さんかわかりませんけどね。しっかりとやっていただきたいなと思っております。

次長お二人は予算に関しては一言もしゃべっておりませんけれども、別の時にお聞きしたいと思いますので、農林部長、引き続きしっかりと頑張っていただきたいなと思っております。 終わります。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

【近藤分科会長】 分科会を再開いたします。

【村里農業経営課長】 先ほどの坂本(浩)委員の ご質問の今回の学生寮の移転に係る総事業費で ございますけれども、今回補正を含めまして17 億1,800万円の予算となっております。

また、収容人員でございますが、男性が70名、 女性が16名の全86室を今計画しておるところ です。

【近藤分科会長】 ありがとうございました。 ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですの で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

【近藤委員長】次に、委員会による審査を行い ます。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査、法定報告、計画案件の審査及び議案外の質問を行うことといたします。

農林部長より所管事項説明をお願いします。 【綾香農林部長】 それでは、農林部関係の議案 外の報告事項について、ご説明をいたします。

農水経済委員会関係議案説明資料 農林部並 びに同資料の(追加1)及び(追加2)をご覧く ださい。

今回、ご報告いたしますのは、令和2年7月豪雨による農林業被害について、令和2年台風第9号及び台風第10号による農林業被害について、新たな総合計画の策定について、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画(素案)について、全国茶品評会における4年連続日本一の獲得について、ながさき農林業大賞について、対馬農業協同組合の不詳事件と県の対応について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況についてでございます。そのうちの主な事項について、ご報告させていただきます。

農水経済委員会関係議案説明資料の1ページ 目をお開きください。

令和2年7月豪雨による農林業被害について でございます。

令和2年7月豪雨による農林業被害状況は、8

月28日時点で、河川の氾濫などにより甚大な被害が発生した県央地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約3億5,550万円、農地・農道等が約35億9,900万円、林地・林道が約24億220万円で、総額で約63億5,670万円の被害額となっております。

県といたしましては、被害状況の把握や対応のため、被災直後から大村市へ農林部職員を派遣したほか、農業団体と連携を図りながら、被害の拡大防止に向けた技術指導の実施や被災農家に対する相談窓口を設置するとともに、被災農家への農業共済制度やセーフティネット資金等の貸付制度の周知等を行ってまいりました。

また、国においては、今回の豪雨災害が全国的に大きな被害をもたらしたことを受け、8月25日に激甚災害に指定し、また指定に先立ち7月30日には、農林水産関係被害への総合的な支援対策を打ち出したことから、市町や農業団体とともに被災農家に対し制度の周知を図るとともに、復旧に向けた事業の活用を支援しているところです。

今後も、被災農家に寄り添い、関係市町や関係団体との連携により速やかな災害復旧に努め、 産地の一日も早い復旧・復興に取り組んでまい ります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料(追加2)の1ページ目をお開きください。

令和2年台風第9号及び台風第10号による農 林業被害についてでございます。

令和2年台風第9号及び台風第10号による農林業被害につきましては、9月24日時点で約20億2,300万円となっており、特に、強風によるアスパラガスや花卉、ミニトマトなどの農業用ハウスの被害が甚大でありまして、被害件数914件、被害額が約6億2,4000万円と、平成16年以

降最大の被害となっております。

その他、肉用牛などの畜舎・堆肥舎が261件、約2億300万円、水稲やアスパラガスの倒伏、みかんや梨の落果や倒木、メロンやきゅうりの茎葉損傷など農作物被害が約4億6,100万円となっており、今後調査が進むとともに件数・金額ともに増加するものと見込んでいるところです。

また、昨年の台風第17号や先般の7月豪雨の際には、国において農業用ハウスの復旧や種子等の購入などの支援策が講じられたことから、今回の被害に対しても、支援策を講じていただくよう9月16日に国に対し要望を行ったところです。

県といたしましては、被害の全容把握に努めるとともに、被災された生産者に対し、事業面での支援の検討に加えて、共済金の早期支払い要請のほか、被害を受けた農産物の事後対策など、経営面・技術面においても、できることから実施しているところであり、今後とも営農再建に向け被災農家に寄り添った対応を行ってまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料にお 戻りいただき、1ページ目をお開きください。

新たな総合計画の策定についてでございます。 来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策からなる「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところです。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を 踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、 各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標 の推進につながるのかの明示、まちや産業が大 きく変わっていくことを発信する「本県の近未 来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち農林部部分では、基本 戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人 材の育成を図る」において、新規就農・就業者 の増大や、農業所得1,000万円以上を確保する経 営体の育成など個別経営体の経営力強化を推進 することとしております。基本戦略2-3「環境 変化に対応し、一次産業を活性化する」におい ては、スマート農林業の導入による生産性の高 い農林業産地の育成、産地の維持拡大に必要な 生産基盤の整備や、加工・流通・販売対策の強 化、また、基本戦略3-1「人口減少に対応でき る持続可能な地域を創る」においては、農山漁 村集落に人を呼び込み集落全体で稼ぐ仕組みづ くりなどを推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご 意見をお伺いするとともに、パブリックコメン ト等により県民の皆様の声をお聞きしながら、 今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまい ります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の2 ページ目をお開きください。

第3期ながさき農林業・農山村活性化計画素 案についてでございます。

平成28年度からの本県農林業の振興方針を 定めた「新ながさき農林業・農山村活性化計画」 については、令和2年度に終期を迎えることか ら、令和3年度からの本県農林業・農山村の目 指す姿と方向性を示した5カ年計画として、「第 3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の策 定検討を進めているところです。

策定に当たっては、農業者、消費者、学識経験者、公募委員等からなる策定委員会を設置し、 ご意見・ご提言をいただくとともに、地域の実 情を踏まえた計画とするため、県下7地区で地域別意見交換会を開催し、農業者や関係機関などの皆様からのご意見等も伺いながら検討を行っているところです。

新計画においては、若者から「選ばれる」、 魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を 目指すことを基本理念として、現在、農林業・ 農山村を取り巻く環境の変化や時代の潮流、施 策の方向性や地域別振興方策など計画づくりに 向けた各項目の検討・整理を進めているところ です。

今後は、県議会をはじめ、県民の皆様のご意 見をお聞きしながら、さらに検討を進め、今年 度中の策定を目指してまいります。

最後に、農水経済委員会関係議案説明資料の 4ページ目をお開きください。

対馬農業協同組合の不詳事件と県の対応についてでございます。

対馬農業協同組合の元職員による共済金の不正流用事件につきましては、令和2年6月県議会におきまして、業務改善命令に基づく同組合から県への報告期限を本年6月末としたことをご報告していたところです。

同組合から県に対し提出された報告書について内容を確認したところ、事件の全容解明、原因及び責任の所在の明確化、法令等遵守態勢の確立等再発防止に向けた業務の改善等について妥当であることが認められたことから、県は6月30日付で受理いたしました。

具体的には、共済事故の偽装や共済契約の無断解約等の手口による不正な資金の流用が、平成22年度から平成30年度までの9年間で総額17億7,600万円に上ることが報告されております。また、不正行為を許した管理統制上の問題として、元職員が平成21年度当時は赤字であった農

協の見かけ上の収益改善に貢献したため、通常の人事異動を実施しなかったことなど、元職員に対する内部統制が機能しない状態にあったことが明らかとなっております。

本件の責任について、同組合は、旧執行部、 歴代の非常勤理事、歴代の監事の任務懈怠によ るものとしており、本年7月10日に設置した役 員責任追及委員会において、責任範囲や責任追 及の方法を検討していくこととしております。

同組合は、これら事件の全容等を踏まえ、法令等順守態勢の確立、業務・管理体制の確立、内部けん制機能の充実・強化等5項目で構成する業務改善計画を策定しており、県といたしましては、定期的にその取組状況にかかる報告を求めてまいります。

また、県といたしましても、今回の報告により明らかとなった不祥事の原因等を踏まえて、 検査における徴求資料の追加等を行い、不正の可能性が高い案件には集中的に確認を実施する など検査手法の改善を図り、県内農業協同組合 の健全な運営を確保するため、指導監督の充実 に努めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載の とおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】どうもありがとうございました。 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにと どめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午後 1時30分 再開

【近藤委員長】 再開します。

次に、農政課長より補足説明を求めます。

【小畑農政課長】 それでは、「第3期ながさき 農林業・農山村活性化計画【仮称】素案につい て」、補足説明いたします。

新ながさき農林業・農山村活性化計画は、本 県の農林業・農山村の目指す姿と、その実現に 向けた5年間の施策の方向性を示す計画です。

現計画は、本年度で終期を迎えることから、 現在、次期計画の策定に向けた検討を行ってお ります。

策定に当たりましては、公募委員、農業者、 消費者、学識経験者等からなる策定委員会を設 置するとともに、地域の実情を踏まえた計画と するため、県下7地区で地区別意見交換会を開 催し、農業者や関係機関などの皆様から、意見、 提言をお伺いしながら検討を進めてまいりまし た。

今後のスケジュールといたしましては、本日の委員会のご意見を踏まえまして、また、パブリックコメントを実施した上で策定委員会に諮り、11月議会に議案として計画案を上程させていただくこととしており、今年度中の策定を目指しております。

それでは、素案の内容について、ご説明をい たします。

なお、素案そのものは、ボリュームがございますので、お手元に配付しております「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画【仮称】素案概要」を用いて説明させていただきます。薄い冊子の方でございます。

概要の2ページをご覧ください。

このページには、本県農林業・農山村を取り 巻く情勢を整理しております。

まず、農林業については、4つ目と5つ目の丸 をご覧いただきますとわかりますように、新規 自営就農者・新規雇用就業者は、令和元年度493 人と、平成16年度の約3倍に増加し、林業専業作業員は、令和元年度350人と、平成22年度の約3割増加しております。

しかしながら、上から1つ目と2つ目の丸にあるように、農業就業人口の減少と高齢化が進行し、趨勢で農業就業人口は、令和22年に平成27年から63%減少する見込みとなっており、主たる担い手である認定農業者についても、平成22年度をピークに減少傾向にあることから、このままでは本県農業の生産基盤の弱体化と産地の縮小が危惧されます。

また、農業所得に目を向けますと、上から3つ目の丸にあるように、農業所得1,000万円の確保が可能となる経営体が、令和元年度には489経営体と、平成28年度の1.8倍に増加しているものの、本県認定農業者の平均農業所得は530万円と、全国の主要農家の平均農業所得の8割の水準にとどまっております。

次に、本県の農山村、下の段でございますが、 情勢につきましては、集落機能が低下するとされる10戸未満の集落は、平成17年の72集落から 平成27年には101集落に増加し、趨勢では、10 戸未満の集落で、かつ65歳以上が50%を超える 集落数は県全体で平成27年の1.8%から令和22 年には11.8%と大きく増加する見込みです。

次に、2つ目の丸にありますように、集落を 支える兼業農家等は年々減少し、特に、若い兼 業農家である準主業農家が10年前から39%減 少しました。さらに、農地等保全活動を継続で きない集落協定が増加するなど、集落機能の維 持が懸念される状況となっております。

次に、3ページをご覧願います。

国内外での情勢の変化などの時代の潮流をま とめております。

2040年問題と言われる人口減少と高齢化が

全国的に進展し、それに伴い国内食料消費は減少する見込みとなっております。一方で、全世界では、食料需要が増大していることを踏まえれば、輸出の対応を進めることが必須と言える状況でございます。

さらに、近年頻発する豪雨や台風等の自然災害の対応や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境の悪化等により、需要減少や人手不足などの課題に直面しております。一方で、都市住民の田園回帰志向が高まってきており、また、ドローン防除など少ない労力でも管理できる先端技術の開発、操舵アシスト技術など、誰もが取り組みやすい農業の実現といったSociety5.0の時代でのスマート農林業の進展など、新たな動きが増えつつあります。

次に、4ページをご覧ください。

以上のような状況を踏まえ、次期計画の基本理念は、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指しますとし、スマート農林業の導入等により、次代につなげる活力ある農林業産地の振興を図る産地対策と、多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化を図る集落対策の2つを車の両輪とし、施策を展開することで、若者や多様な担い手を呼び込み、農林業を通じた地域の雇用と所得の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、中段下の本県の農林業・農山村が目指す姿、すなわち将来像として、農林業の農業においては、令和12年に認定農業者や新規就農者等の産業の担い手が、経営耕地面積の82%を担う農業構造を目指すこととしております。

経営耕地面積については、農家戸数が減少する中で、認定農業者の所得向上と経営体数の維持を図るとともに、荒廃農地の再生などにより、経営耕地面積を3万ヘクタール確保することを

目指しております。

一方、林業においては、循環利用する6万へクタールを確保し、計画的な路網整備、高性能機械の導入等により木材生産量の増大、林業事業体の経営改善を進めることで、令和12年に林業専業作業員の年収520万円並びに420名の確保を目指します。

農山村においては、移住・定住及び関係人口の拡大を進めるとともに、農山村地域全体で稼ぐ取組を推進し、令和12年に、農山村集落を現在と同じ2,927集落確保することを目指します。次に、6ページをご覧ください。

基本理念と、目指す農林業・農山村の将来像を実現するための施策体系として、ローマ数字の左端ですけれども、の産地対策、の集落対策、これを2つの柱とし、産地対策につきましては、上から、担い手の確保・育成、生産性の高い産地の育成、生産基盤と加工・流通・販売対策の強化、集落対策については、集落に人を呼び込む仕組みづくり、地域全体で稼ぐ仕組みづくり、この5つの展開方向を掲げ、この展開方向ごとに、合計で20の行動計画を策定するとともに、さらに振興局単位で、各地域の特性を踏まえた6つの地域別振興策を策定するという構成といたしております。

行動計画の内容については、すみません、また別冊となりますけれども、2枚組の補足説明資料、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画【仮称】素案について」と、A4横の資料があろうかと思いますけれども、この2枚組の資料の産地対策を左側に、集落対策を右側に、展開方向ごとの取組の概要を整理いたしております。

まず、の「次代につなげる活力ある農林業産地の振興」の -1の次代を支える農林業の担

い手の確保・育成につきましては、産地での研修体制の強化による農家出身者のUターンの増大や外国人材の活用による労力確保、認定農業者の所得向上に向けた経営改善などを進めることで、令和7年度には新規自営就農者、雇用就業者を、平成30年の15%増となる年641人を確保し、認定農業者を5,500経営体確保することを目指します。

-2の生産性の高い農林業産地の育成につきましては、非接触型の生産体制への転換や生産の省力化・安定化のためのスマート農林業技術の導入、水田汎用化・畑地化による園芸作物の生産拡大等を進めることで、農業算出額は、平成30年の14%増となり1,714億円、林業産出額は、平成30年の2割増の90億円を目指します。

次に、 -3の産地の維持拡大に必要な生産基盤、加工・流通・販売対策の強化につきましては、生産基盤の整備、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、食品事業者と連携した安定取引の拡大、輸出先国の規制に対応した産地の育成や輸出先の新規開拓を図ることで、令和7年には、担い手の農地利用集積面積を、平成30年の11%増の2万1,600ヘクタール、農産物・木材の輸出額を、平成30年の64%増の12億6,500万円を目指すこととしております。

次に、の「多様な住民の活躍による農産村集落の維持・活性化」のうち -1の農山村集落に人を呼び込む仕組みづくりについては、農山村集落が有する景観、伝統、文化などの魅力を発信し、交流、共同活動への参加を促すこと等により、関係人口の拡大を図ります。また、集落ぐるみでの移住者の普及体制を構築し、半農半X、リモートワーク等にも対応した多様な住民の移住・定住を促進します。さらには、農山村地域の防災・減災事業対策等を推進します。

これらの取組により、農山村集落数2,927集落 を維持し、農山村地域への移住者数として、年 191人を確保することを目指すとともに、老朽 ため池・山地災害危険地区の計画的な着手を図 ることとしております。

次に、 -2の農産地域全体で稼ぐ仕組みづくりについては、地域の顔となる産品づくり、農家レストランや農泊等の地域ビジネスの展開、地域の直売所が拠点となった買い物弱者対策等の地域貢献活動の実施などにより、令和7年には、直売所・加工などのアグリビジネス売上額を、平成30年度の6%増の127億円、農泊宿泊者数を、平成30年度の12%増の6万8,000人とすることを目指します。

以上、駆け足でございますが、素案の説明を 終わります。

冒頭申しましたとおり、県議会をはじめ、農業者や関係機関など、皆様から意見、ご提言をお伺いしながら、引き続き計画策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【近藤委員長】 次に、団体検査指導室長より補 足説明を求めます。

【村岡団体検査指導室長】 私からは、対馬農協の不祥事件と県の対応について補足説明をさせていただきます。

資料は、農水経済委員会補足説明資料「対馬 農業協同組合の不詳事件と県の対応について」 となります。

資料の1ページをお開きください。

県が発出しておりました業務改善命令に対し、 対馬農協から今年6月29日付の最終報告書が提 出されましたので、当該報告書を基に、事件の 概要、責任の所在、組合が取り組む業務改善計 画について、ご説明いたします。 まず、1. 不祥事件の概要ですが、事件の主な手口は、「(1)不祥事件の類型」として記載しておりますが、 の無断の異動による資金流用は、事件の当事者が共済契約者に無断で共済契約の解約変更を行い、その結果、生じる解約返戻金等を無断で流用した事案です。

の無断の新規契約の締結は、共済契約者の 名前を無断で使い、新規の契約を締結し、架空 の業務契約実績を上げた事案です。

の共済事故の偽装は、建物共済契約において、台風等の自然災害の被害を捏造して、共済 金を請求し、流用した事案となっております。

これら不正な資金流用の総額や、このような事態を招いた課題や原因は、(2)と(3)に記載してありますとおりであり、不祥事防止の観点から通常行われる人事異動が当事者には長期間実施されなかったことや、各事業のマニュアルどおりの運用がなされていなかったなど、内部統制に問題があったことが報告されております。

次に、2.責任の所在につきましては、旧執行部、歴代の非常勤理事、歴代の監事、上司等の職員に任務懈怠等の責任があるとされており、役員の責任に関しましては、本年7月27日に第1回役員責任追及委員会が開催され、責任の範囲や責任追及の方法等について検討が始まっているところでございます。

続きまして、3.業務改善計画につきましては、組合は、(1)の法令等遵守態勢の確立から2ページの(5)監査体制の充実・強化までの5つの項目を柱として、不祥事の再発防止に全力で取り組むこととされており、県としても、定期的に、その進捗を確認してまいります。

最後に、4.県の検査手法等の改善策について、ご説明します。

今回の不祥事件につきましては、調査が進むにつれ、幾つかの特徴が確認されております。例えば、当事者が取り扱った共済契約は、解約失効率が異常に高かったことが判明しております。

これは、契約者に無断で共済契約の解約がなされたため、解約失効率が異常に高くなったものと考えられます。また、共済事故発生率も、他に比べ高かったことも確認されております。これも共済事故を捏造していたため、事故率が高くなったものと考えられます。

このように不正があった場合には、特徴的な 傾向が数値の上に表れることが、今回の調査で 明らかになっております。

このため、(1)にありますように、不正の可能性が高い案件として、共済契約の解約失効率や共済事故の発生率を事前に把握し、これらの値が著しく高い農協、支店について、集中的に検証してまいります。

また、(2)にありますとおり、上記検証の 過程で不正が疑われるような場合には、必要に 応じて契約名義人に契約内容を照会する外部確 認を実施してまいります。契約者に、直接内容 を確認することで、無断解約や事故捏造があれ ば、早期に不正行為が判明することが期待でき ます。

また、(3)にありますように、公認会計士等の専門家を講師に招き、不正発見の着眼点等を中心とした検査員の研修を実施することで、検査スキルの向上を図ってまいります。

以上の改善策に取り組むことで、より検査の 精度を高め、不祥事の早期発見と未然防止に努 めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、

次に、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、 陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願い ます。

今回の審査対象の陳情書番号を読みます。48 番、49番、50番、51番、54番、55番、56番、 57番、59番、73番、74番、76番となっており ます。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【山田(博)委員】 今回、要望書を拝見させていただきますと、農村整備予算の確保を当初予算でしてもらいたいということできているわけですね。

これは、先ほどの農林業・農山村活性化計画でも、そういったところがうたわれているわけですけれど、農村整備課長、どうですか、正直言って。頑張っているけれども、なかなか予算を取れないのか、頑張っていないから予算を取れないのか。

私は、あなたを見ていると、頑張っているけど予算を取れないと。これはどういうことかということになるわけね。参事監の努力が足りないのか、国が悪いのか、どちらでしょうか。

【土井農村整備課長】 今回の要望については、 かなりの市町から予算確保の要望が上がってお ります。

委員ご指摘のとおり、予算については、県の 政府施策要望で重点事項に上げて要望しており ます。それと、長崎県農業農村整備事業推進協 議会というところが独自で、国の方にも要望に 上がっておりまして、予算自体は、要望どおり 100%、国の方からいただいている状況でござ います。 【山田(博)委員】 そういうことなんですね。県の要望に対して100%きているけども、それに対して、またさらに要望がきていると。要するに、これはうれしい悲鳴ということで理解していいんですか。ということは、それだけニーズがあると。

ということは、あなたの働きがもっと重要になってくるわけね、参事監。ちょっと頑張っていただきたいと思うんです、参事監。あなたは国から来ていただいて大変ご苦労も絶えないということ、最近何かちょっと痩せて、ちょっと心配しておりますけど。参事監、ぜひ頑張っていただきたいと思うんですが、どうですか、国の状況としては、長崎県をどのように思っているのか、いかがですか、率直に状況をお聞かせ願いたいと思います。

【山根農林部参事監】ただいま委員のご指摘の 農業農村整備事業でございますけども、農家の 規模拡大とか、経営の安定のためには、農地の 基盤整備を行っていくということが重要ですし、 また、近年では、新型コロナウイルス感染症の 拡大の関係で、国内の自給率を確保していくと いうような重要性も増しております。

このためには、やはり本県も農地の基盤整備を確実にやっていくということが重要であると思っておりますので、引き続き、令和3年度の予算についても必要額を確保できるように、国の方に伝えてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 それで、この予算確保で農業 農村整備事業の予算確保に向けた大会を開いて おりますね、県の職員も一緒になって来ており ますけど。今年はどうなんですか、こういった 大会をしっかりとやられることが予算確保につ ながるんじゃないかと私は思うんですが、それ はいかがな状況なんですか。 【土井農村整備課長】現在伺っているところによりますと、11月の上旬に開催を予定しているということですが、コロナの関係もありますので、今、状況の判断を、決定をまだしておりませんと、そのように聞いております。

【山田(博)委員】 ぜひそういった、この大会を機に、さらに予算確保に向けて努力していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、陳情番号51番の離島特別区域制度の整備についてということでありますけども、これは、外国人の実習の期間の延長の確保等とか、そういったことがうたわれているわけでございますが、状況的にどのような取組状況かというのを説明いただけますか。これは、どなたが答えていただけますかね。

【村里農業経営課長】農業におけます外国人材 の活用の件ということで、ご回答いたします。

現在、特定技能外国人材を、昨年設立いたしました農業サービス事業体の方で派遣に取り組んでおりますが、現在、カンボジアの人材を15名、現場の方に派遣をしている状況でございます。

【山田(博)委員】 これは、実際、離島にカンボジアの外国人が15名行っておりますね。そこがよく聞こえなかったもんですから、マスクをしているから聞こえなかったのかね、もう一度お答えいただけますか。

【村里農業経営課長】 先ほど申し上げました 15名につきましては、離島ということではなく て、県内、一部県外の方に派遣をしておるとこ ろでございます。

【山田(博)委員】 私が聞いているのは、離島の 特別区域制度の整備をしてもらって外国人実習 生の受け入れをお願いしたいということで陳情 が来ておるんですが、それについてどうなって おるかということです。

言いましょうか、これは陳情番号の51番の17 項目めですね。11ページですが、「離島特別区 域制度の整備について」というところがありま すけど、これはまだ十分把握をしておりません か。してなかったら、また後でお聞きしたいと 思うんですが、それだけ、把握しているか、把 握してないかだけお答えください。

【村里農業経営課長】今回、要望で上がっております離島特別区域制度の整備にかかる外国人材の活用ですけども、すみません、状況を十分把握しておりません。申しわけございません。

【山田(博)委員】 わかりました。後日きちんと 把握した上で、ぜひ報告していただきたいと思 うんですが、よろしいでしょうか、確認でござ いますので、お答えください。

【村里農業経営課長】 内容を確認した上で、ご 報告させていただきます。

【山田(博)委員】 それでは、続きまして陳情番号73番の森林林業木材産業の要望ということできております。今、特に県産木材の需要拡大とか販路拡大ということでやっておりますけど、現状としては、コロナ禍の状況で、今の状況と今後の見通しというのをお答えいただけますか。 【内田林政課長】木材の生産と需要の現在の状況ということでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

コロナの影響で、中国、韓国への輸出が2月、 3月にストップいたしました。その木材が九州 各地の木材市場、あるいは貯木場にあふれた状態で、ストックがたくさん出てまいりました。 その余った木材、余った木材といいますか、輸出できなかった分が4月、5月、6月ぐらいで製材工場に順次流れて、現在はたまっている状況 がなくなりました。需要の方も落ちてはいるんですが、下支えされて、一定の需要量はあるという状況です。

7月の豪雨災害で、九州では特に大分ですね、この辺の林道が被災を受けまして、木材の生産がほぼできない状態、山から木材が出てこないような状況で、需要は一定あるので、長崎県産材は一定生産を続けている状況です。

【山田(博)委員】 今、何とか需要の回復はしてきたということでありますけど、今年度と来年度の見通しというのはどうなんですか。その需要というか、あと、要するに輸出も含めて、その状況は今把握をされておりますか。把握されているならお答えいただきたいと思います。

【内田林政課長】輸出に関しては、新型コロナウイルスの発生以前とほぼ同じところまで回復しております。

ただ、木材の一番の需要であります住宅の動向なんですが、コロナの影響で、4月以降、大手の住宅メーカーが全く営業できていない状況でして、その影響がようやく今出てきているという状況です。

今後、大手のメーカーを中心に営業をかけると思いますので回復はすると思いますが、業界の見通しとしては、急激な増加は難しいというふうな判断をしている状況ですので、私の方からは、今後どうなるかというのはなかなか答弁できないという状況でございます。

【山田(博)委員】大手の住宅メーカーというのは、どこを指しているかわかりませんけど、長崎県にも住宅メーカーがあるんです。そこを忘れないでほしいと。どこの会社とは言いませんけど、そこをしっかりとですね。大手ばかり言ってはだめですよ。県内住宅メーカーもあるということを忘れちゃいけませんのでですね。

今回の陳情というのは、そういった、何とか 需要を拡大してもらいたいということでありま すので、そこは林政課として、新たにハウスメーカーなんかがいろんな展示をやっていますの で、そういった時に何らかの集客が見込めるようにするとかね。

例えば、お茶をそこでお配りするとか、いいですか、木材とお茶をセットにして、これは農産園芸課長になるんですかね、そういったこともやれば一石二鳥になるじゃないですか、そういうことをやっていただきたいなと思います。これは私のアイデアでございますけど。住宅展示場に来る人にお茶を出して、お茶を濁すようなことはさせんように、ぴしゃっとしたものを飲ませてもらいたい思うんです。

ということで、このアイデアはどうですか、 林政課長。こういったことをやったらどうです かと言っているんです。

【内田林政課長】地域材供給倍増協議会というのを、川上から川下まで連携をして木材の、県産材の需要拡大に努めております。一番末端の川下である工務店も参加していますので、それぞれの工務店さんが販促をやる時には、当然その経費とかも支援していますので、その中でどういった連携ができるのか考えてみたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひやっていただきたいと思っております。

さっき、林政課長が大手メーカーと言われたから、県内の住宅メーカーもあるということをお忘れなく、しっかりと対応していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、西海の漁業組合の方から来ておりま して、今、状況はどうなっていますか。これは 陳情番号の54番になります。以前も同じような 陳情が来たと思いますけども、なかなかこういった現場の、こういった陳情があるような、汚 濁防止フェンスをしてもらいたいというような 陳情は、やっぱりそれは必然と、こういったの が出てくると思うんですが、現状としては、こ ういった対応ができるのか、できないのか、そ こをお答えいただきたいと思います。

【土井農村整備課長】 昨年の9月27日も要望がありまして、漁協の方から汚濁防止フェンスの要望が上がっておりました。その前から、工事実施に入る前から漁協と連携して、協議を行いまして、汚水が流れる場所については、全箇所マットを二重にしておりまして、7月豪雨の際にも濁水が流れておりますが、そこのフェンスの中で収まっている状況でございます。

【山田(博)委員】 漁業者の被害が出ないように、 ぜひしっかりとやっていただきたいと思ってお ります。

そういうふうにやっているということでありまして、私も安心したわけでございまして、どうぞ引き続き農業者と漁業者が一体となって地域経済の、また、産業が再生するように関係機関と協議しながら頑張っていただきたいと思います。要望して終わりたいと思います。

【近藤委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、 陳情につきましては承っておくことといたしま す。

次に、法定報告として「経営状況説明書」、 計画案件として「次期長崎県総合計画素案」な どについて、各提出資料に対して質問を行うこ とといたします。

なお、質問は、提出資料の範囲にとどめ、そ

れ以外の質問については、個別に対応していた だくようお願いします。

質問はありませんか。

【山田(博)委員】 先ほど説明を聞いたわけでございますが、素案の概要、また、方針をいろいると拝見させていただいたんですが、その中で確認の意味も込めて幾つか質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

農業の後継者を輩出する農業大学校ですね、この農業大学校の在り方というのを含めて、この中にどのような形で記載なり、検討をされているのか、まず最初にお尋ねしたいと思います。 【村里農業経営課長】今ご質問の農業大学校の位置づけなり方針でございますが、素案概要の8ページの一番上、「 -1次代を支える農林業の担い手の確保・育成」の項目の中で下段ののところでございますけども、農林業の実践力・経営力を育む研修教育の実施。この中で、具体的に、農業大学校としては丸の3つ目で、「農業大学校の研修機能の充実により、次代の本県農業を担う経営感覚に優れた農業経営者を育成する」ということで、まず、方針として位置づけておるところでございます。

【山田(博)委員】農業大学校の教育機能の充実によりというところですね。今度、寮の建て替えとかなんかありますね。この農業大学校が、また県内の農業高校もそうですけども、聞くところによると、特に県内の農業高校ですね、県外への流出が多いと。県内のすばらしい農業高校にいながら、県外に就職する人が多いということでありますので、そこをしっかりと、さらに連携を深めていただきたいと思っております。

その中で、特に県の農業大学校では、かつて、

まことに残念な事件もあって、この寮も建て替えるわけですから。私の聞くところによると、この大学校の生徒の意見をしっかりと、今後の新しい活性化計画の上で、よりよい大学をつくるためにアンケートを実施したりしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【村里農業経営課長】今回の補正でも上げておりますように、学生寮の移転、また今後の農大の在り方の整備という部分で、今、検討をしているところでございます。

ご指摘がありましたように、学生等の意見を 十分踏まえながら計画に反映できればと思って おります。

【山田(博)委員】 続きまして、農林技術開発センターの活性化計画の位置づけというのを詳しく説明していただけますか。 どのように活性化計画の中で位置づけて、今後、展開を図っていくかということをお尋ねしたいと思います。

【中村農林技術開発センター所長】農林技術開発センターの位置づけにつきましては、先ほどから説明がありました概要版の12ページのに「産地の維持拡大に向けた革新的新技術の開発」という項目がございます。ここに、3つの丸で示しておりますが、まずは、「"Society5.0"の時代に対応した革新的な生産技術の開発・実証をさせて速やかな普及を図る」という位置づけでございます。

その中身という形になりますが、先ほどから 説明がありました担い手の高齢化なり、後継者 不足、それから雇用労力も減少してきていると いう中で、労働生産性を上げていくという位置 づけで、スマート農林業技術の開発、それから 育種期間の短縮に向けましてDNAマーカー等 のゲノム情報を活用した品種育成といったこと で、いい品種の育成に、短期間、効率的に取り 組んでいくという考え方でございます。

さらに、農山村地域の活性化といった面で、 高齢農家でありますとか、兼業農家、新規参入 者の方々が取り組みやすい品目、地域の顔にな るような品目をご提案して、経営シミュレーション等も提案するということで、一定の所得確 保が可能な営農体系の確立といった面で、私た ち、努力をさせていただきたいと思っておりま す。

【山田(博)委員】 それはわかるんですけど、具体的に、例えば、果物だったらメロンを開発していきますとか、みかんを開発していきますとか、そういった具体的に品目というか、目標はあるのかないのか。それを今言えるのか、言えないのか。どうしても言えないんだったら、聞けませんけど、開発途中のものもあるでしょうから、それはいかがですか。

【中村農林技術開発センター所長】多岐にわたってやらせていただいておりますけども、その中でも、施設園芸の面では、環境制御技術というようなものを実際に開発して、実証段階といいますか、普及段階にあるものもあります。その環境制御というものをAIを使って、その時々の生育データ、気象状況等々、データを読み取ってAIで環境を自動的に変えていく、それで最大の収量を上げていくといった技術を開発しようとしております。

特に、県内企業と連携して環境制御をやっていくような装置の開発等もやっておりまして、それは、いちごでやらせていただいております。これを、さらに花の栽培にも活用できないかといったことにも取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひその技術を生かして、新しい長崎県の農業の所得向上にしっかり取り組

んでいただきたいと思っております。できれば、 そういったことを具体的にここに書いていただ くと、また、これは長崎県の明るい兆し、希望 にもつながりますから、よかったら書いていた だくよう、ご検討いただければと思います。

続きまして、この中に長崎県の農業を支えていただく組織の大きな団体としてJAさんがありますね。JAさんの立ち位置というのはどのようになっていますか。今、JAさんの改革で、いろいろとうたわれているわけでございますが、その中でどういった形のJAさんの取扱いというか、立ち位置でここに入れ込んでいらっしゃるのか、また、予定しているのか、聞かせていただきたいと思います。

【村岡団体検査指導室長】県内JAは、組合員、 農家の農業所得の向上のために、地域の農業活動に積極的に取り組んでいただいているところ でございます。

具体的な施策の中では、農協も振興局の普及員と連携しながら農業振興に力をいただいているところでございます。今回の計画の中には、 具体的な農協という位置づけというのは盛り込まれていない状況でございます。

【山田(博)委員】 地域のインフラを支えているのはJAですよ。このJAを国が、改革だ、改革だとか言って、農協の在り方というのをいろいる分割するとか言って、農協の組織ががたがたになるわけですね。それは団体検査指導室もご理解いただいていますよね。

そこをどうやって、現状で、この農協という 組織を生かしながら、農家の所得の向上につな げるかということをしっかりとうたってもらわ ないといけませんから、そこは今後の計画の中 に詳細に取り入れてもらうように検討していた だきたいと思うんですが、いかがですか。 【吉田農林部次長】配付しております資料の分厚い方の本体の資料の167ページ、一番最後の方のページになるんですけども、「活性化計画の達成に向けて」ということで、関係者の役割ということを記載させていただいております。

そこに、4つ目の囲みで「農林業団体等の役割」ということで、この活性化計画を達成するに当たりましては、当然、県だけの力ではできませんので、こういった農協も含めまして森林組合等の関係団体と一緒になって、当然そこは地域に根差した取組をしていただいておるわけでございますので、一緒になって、この活性化計画の達成に向けて取り組んでいただくということで位置づけをさせていただいているところでございます。

当然、作成に当たりましては、こういった関係団体の皆さんにも参加していただいて作り上げてきておりますので、今、委員からいただいたご意見も踏まえて、最終の案に向けて作り上げていきたいと考えております。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時15分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【村岡団体検査指導室長】新しい計画の中に農協の位置づけというのが盛り込まれていないというように先ほど答弁をしましたが、私の不勉強で、計画の中に関係団体として位置づけており、連携して推進していくという位置づけで整理されております。申し訳ございませんでした。【山田(博)委員】 この書きぶりは、前回と同じか、同じじゃないか、それだけまずお答えいただきたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時16分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【小畑農政課長】関係団体の役割についてのご 指摘で、前回、現計画と同様の役割かというこ とでございますが、基本的に農業団体の役割に ついては、同様、同趣旨の内容となっておりま す。

【山田(博)委員】 そうでしょう。私がなんであ えて言ったかというと、前回の時と今とは全く 違うんです、JAの地域の在り方というのは、 全然違うんですよ。先ほど、団体検査室長が農 協の不祥事の件があったけれども、あれはけし からんことだけど、しかし、一般的にJAさん の在り方というのは、じいちゃん、ばあちゃん、 父ちゃん、母ちゃん、ちびっこも農協の存在意 義は大変感じているわけですよ。それを前回と 今回の一緒の書きっぷりというのはいかがなも のかと。なぜかというと、国はJAに対して改 革だ、改革だとか言って分割しようとか言って いるわけでしょう。その時と今とは違うんだか ら。そこは農協のあり方というのをしっかりと 守り、連携するというのを、同じ書きぶりじゃ いかんからね。だから、さっき団体検査室長は そういうふうな気持ちになったんじゃないかな というふうに思うわけでございますので、今後 はそういったことを踏まえた上で書き方なり連 携の在り方をしっかりと協議していただきたい と思うんですが、いかがですか、農政課長。

【小畑農政課長】今いただきましたご意見につきましては、十分斟酌した上、今後の検討の中で踏まえて反映させていきたいと思います。

【山田(博)委員】 続きまして、牛の精液についてお尋ねしたいと思います。

私は、他県の農家の方にお聞きしたら、長崎

県の精液は大変優秀だと、種雄牛も長崎県が保有してすばらしい対応をしているというのは、 隣の佐賀県の農家の人なんかは、「うらやましい」と言うんですね、うらやましいと。

それで、今、精液の罰則規定をどうしているかということをいろいろと勉強させていただきますと、鳥取県は、特に重要な精液を「特定精液」、特定精液ですよ、いいですか、にしているんです。我が長崎県は、そういったぴしゃっとした特定精液があるかといったら、そこまでないんですね。そこは九州でも農業県の長崎県として他県に先駆けて、もっともっと、一歩も二歩も牛の精液に関して、活性化計画でもしっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、その在り方というのはどのように位置づけをされているかということをお答えいただきたいと思います。

【山形畜産課長】本県も肉用牛県でありますので、このブランドを支える種雄牛造成、それから優秀な精液の農家への安定供給に努めているところでございます。活性化計画の中でも種雄牛の造成をしっかり取り組んでいくという記載もさせていただいているところであります。

今、委員からご指摘があった鳥取県で特定精液ということで県外で守るべき精液というのを指定している。今度、条例化して、それを県が告示していくというようなことで進めているというふうに伺っております。

本県においては、優秀な精液のデータによって、Aランク、Bランクという区分けはしておりまして、それに応じて単価の改定、優秀な種牛についてはAランク、県外に売る時もEXランクとか、そういう高いランクをつけて指定しております。特に県外に出せない、本県でしっかり育成していく精液については、県の肉用牛改良会議の中で、毎年、本県だけで使っていく

という精液はどれにするかということを協議しておりますけれども、特定精液という取扱いにはしておりませんので、今後、精液の譲渡に係る要綱等にそういった書きぶりができないか、少し検討してみたいと思います。

【山田(博)委員】 畜産課長、今、Aランク、Bランク、Cランクと言ったでしょう。Aランク、Bランク、Cランクというのは、私はあんまり聞き慣れないんだな。なぜかというと、Aランクといったら、農村整備課長はわかるように、土木がそんなに言うんですよ、業者のAランク、Bランクとかね。これは農林部ですよ。牛の精液はきちっとAランクとか言わずに特定精液とかぴしゃっとやっていただきたいと思うんです。そっちの方が農家の方も親しみやすいんじゃないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、畜産課長にお尋ねしますけれども、 畜産課は、牛ともう一つ何かというと、ミツバ チです。対馬とか壱岐に行ったら養蜂する農家 が多いんです。ミツバチについて、ここに書き っぷりがあるかどうかというのは、実は連絡が ありまして、養蜂農家をきちんと守って育てて くれているんですかというふうに問い合わせが あって、どのような展開をしていこうとされて いるかということを教えていただきたいと思い ます。

【山形畜産課長】今回の活性化計画の中で、畜産におきまして「チャレンジ畜産600億」推進プロジェクトということで整理をさせていただいております。

養蜂につきましては、国の統計で産出額が公表されていないという形の中で、計画をつくるのが検証も含めてできないということで、今回、「チャレンジ畜産600億」の推進の中には養蜂の記載はしておりません。

【山田(博)委員】 畜産課長、確認ですけど、畜産課は、牛、豚、鳥、ミツバチも担当ですよね。 ミツバチは体が小さいからといって、忘れてませんか。ミツバチに失礼ですよ、畜産課長。養蜂農家がいらっしゃるということはわかるでしょう。だから、統計が取れないからといっても、養蜂農家も頑張っていますから、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

確かに、あなたは牛もやって、ミツバチもとなると、大きいのから小さいのまで大変でしょうけど、ミツバチのことを忘れんでくださいよ。やっぱりここに書かんといかん。農林水産省でやっているんですから。ね、参事監。もう一回、あなたの決意を聞かせていただかないと、私は壱岐、対馬に行けんから。聞かせてくたざい。

【山形畜産課長】 養蜂については、近年、関心 も高まっておりますし、環境へ非常にいい影響 を与えると。それから、施設園芸等の花粉の交 配等にも非常に有用であるということですので、 この活性化計画の中で位置づけを検討させてい ただきたいと思います。

【山田(博)委員】 畜産課長が今言ったでしょう、 ミツバチは園芸にも関わるということを。農産 園芸課長に聞こうと思ったけど、あなたが答弁 したので、ミツバチに関しては終わりたいと思 います。

最後に、元農林水産大臣の山田正彦代議士が、 「長崎県の種子の確保は全くなっとらん」とい う声を、私に有権者の人が来るんですよ。「そ うなんですか」と言うから、「冗談じゃない。 あの方はそういうふうに言っているかもしれん けど、長崎県は長崎県でやっているんですよ。 もう誰からもそういうことを言われることはな いんだ、勘違いしているんじゃないか」と私は 言っているわけですけれどもね。

それで、種子法の在り方というのを「ながさ

き農林業・農山村活性化計画」にどのようにうたわれて、目的もそうですけど、予算の確保をどのようにうたわれているかということを農産園芸課長にお答えいただきたいと思います。

【川口農産園芸課長】長崎県の主要農作物種子の安定確保につきましては、次期活性化計画の中には具体的には記載しておりませんが、長崎県におきましては、「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を定めておりまして、その中で県といたしまして、優良で安価な種子を安定的に供給する義務があると考えております。

この要綱に基づいて、しっかりと予算を確保 しながら、農家の方々に米、麦、大豆等の主要 農作物の種子を安定的に供給するということを 考えております。

現在、ホームページにも記載しながら、関係 団体も含めて農家の方々に、長崎県といたしま しては安定した供給体制をとっているというこ との周知を図っておるところでございます。

【山田(博)委員】 私ばかり質問できないので、 一旦ここで終わりますけど、農産園芸課長、そ の答弁では全く納得できませんね、私は。農産 園芸課長、あなたらしくないぞ。次にまた質問 させていただきたい。一旦終わりたいと思いま す。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 この計画、「第3期ながさき 農林業・農山村活性化計画(仮称)素案」とい うことで、6月定例会でも骨子案を受けて、今 からまたそれぞれ各地域の声を聞きながら、今 度、これを受けてパブリックコメント、それか ら次の定例会で議案として出るということです ね。

基本は、要するに、産地振興と、それから集落の維持・活性化という2本柱でいくということで、大枠については今までの流れで頑張って

もらいたいんですけれども、私も勉強が不十分 ですけど、幾つか率直にお伺いしたいと思いま す。

この概要の4ページの一番上に基本理念が書いてあります。「若者から選ばれる魅力ある農林業」、「暮らしやすい農山村の実現を目指します」というふうなこと。これはこれで基本理念はいいんですけれども、「若者から選ばれる」という表現ですけれども、選ばれるということになるんだろうと思うんですが、この計画で若者から選ばれるという県農林部の立場と、若い人が自分が選ぶという、その関係をいろいろ、あえてかぎ括弧で「選ばれる」と書いてあるので、ちょっと表現が気になって。

若者にとっては、若者は学生もいるでしょうし、それから社会人もいるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう人たちが、いつ、選ぶということを想定といいますか、例えば、高校生だったら農業高校だとかにいろんなアクションを起こしていくということもあるでしょうし、あるいは社会人向けには、例えば就農フェアとか、いろいろそういうのもあるんじゃないかなと思います。

そういうのを、高校生は学校にいますから来るかもしれないんですけど、若い人たちが選ぶという立場になった時にどうなのかなというのが、ちょっとイメージがつかめなかったものですから、そこら辺、若い人たちが就農するというか、農業に関心を持つ、そして就農するというふうなところのきっかけづくりを農林部として「選ばれる」というふうに書いてありますから、高校生は高校生向け、若い社会人は社会人向け。私は、別に若い人たちだけじゃなくても、それなりの年配の方も対象にしていいんじゃないかなと思うんですけれども、それぞれの戦略

みたいなものがあってしかるべきじゃないかなと思っているんですけれども、そこら辺が書いてある「農林業の担い手の確保・育成」というところを見る限りは、まだ抽象的といいますか、そういう感じでちょっとイメージがわかないものですから、そこら辺を少しわかりやすく説明いただければありがたいなと思います。

【村里農業経営課長】「若者から選ばれる」と いうことで基本理念を掲げておるところでござ います。

まず、同じ4ページに産地対策、その下の基本理念の中に基本目標がございまして、産地対策、集落対策両輪で、若者、多様な担い手を確保していこうということでございます。

特に、左側にスマート農業等の今後の積極的な導入を「基盤整備の加速化」というようなことで掲げております。それと、省力化なり高度な技術を導入したスマート農業の導入でありますとか、基盤整備の推進による規模拡大、そういったことで経営を改善して所得を向上させていく。そういったことでもうかる農業の姿をしっかり見せていくことで、先ほど言われましたように、高校卒業時、また、大学卒業時、一旦就職された方においても、いろんな転職の機会、特に農家出身のリターン者の受入れを強化していきたいと考えておりまして、そういった転職なりリターンの機会、そういった機会にしっかり若者から選ばれる長崎県の農業を示していきたいということ。

また、若者から選ばれるということは、その 世代の上の方も同様に長崎県の農業を生かして いただけるものと思っております。

【坂本(浩)委員】 そのとおりだと思うんですよね。多分、それは今までもずっとされてきたことじゃないかと思うんですよ。スマート農業は今からの将来的なもの、今、進行形の部分があ

ろうかと思うんですけれども、今までそういう 産地振興ということで、要するに、農業所得向 上だとか、そういうことがずっとされてきたと 思います。

これは第3期ということで、来年度から5年間の計画ということです。今までのくり返しが必要な部分と、新たな発想といいますか、そういうのもしなければならないんじゃないかなと思います。

今の答弁では今までの繰り返しじゃないかなというふうな気がしているんですけれども、6 月定例会に出された骨子案で、そこには現計画の成果と、それから残された課題というふうなことがありました。

すみません、資料が6月定例会の分になって 申し訳ないんですけれども、その中の「現計画 の主な成果」の集落のところにコミュニティー ビジネスの取組が拡大をしてきたというふうな ことで、農産物の直売所の売上げが、これは平 成21年と平成30年の比較ですけど、76億円から 113億円、49%増えているわけです。農林漁業 体験民宿開業数というのが、累計で410軒から 1,133軒、2.8倍に増えています。これは成果だ と思うんですよ。

私は、若い人というのは、産直だとか、それから農林漁業の、これは漁業も入っていますけれども、体験をする、田舎回帰じゃないですけれども、田舎暮らしみたいな、そういう意味で体験をするということは非常に重要で、それが若い人に選ばれるきっかけになり得るんじゃないかなというふうな感じがしております。

ここら辺が成果があったから、これを伸ばそうというのが今回の第3期の計画案の中にちょっと見えてこないなというのがあるんですけど、それはまた違うんでしょうかね。いや、そうじゃなくて、こうこうこうですよということなの

か、すみません、ややこしくて。そこら辺、い かがですか。

【村木農山村対策室長】委員からご指摘がありました農山村の集落で稼ぐ仕組みづくりということを今までもやってきております。直売所にしても、農泊にしても、110億円程度の売上額になっております。今回、田園回帰という、先ほど説明がございましたように、都市部の若者が田舎を目指す、田舎暮らしに憧れるというふうな傾向と、あと、アフターコロナの関係で田舎暮らしに興味を持たれる方が増えてきているというふうなことがございます。

今回、集落対策、産地対策の両輪でいきますが、新たな視点としましては、人口減少で集落機能が低下すると。新たな対策として移住・定住を農山村集落で進めていきますということと、併せまして若者が農村部に移住してきた時に、地域資源を活用しながら起業していただく、あるいは直売所とか農泊とか、そういったところの地域支援を活用したビジネスにつなげていくということ。

ただ、若者を呼び込むためには、そこの集落 自らが、呼び込んでいくというふうな仕組みづ くりも必要ですので、そういった受入態勢の整 備もしながら、移住・定住を進めていって、そ してそういった地域ビジネスを今以上に発展、 振興させていくということで考えているところ でございます。

【坂本(浩)委員】 この中では「地域ビジネス」と書いてあります。そのことが私がさっき言ったコミュニティービジネスの流れなのかなと思います。それから、2ページものの横長の資料では、「アグリビジネス売上」とか、そういうことも書いてあります。恐らくここら辺になってくるんだろうと思いますけれども、これは、私は農業を経験したことがない、しかも、農業

生産について非常に不勉強な中での、ただ、いるんな人から聞く、あるいは国の農林水産省にも知人がいるものですから、いろんな声を聞いて、国の政策とか聞いた上での目指す方向性、方向性はこれでいいと思うんですけれども、もう少し具体的に、せっかく若者から選ばれるというふうなことがありますので、ポイントを絞って、いろんな階層への戦略を、どのタイミングで打っていくのかということを、どのタイミングで打っていくのかということを、これは基本計画ですから基本的なところだろうと思いますけれども、計画をきちんと実践できるような、そういうことを今度の案の中でもきちんと位置づけをしていただきたいと思います。

【近藤委員長】 暫時休憩します。 午後2時50分に再開します。

午後 2時50分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問ございませんか。

【浅田委員】活性化計画等を見てみると、今後の予定の中ですごくいろいろと気になったことが、ため池整備などもアグリビジネスのことと併せて書いてありましたが、稼ぐ仕組みづくりの上の方ですね。老朽化ため池の部分の問題等を見ていると、例えば、今年度の1,000万円以上の契約状況の一覧などを見ていくと、区画整備事業にしても、ため池事業にしても、事業の中で辞退というのが今回幾つも見られています。

この1,000万円以上の契約状況の50ページとか、例えば93ページの区画整備事業等幾つもあったんですけれども、そういったことをやる場合において、いろいろ計画は出されているんですけれども、これだけ辞退、例えばため池とかも壱岐市で、147ページもそうですが、結構辞

退が多い事業が多くて、これはあくまで人手不 足だと。

こういうことがずっとあるとするならば、 様々な事業が計画どおりには進まないのではな いかなということが気になったんですけれども、 今後、新しく素案をつくるに当たっても、そう いったところをどのようにお考えなのかをお聞 かせいただけますでしょうか。

【土井農村整備課長】委員ご指摘のとおり、辞退が結構出ております。これについて建設業者に聞いたところ、配置技術者や作業員の不足、また、下請業者が見つからないとか、そういう事態がございます。ただし、再入札をして契約してもらったりしておるところでございます。

これについては建設業協会と意見交換をして 発注の規模とか工期の設定、それと発注する時 期、そういうことを調整しながら発注している ところでございます。

【浅田委員】いろんなビジネスで売上げを伸ばすにしても、その整備というのが、まず入り口のところが非常に大事な気がするんですけれども、今おっしゃったように人材不足と、そこを業者さんといろいろ打ち合わせながら何とかやっているという答弁だったかと思います。

議案外の質問通告にも上げていましたが、台 風9号とか10号でもいろんな災害があって、次 から次にやらなければいけないことが多々ある 中で、人材不足というのは今後是正できる可能 性があるのかどうかも含めて、どのように考え ているのか。目先目先の一個一個は、そうやっ てできることもあろうかと思うんですけれども、 これから先を見据えると、そこの人というもの をまず補うということを、一個一個の事業じゃ なくて、長い目でどのようにお考えになってい るのか、改めてお聞かせください。

【土井農村整備課長】公共事業が一時期少なく

なった時に、ある程度、建設業者さんも数が減りました。ただ、辞退とか入札不調が発生するたびにお話をしているんですが、先行きの公共事業の見通しですね、各地区の事業がどれくらい今後あるのかということを建設業者さんと意見交換をしながら、設備投資、人材育成を建設業界にお願いをして育成をしていただくということを考えています。

それと、今ある人材をしっかり活用するという意味では、昨日も話があったと思うんですが、平準化ということで、4月、5月、6月、仕事量が落ちます。その時期にもしっかり仕事をしていただくような平準化をしていきたいと考えております。

【浅田委員】限りある人材をいかに活用しながらということで、平準化という方策でいろいるやられているかと思うんですけれども、見ていると、事業が遅れて繰越明許費で次年度にという形にいろんなものがなっていく中で、農林部だけではない、土木部との連携の中で計画性というものを持たないと、例えば、活性化計画の中にもありますけれども、いろんなものがどんどん老朽化していくわけですし、災害とか思わぬことが起きた時に、これだけ着手箇所がまだまだあるという状況の中で、改めてそういったところも我々にもお示しいただかないと、なんか事業が遅れてしまったかのように映ってしまいます。

それともう1点、私も坂本(浩)委員と同じだったんですけれども、若者から選ばれるということであり、もうける仕組み、稼ぐ仕組みづくりというのは非常に重要かなと思います。

2の2の中にあります地域の顔となる産品づくりというのも、もう何十年も前から、一村一 品運動じゃないですけど、ずっとそれぞれの地 域で自分のところの顔をつくりましょうと言いながら、遅々として進まなかったということなのか、長崎県としては、それほど積極的でなかったのか。「アグリビジネスの売上」と書くと、何でも含まれるじゃないですか、「アグリビジネス」と一言でなってますけれども。その捉え方というのが、グリーンツーリズムも含めて、これから上げていくというところに、ある一定の覚悟なりがもっともっと必要かなというふうに感じたんですけれども、いかがですか。

【村木農山村対策室長】 委員ご指摘のとおり、今まで、例えば外海の「ゆうこう」とか対馬の対州そばとか、そういった地域ならではの品目を振興してきたところはございますが、一方で産地振興ということで産地部会を中心とした生産振興も図ってきておりますが、地域の特産物という観点で、それがそこの集落、地域の顔となるような、そういったところがちょっと弱かったんじゃないかなというふうなことで思っております。

そういったことで、地域独特の顔が見える産品を今まで以上に振興することで集落がもっともっと豊かになるのではないかというふうなところが今回の狙いでございまして、今まで弱かった分を強化していきたいと。そのために品目ごとのシミュレーションとか、あるいは動画作成とか、移住された方も取り組めますし、従来からおられる高齢者の方々、女性の方々も取り組むことによって地域全体で潤っていくというふうな施策を展開していきたいと考えております。

【浅田委員】地域の方々とそういう話をしながら、顔となるものをつくっていくと。つくった後、今度、それをどう発信して、どう売られていくかだと思うんですけど、コロナ禍で県がありがたい事業を、県産品を使うような事業を打

ち出していただいているおかげで、私自身も活用して、こんな農産物を活用した加工品があったんだなとか改めて、本当に申し訳ないんですけれども、初めて知ったところがあるんですね。

なので、縦割りだけではなくて、農林部だけ じゃなくて、そこのところから考えながら売っ ていく方向性とか、今後、オンラインとかでど んどん出ていくと思うんですけれども、一歩進 んだところまで構築していただくのが、顔はつ くったけれども、顔が販売できなければ終わっ てしまうということになってしまうので、入り 口のところから一緒に歩むというようなことを やっていただくのが一番大事かなと思いますの で、ここもせっかく計画に入っておりますので、 計画が実現できるようにぜひお願いしたいと思 います。

【近藤委員長】 ほかに質問ございませんか。

【山田(博)委員】 先ほど、農産園芸課長にお尋ねしました種子の確保について明確に、どのように捉えて、どのように活性化計画に位置づけようとしているのか、再度お答えいただきたいと思います。

【川口農産園芸課長】先ほど申しましたように、これまで基本要綱を定め、種子の安定的な確保、農家さんへの供給等行ってまいりましたので、次期活性化計画につきましても、農産の部分にその事項を書き込ませていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 書き込んでいただくと。それはきちんと予算的な裏づけができるように。他県は条例をつくることに着手したりしておりますけれども、長崎県は今現在の要綱に、予算もしっかりと盛り込んだことで条例化に引けをとらないことで理解してよろしいでしょうか、なおかつ活性化を含めて入れるということで。

【川口農産園芸課長】内容について十分検討の

上、今、お話があった事項をなるべく含める方 向で、まず検討をさせていただきたいと考えて おります。

【山田(博)委員】 ぜひそのようにしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

先ほど申し上げたように、農水大臣をされた 経験者がそういったことを各地で言っているも のだから、私も大変困惑しているわけでござい ますので、しっかりと取り組んでいただきたい と思います。よろしくお願いします。

終わります。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。

【八江委員】集落ということと産地対策、これはマッチすることが一番大事なことだと思います。また、今まで集落が形成されてきておったのが、人口減少を含めて、だんだん希薄な状態になっているということも事実です。それを取り戻そうと、魅力ある農村をつくりたいということで、もっともな話だと思っております。

生産・生活をする一つの農村集落というものと、もう一つは暮らしに魅力を感じる、あるいはそういう感じにさせる、そういうものがだんだん薄れてきているんじゃないかなと。集落に残りたいと思いながらも、仕事柄、別のところに住んでおるということもあります。

また一つは、私が田舎におって感じるのは、 やっぱり農村文化というのがだんだん薄れてき て連帯感がなくなってきて、暮らしにくい状況 になってきているというか、文化をなくしてし まっている、なくすような状況になってきてい るということを感じるものですから、もう少し そのあたりのところも考えて、暮らしに対する 考え方も、もう少し考えていく。

それは一つは文化とは何か。郷土芸能をはじめ、そういったものがなくなってきているから、

絆がだんだんなくなってきて、隣り近所の関係 が希薄になってきているということがあります。

そういったことをもう少し生活の中に取り入れるということも、農業関係でも、もっともっと取り入れていかにゃいかん。地域では文化事業の中で、出し物とかいろんなことを出してください、何とか大会がありますよということで盛んにするけど、農業関係者とか農業団体とかは、その主催をあまりしてない、維持をしてないということではないかもわかりませんけど。

そういうことが地域に住みにくい一つの状況の中にあるのではないか、あるいはそれをあんまり強要すると、また逃げていく、子どもが離れてしまうということがありますけど、もう少し農村文化というものを、こういった計画の中に濃厚に組み入れながら、地域をつくっていって、そして住みやすい集落をつくるということ、あわせて生産活動につなげることができればと思っておるんですけど、その辺は考えていただいていると思いますけど、いかがでしょうか。

【村木農山村対策室長】委員が今おっしゃったように、最近、集落の方々がコミュニティーといいますか、ご近所付き合いがどこまであるのかというふうなところもあって、今回、集落対策を進めていく中で、集落の皆さんで、もう一度集落を見つめ直してもらうと。そういったことで皆さんが話し合う中で、今まで見過ごしてきた文化とか、そういったものをもう一度再発見をして磨き上げをしていこうと。そうする中で集落の自信と誇りにつながって、その魅力を県内外の方々に発信をしていって、移住としても興味を持ってもらって来てもらうと。

そういう中で集落ぐるみで受け入れていくと、 皆さんで生活を支えていくというふうな、そう いう農山村の集落づくりが大事だというふうに 考えておりますので、今後の施策の構築に当た りましても、委員のご意見も踏まえて、集落の 維持活性化につながる施策を構築していきたい というふうに考えています。ありがとうござい ました。

【八江委員】 それは大事なことですし、お願い したいと思います。

一つは、人口がだんだん少なくなってくる、 農村は昔から土地もあるし、また、新しく転入 して来られる方も広い場所に入ってこられると 思うんですけど、環境に関係する形で地域が、 いえば奉仕作業等が、都会の中に住んでおれば、 そういう維持管理をするためのことがあるため に、田舎には住みにくいというイメージがある わけです。出なければ金を払わなゃいかんとい う、それも最近は大分、公共的な形で補強がで きるようになってきつつはあるんですけど、そ ういったものもある意味では解決をしながら、 住みやすいところを、また、広い面積を、今ま で100人おったところが50人、30人になって、 同じ面積を維持管理するのは、なかなか大変な んです。

そういったことも、ただ単純に住みやすいから来てくれればとか、広い場所があるから、環境がいいからと言っても、実際はなかなか難しい部分がある。そういうことも解決しながら呼び込みということもしていかなきゃならない。そういう対策はしておられると思いますけど、どのような形で、それを踏まえながら進めようとしておられるのか、それだけ確認しておきたいと思います。

【村木農山村対策室長】集落の支援制度であります中山間地域等直接支払制度がございますが、 先ほど説明があったんですけれども、平成29年に取組集落の方に、「10年後、できますか」といった質問をしたところ、約7割に当たります700集落の方が、「やっぱり厳しいんですよ」 というふうなご回答をいただいております。

生産条件が厳しいということもございまして、 そこの集落の環境整備も含めて、どういった形でしていくのかというところで、今年度から新たに社会貢献に前向きな企業さん、あるいは大学生の方々、定年帰農者とか、そういった方々と集落とマッチングをとりまして、集落の保全活動を一緒にやっていくというふうな取組を今年度から開始したところでございます。今年は試行ですけれども、来年度から本格展開を全市町で進めてまいりたいというふうに思っていまして、そこの企業さんとか集落の選定を進めているところでございまして、条件の厳しいところでございまして、条件の厳しいところでもしっかりとそこの環境整備を含めて維持できるような、そういう制度構築を今から進めてまいりたいと考えております。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

しばらく休憩いたします。

午後 3時 9分 休憩

午後 3時11分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

議案外の所管事務一般について、質問通告に 基づき進めさせていただきます。

質問はございませんか。

【饗庭委員】では、通告をしておりましたので、 質問をさせていただきたいと思います。

対馬農業協同組合の不祥事と県の対応についてということで、流用額が9年間で17億7,621万円と金額も非常に多いですし、被害者も多いというふうに聞いておりますけれども、先ほど、補足説明で農業協同組合の対応は説明いただき

ましたけれども、この9年間に県の対応としてはどのようにしておられたのか、お伺いします。 【村岡団体検査指導室長】県は、農協法において、農協の監督行政庁に位置づけられており、対馬農協を含む県内の7つの総合農協に対しまして、農協法に基づく年1回の定例の検査を実施しております。

対馬農協に対しましても、不正が行われていた平成22年度以降、毎年度、検査を実施しておりましたが、検査で検証した書類の中では不祥事を発見するに至っておりません。不祥事件の多くは手口が巧妙であることに加えて、検査、監査で発覚しにくいように書類を工作していることも多く、今回も契約者から預かった免許証をコピーして使ったり、台風被害の写真を何度も使い回すなど、巧妙に書類が工作されていたため、発見が難しかった面もあります。

ただ、県としましては、県の検査でもっと早く発見できていれば被害がここまで拡大せずに済んだのではないかなということで、大変申し訳ない、忸怩たる思いも持っております。

このため、県としましては、今回の不正行為を検査で発見できなかったという反省点を踏まえ、今後の検査指導の改善策の一つとして、事前に全国共済連合からも資料をいただき、農協、支店ごとに共済契約の解約執行率や共済事故の発生率を把握した上で、不正の可能性の高いものを集中して検証を行い、その結果、不正の疑いがあれば契約者に直接、こういった契約になってますけど、間違いないでしょうかという確認をすることで、不正があれば早期に発見できるような体制をとっていきたいと考えております。

【饗庭委員】県としては、やはり見つけるべき だったかなというふうに思います。今のお話の 中で、台風の災害などの写真を何度も使い回す とおっしゃったので、何度も使い回したら見破れるじゃないですけど、発見できるんじゃないかというふうに思いますけれども、そこがなぜできなかったのかということと、被害者に対して救済を農協がされるんでしょうけれども、それで救済できない方に対して県がどのように対応するのか、被害者の数も含めて教えてください。

【村岡団体検査指導室長】写真の使い回しですけれども、接近した事故で使えばすぐわかります、時期的に接近したような時は。だから、それは何万件もある写真を上手に、巧妙に使っていて、発見されないような格好で巧妙にやられていたというふうにお聞きしております。

被害に遭われた方については、現段階で組合が調査をして、逐一、弁済に努めておるところでありまして、全て弁済がなされるという方向で調整を進めておるとお聞きしております。

【饗庭委員】全て弁済できないみたいに言われていたと思うんですけど、その分を県としてどんな対応をとるかということをお聞きしたかったのと、時間が余りないのでもう一つ。

ほかの県でもJAさんの不祥事というのが結構で出ているかと思うんですけれども、そもそもチェックするシステムとかを改善すべきではないかと思いますけれども、県の指導としてはいかがでしょうか。

【村岡団体検査指導室長】 回収できない というのは、農協として当事者側から全額回収 ができないということについてのお尋ねですか。 【饗庭委員】被害者の方にお金を全額返せない 場合もあると。

【村岡団体検査指導室長】それについては、被 害を被られた方に関しては、全額、弁済すると いうことで今進めております、全員に対して。

ただ、話し合いの中でまだ納得いただいてい

ない部分が何件か残っているということは聞い ておりますけれども、それを鋭意調整して支払 っていくということをしております。

システムということで、不祥事の内容について余り詳しく報道されてない部分もありますので説明しにくい部分もありますけれども、対馬農協は、全国の共済システムを使っていましたけれども、それとまた独自のシステムも使っておりまして、そこの操作の中で、どうも不正の手口の舞台になったというふうなところもありますので、そのシステムについては、今、使用を停止しておりますので、それに関しましては、今後は同じようなシステムを悪用した不正というのは防げるのかなと考えております。

【近藤委員長】 ほかに質問ございませんか。

【西川委員】令和4年10月に第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会があります。前回の宮城大会が、まあまあの成績であったとも言えますが、思ったよりも振るわなかった面もあろうかと私は思いますし、その反省を踏まえて今回は臨んでいただきたい。

そういうことで、そろそろ各部門の牛の出産とか育成とか、また手入れとか、いろいろと農協や地区の和牛部会、そして県の指導の下に準備をしておると思いますが、その準備の段階ではうまくいっているのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

【山形畜産課長】全共の取組ですけれども、前回の宮城大会の反省を踏まえてということで、まず、肉牛の部につきましては、前回、交雑脂肪の特別賞という、脂肪の質が高く評価されて特別賞を受賞はしておりますけれども、肥育の枝肉の部ですけれども、全体的には歩留りとかロース芯の大きさというのが他県よりも劣っていたというふうに考えております。

そういうことで、今回の出品に当たっては、

この脂肪の質に加えて歩留まりであるとか、ロース芯に優れる、例えば「弁慶3」とか、そういった種雄牛の交配をしっかり選定しまして、その交配を昨年の12月から実施しております。これを県内の優秀な雌牛に交配をして、今、妊娠をして、そろそろ分娩が始まってくるという時期になっております。

今、頭数的には、長崎全共で肉牛の部で日本 一を取りましたけれども、この時と同等の去勢 牛で100頭程度の候補牛をまず確保できる状況 になっております。

今後、生まれた子牛を優秀な技術を持つ県内 の肥育農家に引き渡すということで、その準備 をしているところでございます。

また、種牛の部につきましては、美人コンテストみたいな体型のところですけれども、これについては本県の種雄牛を活用して、但馬系であるとか、気高系、糸桜系固有系統の特徴をうまく引き出す輪番交配を基本としながら、体型に優れた雌牛のリストに基づいて計画的に交配を進めているということで、今後、生まれてきた産子を、先ほど委員からもありましたJAであるとか部会とか県の職員も入りまして、その産子の検査をして、その中から優秀なものをまた選抜をしていくということで進めているところでございます。

【西川委員】コロナの中で各地区の共進会、または市とか大きな郡的なところの共進会などがされないかもわかりませんが、そういう、今からでも優秀な牛を育てるとか、発見するとか、そういうことについては系統的なことも含めまして何か対策はされてますか。その辺うまく進んでいるのかなと心配しているんですが。

【山形畜産課長】本年はコロナの影響で共進会 等が開催できないと。実は、今年度、県の共進 会も開催するようにしておりましたけれども、 やはり生産者の方から、まだまだ自粛すべきだ という声がございまして、やむなく中止をさせ ていただいたところでございます。

この全共対策については、区ごとにいろいる 決まりがありますので、その交配の前に和牛の 選定をしっかりやっております。それを地域の 授精師さんとか農協さんが農家を回って、この 牛にこの牛をつけてくださいという形でしっか り取り組んでおります。その交配頭数について も、前回以上の取組を今しているところでござ いますので、まずはそれをしっかり生産をして、 生まれたらまた比較審査とか個体の巡回をしな がら、この牛はいい牛だということで農家に残 してもらって最終の選抜までしっかり引っぱっ ていくということで考えております。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

午後 3時23分 休憩

午後 3時23分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【浅田委員】質問通告を出させていただいていた台風9号、10号の被害についてですけれども、先ほども質問させていただいたんですが、いろんな壊れたものとかを直すに当たっての、いわゆる業者さんとの関係とかがあって、営農再開をする時期とか、もっと発展的なものをつくりたいという流れの中で、これは当然これからの予算計上になるかと思うんですが、9号、10号に対しては。こういったものがきちっと整備できるという目途をある一定どのぐらいを想定していらっしゃるのか。もしそのような打ち合わせなどができていれば、そこを1点お伺いできればと思います。

【小畑農政課長】県といたしましては、委員ご 指摘のように、早期に被災者の復旧に向けて進 めてまいりたいと思っております。今回被害が 大きかったハウスの被害等につきましては、7 月の豪雨災害と同様に国の支援策をということ で国に対して要望しておりますけれども、現状、 国の方もまだ情報収集している時点でありまし て、今後、支援策等が打たれれば、それに合わ せて進めていこうと考えております。

国では、現在、今回の台風が局地的なものであったということを踏まえましているいろ検討されておりますので、そういった動きを見ながら、今後、早急に対応してまいりたいと考えております。

【浅田委員】 もちろん、国への要望は我々も一緒にやらせていただいているわけですけれども、国だけではなくて、県単で、これだけはというような形で推し進めているものはないんでしょうか。

【吉田農林部次長】今、農政課長が答弁したとおり、今回、国の支援を求めているところですが、それを待っていると早期の復旧ができない場合もありますので、県単でどういった措置ができるのかということを、今、財政当局と協議をさせてもらっておりますので、できるだけ早くその結論をお示しして議会の方にもご相談をしたいと考えております。

【浅田委員】次の議会の案件になろうということは、もちろんわかっているんですけれども、 やっぱりいろんな声を聞くものですから、そういったところを踏まえてしっかりやっていただければなと思っています。

併せて、これは所管している全部署にお伺いをしているわけですけれども、今回、農産物に関しても給食などで活用して減少しているものを様々な形で補うということをやられています。

そんな中で、つい最近までは県庁の方がなか なか表に出れなかったというようなお声があっ て、ステイホームをずっと続けられているような状況ではないかと。いろんな政策を打って、 そこを補おうとしてくださっているのは、一定理解はしているんですけれども、やっぱりもっともっと皆さん自身も県の事業を活用したりとか、表に行くということを率先してお示しいただいて、県民に対しても、こういう状況ですということで動いていただく必要性があろうかと思いますが、農林部の中では、そういった部署としてどのように捉えているか、教えてください。

【吉田農林部次長】この間、自粛ムードもありまして、なかなか外出できない、飲食店を利用できないという状況もございましたけれども、9月10日付で一定の感染防止対策をとっていれば出ても構わないというふうな人事課長通知も出たところでございます。

これを受けて、私も含めまして、部内でも徐々に飲食店の利用はしているというふうに思っておりますけれども、農林部といたしまして、農産物を含めた県産品の消費という観点からも、今後、当然、県職員の自覚として感染防止対策を徹底するということは忘れないようにしながらも、飲食店の利用を図っていきたいというふうに考えております。

【浅田委員】次長はきっと飲食店を大分活用してくださっていることは信じているところではありますが、地域の声として、なかなか、言っても前みたいにお客さんが戻ってきてないと。前はよく来てくれていた県の方の顔が見えないという声を聞いているので、今回、改めて3つの部署でこういった質問をさせていただきました。

議会もそうですけれども、守るべきところは 守りながら、地域活性化、経済回復のためにお 互い努めていただけるようお願いして、質問を 終わります。

【近藤委員長】 ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】 通告を出していたものですから質問させていただきます。

就農の関係でお尋ねですけれども、従来は就 農フェアというものに参加していたということ で、今年はコロナがあって、オンラインで就農 相談会を開くというふうな報道がありました。 6月と7月と8月に3回やったということであり ますけれども、これまでの就農フェアの成果と いいますか、実績がそれぞれあろうかと思いま すが、今回、このオンラインでやってみて、課 題、成果があったらお示しいただければと思い ます。

【村里農業経営課長】オンライン就農相談会についてのご質問でございますけれども、新規就農希望者の確保のために都市部、東京、大阪等で開催予定でありました就農フェアが新型コロナウイルスの拡大により中止、延期等になりまして、本県からも年度当初から参加できない状況になりました。

それを受けまして、フェアにかえ、オンラインで本県独自の就農相談会を、先ほどご質問がありましたように、6月から8月にかけまして期間を1週間程度指定いたしまして、3回、開催いたしました。いろんなメディア等にもPRしながらさせていただいたわけですが、結果といたしまして、3回で問い合わせ数が9名、実際にオンラインで相談をされた方が8名ということの結果となっております。

成果といたしまして、この8名の中から1名の 方が本年10月から1年間の農業研修に参加する ことになっております。また、ほかの方々につ きましても、今後も本県の就農情報をお伝えし、 相談を継続しながら本県への就農につなげてま いりたいと考えております。 あと、課題ということでご質問がございましたけれども、幅広くPRする中でも、東京、大阪等に行きますと、例年、10名から15名程度のご相談を受け付けるような状況でございます。今回、人数からすればその1回分ということで、PR方法にもう少し工夫というものがあるんじゃないかと考えておりますので、今後、PR等については、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 問い合わせが9名で、そのうち8人が実際に相談があったということですけれども、年齢的にはどんな世代が多かったんでしょうか。

【村里農業経営課長】 今回相談がありました9 名の方につきましては、下は19歳から上が62歳 までおられますが、30代が5名ということで、 30代が中心の相談内容になっております。

【坂本(浩)委員】 先ほど、活性化計画素案の中でも私が質問したように、今、若者から選ばれる農業をどう目指していくかというふうな課題があろうかと思います。

せっかくオンライン就農相談会を開いたわけですが、従来の対面と違って、また、それはそれで成果も一定あるんじゃないか。今言われたように、人数的には少なかったかもしれないですけれども、告知のやり方次第では、今、若い人は新聞、テレビは見なくて、情報を収集するのは、ほとんどネットだと言われていますので、それからいうと、このオンラインというのは、そういう階層に、今回、62歳の方もいらっしゃったということですけれども、30代が中心ということであれば、そういうところに、やり方次第では、さらにその人数が増えるというなずは、さらにその人数が増えるというなずにもありますので、ぜひ今回の、今、素案段階ですが、この活性化計画の中にも「田園回帰」ということも情勢認識としてはありますの

で、そういう若い方に選ばれるような一つの形態ではないのかなと思っておりますので、ぜひ、今回の課題のところをきちんと総括をしていただいた上で、さらにオンラインによる就農だとか、さまざまな取組を進めていただければということを思いますけれども、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

【村里農業経営課長】委員ご指摘のように、今後、反省も踏まえて整理をしていきたいと思っております。

周知方法につきましては、農業求人サイト等も活用して、その広告でありますとか、メルマガ等も活用したところでございますが、結果は先ほどご報告したような状況でございます。

その辺を再度、周知の方法も含めて検討し、 次の活性化計画にも引き継げるように検討して いきたいと思っております。

【近藤委員長】 ほかにありませんか。

【山田(博)委員】 通告をしておりますので、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず最初に、県内農産物の県内での学校給食 利用状況について状況を説明いただけますか。

【長門農産加工流通課長】学校給食の事業に関しての利用状況ですけれども、先ほどもお答えしましたけれども、牛肉につきましては、約3.7トン、地鶏につきましては0.6トンを実施したところでございます。

【山田(博)委員】 県内はそうですけど、県外についてはまだよく把握されてないということで理解していいんですかね、そこだけお答えください。

【長門農産加工流通課長】 農林部としては、牛肉が県外にどれだけ流れているかというのは把握しておりませんし、農林部としては他県への働きかけは現在していないような状況でござい

ます。

【山田(博)委員】 これは、今後、利用状況というのは、今回、国から働きかけを受けたわけですから、今後、それが把握できるように調査を検討していただきたいと思いますので、要望して、次の質問に移りたいと思います。

国の農協改革に対する県の取組状況を説明いただけますか。

【村岡団体検査指導室長】総合事業を行っております農協につきましては、地域農業の振興をはじめ、地域社会を支えるインフラとして大変重要な役割を担っておりますので、その財務基盤を下支えしております農協の総合事業や準組合員制度は、しっかりと堅持していただくよう、国へ強く要望しているところあります。

また、農協に対しましても、昨年度からの農協役職員との意見交換や事業ヒアリングに際しまして、農協の取組を組合員や地域住民へしっかりPRするようお願いしているところでございます。具体的には、各農協が発行しております情報機関紙で取組を掲載したり、あるいは農業まつり等の地域イベントで取組をPRするブースを設けるなど、農業や地域社会に大きく貢献していることを積極的にPRするよう働きかけているところです。

県としましても、今後とも農協の自己改革を 後押しするとともに、その成果を組合員や地域 住民へ積極的にPRすることで、農協は地域に なくてはならないとの思いを県民と共有できる よう、引き続き、農協に取組の強化を働きかけ てまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 私が以前、この質問をした時 に、県民運動を取り組んでいただきたいという ような話をしておったわけですね。

農林部長、先ほど活性化計画でも農協との連携、一体化を訴えているわけですけれども、実

際、農林部としてしっかりとした、国に要望しても、国は自分がやっていることだから、長崎県は長崎県としてきちんとした県民運動をしてもらいたいという話をしていたわけですが、それについて考え方というか、取組状況をお答えいただけますか。

【綾香農林部長】 J A の自己改革、今、一生懸 命取り組んでいただいて、肥料の実質的な値下 げとか、そういう効果が現れてきております。 その辺を生産者も非常に感じているわけです。 それを県民運動として農協が頑張っているということを広く周知することは非常に重要と考えております。

具体的には、農協とも話をしているんですけれども、令和3年度にJAの大会を全国段階、それから県段階でやりたいということで考えておられますので、そちらの開催に向けて県もしっかりかかわって後押しをしてまいりたいと。そういう運動に取り組んでまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 県民運動は来年度と言っておられますけれども、大体いつ頃をめどに開催されるのか、規模を含めてお答えできるんだったらお答えいただきたいと思います。

【綾香農林部長】全国の大会が来年度の秋、県の大会が来年度の秋から冬にかけてということで、今、準備を想定されております。規模感については、今後またしっかり確認をさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 それを目指して頑張っていた だきたいと思いますので、よろしくお願いしま す。

時間がきたので終わりたいと思います。

【近藤委員長】 ほかに質問はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、

農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時39分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、閉会中の委員会活動について委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時41分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

これより、決算審査の日程について協議を行 います。

それでは、審査の方法についてお諮りします。 協議につきましては、本委員会を協議会に切 り替えて行うことといたしたいと存じますが、 ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議がないようですので、そ のように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 3時42分 休憩

午後 3時42分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会農水経済分科会の決算審査の 日程につきましては、お手元に配付しておりま す審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【近藤委員長】ご異議ないようですので、その

ように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議した いと思いますので、しばらく休憩します。

午後 3時43分 休憩

午後 3時43分 再開

【近藤委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】それでは、正副委員長にご一任 願いたいと存じます。

これをもちまして農水経済委員会及び予算決 算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時44分 閉会

委員長(分科会長)

近 藤 智 昭

副委員長(副会長)

中 村 一 三

署 名 委 員

坂 本 智 徳

署 名 委 員

浅田ますみ

書 記 馬場雄志

書 記 川 野 義 治

速 記 (有)長崎速記センター

## 農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年9月29日

農水経済委員会委員長 近藤 智昭

議長 瀬川 光之 様

記

## 1 議 案

番	号	件	名	審査結果
第 115	号議案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例		原案可決

計 1件(原案可決 1件)

## 2 請 願

番号		件	名	審査結果	
第	4 号	小規模事業者に対する支援及で る国への意見書提出を求める記		採	択

計 1件(採択 1件)

## 配付資料

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会 関係議案説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)のうち関係部分であります。

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)のうち関係部分に ついてご説明いたします。

			72	27	1+					
諸	- 4	収	100	入			103億	8,	350万	円の増
合	840			計			103億	8,	350万	円の増
(歳 出)	. 7		5			9		<u>.</u>		
労		働		費			2億	1,,,	600万	円の増
商		エ	1	費		8	127億	1,	350万	円の増

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

#### ◎企業振興課

合

(歳 入)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う消費活動の変化を踏まえ、消費者ニーズに あった商品の開発などにより、新たな需要の獲得を図ろうとする県内食料品製造業者 の取組への支援に要する経費として、

長崎フード・バリューアップ事業費

計

6,000万

129億 2,950万

|円の増

円の増

新型コロナウイルス感染症の長期化による事業への影響や、国内回帰を含むサプラ イチェーンの変化などに対応するため、県内製造業者が行う成長分野における事業拡 大や生産性向上等の取組への支援に要する経費として、

地場企業総合支援事業費

18億 2,000万 円の増

を計上しております。

# ◎経営支援課

事業承継に取り組む受け手側の事業者による経営資源の引継ぎの支援に要する経費 として、

中小企業経営改善推進事業費

2億 5,000万

円の増

中小企業者の経営基盤の安定化に向けた資金繰り支援等のための資金の貸付に要す る経費として、

金融対策貸付費

102億 6,000万

円の増

(融資枠

300億

円)

等を計上いたしております。

# ◎雇用労働政策課

県内企業が行う新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の雇用や、再就職に 向けた体験就労の支援に要する経費として、

離職者雇用支援事業費

2億 1,600万

円の増

を計上しております。

# (債務負担行為について)

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」については、令和2年度中における総額

1,500億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給しようとするものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。 令和2年9月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会 関係議案説明資料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)のうち関係部分であります。

#### 歳入予算は、

国 庫 支 出 3、584万 円の増 金 計 3,584万 円の増 合 歳出予算は、 水産 業 3,734万 円の増 合. 3,734万 円の増 計

となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

#### (長崎産水産物輸出倍増事業費について)

輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修、機器の整備等に対する支援を実施する経費として

長崎産水産物輸出倍増事業費 3,584万 円の増を計上いたしております。

#### (養殖業継続・再生緊急対策事業費について)

7月初旬の豪雨による海水の塩分濃度低下が原因とみられる島原市のアワビのへい 死対策として、養殖経営の継続のためアワビ種苗の購入等を支援する経費として

150万 円の増

養殖業継続・再生緊急対策事業費 を計上いたしております。

#### (繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

繰越明許費については、施工計画・設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の 年度内完了が困難であることから、

漁場水産基盤整備費7,800万円県営漁港水産基盤整備費1億5,330万円合計2億3,130万円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。



# 令和2年9月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会 関係議案説明資料

農林部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

## 歳入予算は、

	玉	庫	支	出	金	, Y		1	0億	3,	7 9	6万	9千円の増
	合	٠,			計			1	0億	3,	7 9	6万	9 千円の増
	歳出予算	は、				8						1 0	
	農		業		費		*	*	1億	9,	8 7	5万	7千円の増
	農	*	地		費	51			3億	2,	9 3	0万	円の増
	林		業		費			ika B	9億	7,	6 9	6万	1 千円の増
	農林	水産施	設災	害復	日費		,	y .	1億	6,	6 0	0万	円の増
	公共	土木施	設災	害復旧	∃費					5,	2 5	0万	円の増
	合	ų X			計	Je 401	*	. 1	7億	2,	3 5	1万	8 千円の増
չ	なってお	ります	-	14	ě				(0)				

まず、歳入予算についてご説明いたします。

# (国庫支出金について)

農地防災費、治山費、林業施設災害復旧費等に係る国庫負担金及び国庫補助金の増 に伴い、

国 庫 支 出 金 10億 3,796万 9千円の増 を計上いたしております。 次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

# (令和2年7月豪雨による被災への対応について)

令和2年7月豪雨により被災したハウス、農作物、林道、治山施設等の復旧に要する経費として、

	農村	地域定	往促	進対領	传費					8,	9 8	8万	17	円の増	
	営農	再開緊	《急支	爱対角	传費		8			2	2 4	6万	4 <del>T</del>	円の増	
	地す	べり	防止	対策	費				3億	2,	9 3	0万		円の増	
	Щ	地	治	山	費				2億	1,	0 0	0万		円の増	
	緊	急	治	Щ	費	5	X 192		7億	5,	4 5	4万	1 千	円の増	
90	林業	施設	災害	復⊫	費				1億	6,	6 0	0万	1	円の増	
2	林地养	虎防山	上施設災	後害復	日費	,		_		5,	2 5	0万		円の増	
ŗ	-1.1%	しても	an #-	ਰੇ ਹੈ								23			

を計上いたしております。

# (飲食店における衛生管理等改善推進事業費について)

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンド需要の減少に伴い売上げが 減少している飲食店等に対し、衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等を支 援するために要する経費として、

飲食店における衛生管理等改善推進事業費 1,215万 4千円の増 を計上いたしております。

# (農業大学校運営費について)

農業大学校学生寮の移転改築のための既存施設の解体工事におけるアスベストの除 去工事に要する経費として、

農業大学校運営費

7,450万 円の増

を計上いたしております。

# (県民の森整備管理費について)

長崎県民の森を災害発生時の避難所として利用するために必要な施設整備に要する 経費として、

県民の森整備管理費

1.242万 円の増

を計上いたしております。

## (繰越明許費について)

繰越明許費については、災害復旧にかかる国の交付決定の遅れや計画、設計及び工 法の変更による工事の遅延等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、

農	業	費		4		9,	500万	· 円
農	地	費	6	÷ .	5億	7,	370万	円
林	業	費		- 8 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	17億	4,	898万	円
公共土木旅	函設災害復 <sup>  </sup>	費		ė.		5,	250万	円
合		計	261	5	24億	7,	018万	円

の繰越明許費を設定するものであります。

# (債務負担行為について)

県営畑地帯総合農地整備費について、空池原地区における令和3年度の貯水施設工 事請負契約及び工事用仮設道路等の借地補償契約にかかる支払額の債務負担として、

2億 2,020万 円の増

を措置するものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜わりますようお願いいたします。



令和2年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の主な報告事項についてご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への各種支援施策につきましては、去る4月臨時県議会及び6月定例県議会でご承認をいただき、迅速に対応しているところであり、主な事業の実績等についてご報告いたします。

## (1) 資金繰り支援

3月2日に、県の制度融資「緊急資金繰り支援資金」を発動して以降、資金需要に 応じて融資枠を拡大しており、現在の融資枠は1,200億円となっております。

また、売上高が一定以上減少している中小企業者に対して、融資額4,000万円を上限に、当初3年間を実質無利子、保証料ゼロとすることで、負担軽減を図るとともに、県内各地で専門家による相談対応や融資申請書類の作成支援を行うなど、中小企業者が円滑に融資を受けられるよう努めております。

8月31日時点の長崎県信用保証協会の保証承諾実績は6,230件、約950億円となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化が懸念される中、今後とも資金需要の動向を注視しつつ、融資枠の確保や専門家による支援体制の拡充など、必要な対策を講じてまいります。

# (2)「新しい生活様式」の実践に向けた支援

「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を推進するため、小規 模事業者等が実施する感染症拡大防止に必要な経費を支援することとしており、9月 3日時点で9、919件の申請があっております。

当初の申請期間から約2か月延長し、10月30日まで申請を受け付けることとしており、今後とも本支援策のさらなる周知を図ってまいります。

あわせて、密閉された空間で経営せざるを得ないなど、感染拡大のリスクが比較的 高いとされる飲食店に対し、新たな換気設備等の導入や更新に要する経費に対しても 支援を拡充しており、これらを通じて、県内事業者の「新しい生活様式」早期実践に 努めてまいります。

## (3) 雇用の維持・創出への支援

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、9月3日時点の支給実績は201件、約3,300万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離職を余儀なくされた失業者に対して、短期の雇用機会を創出する「緊急雇用創出事業」につきましては、県において、令和2年度内に419名の新規雇用創出を目指して取り組んでおり、9月3日時点の雇用実績は、286名となっております。

引き続き、雇用調整助成金による雇用の維持や新規雇用創出による雇用の確保に努めてまいります。

「感染拡大防止」と「経済活動の回復」の両立を図るため、商工団体をはじめ各地域を訪問し、各種支援策の周知や「新しい生活様式」の早期実践に向けた協力依頼を行うとともに、県内企業や各業界団体に対しても、業種別ガイドラインのさらなる周知徹底を依頼したところであります。

感染症収束の先行きが見通せない情勢にあることから、引き続き、関係機関と連携 し、時機を捉えた支援策を講じてまいります。

## (新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち産業労働部関係では、基本戦略 1-1 「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、県内就職に対する県民の意識醸成を図るほか、県内企業と連携し、働きやすい職場づくりや情報発信に努めるなど、若者の県内就職・定着に取り組むとともに、県外大学等進学者のUターン就職支援を強化してまいります。

また、基本戦略 2-1 「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」においては、県内企業の新規参入や事業拡大を加速するため、技術力向上などを支援する航空機関連産業などの新たな基幹産業の創出や、良質な雇用の場の創出に向けた企業誘致などを推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて 検討を進めてまいります。

# (経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が8月に発表した月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち

直しの動きがみられる。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が7月に公表した県内金融経済概況によると、「改善に向けた動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き厳しい状況にある。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、厳しい受注環境が続くもとで、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては、厳しい受注環境が続くなかで、横ばい圏内で推移し、冷熱機器でも国内向けを中心に横ばい圏内で推移、大・中型モーターは振れを伴いつつも高めの水準を維持しております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準で推移しているものの、個人消費は、 飲食・宿泊等のサービスを中心に大幅に落ち込んだあと、足もとでは持ち直しの動き がみられております。

なお、令和2年5月から同7月まで直近3月間の企業倒産件数は10件で、昨年同 に比べて1件の増となっております。

また、7月の全国の有効求人倍率は、1.08倍と前月から0.03ポイント下回るとともに、本県においては、前月と同水準の0.93倍となっております。雇用情勢は、新型コロナウイルスの感染拡大により求人が減少しており、引き続き厳しい状況にあるとされております。

# (地場企業の支援について)

地場企業に対しては、今後成長が見込まれる分野における事業拡大や生産性向上に向けた企業間連携の取組を支援しており、去る8月7日には、IT分野において誘致企業と地場企業が連携して、画像処理などの高度なソフトウェア開発により受注の拡大を目指す計画や、県内企業が持つオゾンによる脱臭技術を活用し、ウイルス除去機能を持つ空気清浄機の開発などを目指す計画、また、航空機分野においては、航空機

エンジン部品の受注獲得に向けて企業間で連携する計画など、計5グループの事業計画を認定いたしました。

引き続き、企業間連携の取組等を支援し、成長分野における本県サプライチェーン の維持・強化に努めてまいります。

#### (食料品製造業の振興について)

食料品製造業の振興については、県内食料品製造業者の付加価値向上を図るため、 県内企業が取り組む商品開発や販路開拓などを支援することとしております。

去る7月20日には、島原手延そうめんと洋風のソースをセットにした「パスタ風トマトバジル素麺」を開発し、若年層への消費拡大を図ろうとする計画や、売れ行き好調な「高菜漬け」を活用し、ご飯や麺などに合わせるだけでおかずの1品となる新商品を開発し、自社ホームページの改修と併せ、通販体制を構築する計画など、5件を認定いたしました。

今後とも、販路を見据えて成長を目指す、県内企業の取組を支援してまいります。

## (海洋エネルギー関連産業の創出について)

再エネ海域利用法に基づき、昨年12月に指定を受けた五島市沖の促進区域については、国において、6月24日から、洋上風力発電事業者を選定するための公募が開始されたところであります。受付期間は12月24日までとなっており、計画の審査・評価を経て、令和3年6月に発電事業者が決定する予定であります。

また、去る7月3日、五島市沖に続く促進区域の指定に向けて、西海市江島沖を含む全国4海域が有望な区域に選定されました。県としましては、西海市や関係漁業者等で構成する法定協議会を設置するため、国と連携し、関係機関と協議を行っているところであり、関係者の合意形成が図られるよう丁寧な協議を行ってまいります。

## (企業誘致の推進について)

チャブ

去る7月7日、東京都に本社を置くChubb損害保険株式会社が、長崎市への立地を決定されました。同社は5年間で100人を雇用して、損害保険に関する情報処理業務や、保険金支払業務、経理財務業務等を行うこととされています。

また、8月24日には、平成28年に佐世保市へ立地したパーソルワークスデザイン株式会社と、新たな事業拠点の開設に関する立地協定を締結いたしました。同社は、佐世保市において3年間で新たに450人を雇用して、企業などから受託した経理業務やヘルプデスク業務、ヘルスケア、採用代行業務など多様なサービスを行うこととされています。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

#### (県内定着の促進について)

今春卒業した高校生の県内就職率については、先月、文部科学省が発表した学校 基本調査の速報値によると、県内の卒業者総数は12,161人で、就職者数が 3,475人、このうち県内就職数は2,279人で県内就職率は65.6%となっ ており、第1期総合戦略における目標値の65.0%を上回る結果となっております。

来春卒業の高校生の県内就職対策としては、新型コロナウイルス感染症の影響により採用選考のスケジュールが例年より1ヶ月後ろ倒しとなり、10月16日から採用試験が始まりますが、引き続きキャリアサポートスタッフや県内就職推進員によるきめ細かな支援を行うとともに、1回目の採用試験で希望が叶わなかった生徒に対するフォローアップにも力を注いでまいります。

また、県内企業への就職を促進するため、大学等在学中に受給した奨学金の返済を 支援する「長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業」については、昨年12月2 日から本年5月29日にかけ支援候補者の募集を行い、審査の結果、55名を認定い たしました。

今後とも、若者の県内定着促進や県内企業を支える優秀な人材の確保に向け取り組 んでまいります。

# (長崎県総合計画の数値目標の達成状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、産業労働部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

産業労働部関係の数値目標28項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、令和 元年度目標値を設定していないものなど10項目を除く18項目の令和元年度の進捗 状況は、

- 目標を達成したものが16項目
- ・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが2項目 となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。 令和2年9月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

水産部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第115号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」 であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第115号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「漁業 法等の一部を改正する等の法律」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであ ります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について)

新型コロナウイルスにかかる本県水産業への影響につきましては、主要漁協に聞き 取り調査を行ったところ、緊急事態宣言が出されていた4月から5月に比べると魚価 をはじめ流通面において回復傾向がみられるものの、引き続き、厳しい状況が続いて います。

このような中、県といたしましては、県産水産物の消費拡大対策として4月臨時会で議決をいただきました「水産物学校給食活用推進事業」などを活用した取組を積極的に進めているところです。

学校給食への食材提供については、6月下旬から養殖のブリやマダイの提供を開始 しており、今年度末までに県内外の小中学校等に約103万食を提供することとして おります。また、国の指定品目が拡大されたことを受け、地域の水産物を地元の学校給 食に供給していく地産地消の取組も市町と連携しながら進めてまいります。 併せて、産直ネットや県内量販店等での販促キャンペーンの実施、新商品やホテル 等での新メニュー開発など、水産物の消費拡大対策も引き続き取り組んでまいります。

このほか、6月定例会で議決をいただきました「漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業」により、各種制度の相談体制を整備する漁協への支援を行うこととし、事業申請を受け付けているところです。

加えて、国の『経営継続補助金』に上乗せ支援を行う「漁業経営継続支援事業」により、新型コロナウイルスの影響を克服するため、販路の回復・開拓や生産・販売方式の確立・転換などを行う漁業者への支援を行います。

なお、国の『経営継続補助金』につきましては、第一次募集において本県では761 件の申請がされました。

さらには、国が休漁対策として漁場保全活動等の取組を支援する「資源・漁場保全緊急支援事業」について、計画策定等の事業実施に向けたサポート体制を整備し、事業の活用を推進しているところです。

今後も、引き続き、市町や関係団体と連携のうえ、様々な対策の活用を図り、厳しい 状況を乗り切ることができるようしっかりと取り組んでまいります。

# (7月豪雨の被害状況について)

7月6日からの令和2年7月豪雨における水産関係の被害につきましては、県内全域で30件発生し、被害金額は2億3,460万円であります。

被害の内訳といたしましては、漁港施設が13件で1億7,110万円、漁船が13件で400万円、漁協施設が1件で4,000万円、養殖・蓄養魚介類が3件で 1,950万円でございます。

今後とも、漁業者のご意見を丁寧に聞き取り、再建に向けた支援を実施してまいります。

## (次期「長崎県水産業振興基本計画」について)

本県水産業を取り巻く環境は、水産資源の変動や新型コロナウイルスの感染症拡大 にともなう需要の減少、魚価の低迷などにより漁業経営は大きな影響を受けており、 漁業就業者の高齢化や減少も進んでいることから非常に厳しい状況にあります。

このような状況の中、現行の「長崎県水産業振興基本計画」が今年度に終期を迎える ため、現在策定中の県の新たな総合計画の個別計画として、令和3年度から5か年の 本県水産業の指針とする次期基本計画を策定することとしております。

策定に当たっては、学識経験者、公募委員等で構成する検討委員会を設置し、これまでに計画の骨子案等についてご議論いただいたほか、県内各地域において漁業者等との意見交換会を開催し、幅広いご意見、提言等をお伺いしてまいりました。

現在作成している計画の骨子案では、「漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成」「環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成」「資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり」「養殖業の成長産業化」「県産水産物の国内外での販売力強化」「多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力の創出」の6つの基本目標を掲げ、それに沿った事業群をお示ししているところであります。

今後、県議会を始め、関係の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、更に検討を進めてまいります。

# (長崎県漁業調整規則の改正について)

国は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上 と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立するため、資源管理措置並びに漁業許可 及び免許制度等の漁業生産に関する基本制度を一体的に見直すこととし、平成30年 12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律を公布し、施行日を令和2年12 月1日と定めています。 この漁業法の改正に伴い、県が制定する漁業調整規則においても、漁業の許可等に 関する規定について変更が必要となったため、漁業法の施行日までに改正を行おうと するものであります。

主な、改正内容としては、「漁業の許認可にあたっての公示制度」や「継続及び承継の許可制度」の導入、「許可の有効期間」を3年から5年に延長、「許認可を行なわない 適格性を有しない者」として暴力団等である場合や労働関係法令を遵守しない者の追加、違反者への「罰則強化」などとなっております。

この規則改正により、漁業許可制度をより安定的な制度とすることで、将来にわたって本県の漁業生産力の発展に努めてまいります。

## (長崎県水産業就業支援フェア等について)

本県ではこれまで新規漁業就業者の確保に向け、県外の漁業就業支援フェア等へ出展し、UIターン者の呼び込みや、技術習得支援等により就業者の確保に取り組んでまいりましたが、依然として水産業全体で深刻な人手不足の状況が続いております。

このため、県内高校生の地元水産業への就業を促進することを目的に、去る7月 17日、県立長崎鶴洋高校において県主催で2回目となる水産業就業支援フェア及び 水産業ガイダンスを開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策のため計画を変更し、対象者を鶴洋高校生のみに絞り規模を縮小しての開催となりましたが、沿岸漁業、遠洋・沖合漁業、卸売業、加工業、漁協など22団体に出展いただき、就職希望の3年生78名を対象に業務内容や仕事の魅力を紹介しました。

水産分野への進学を含め、将来の水産業への就職を視野に入れてもらう目的の水産 業ガイダンスでは、進学希望の生徒6名を対象に、長崎大学水産学部がリモートでガ イダンスを行い、予定時間が足りなくなるほど熱心に質問をする生徒の姿が見られま した。

参加した生徒からは「進路や就職について検討する良い参考になった。」、出展業者からも「コロナの影響がある中、貴重な機会だった。」とか、「今後も高校生との関わりを持ちたい。」と継続を期待する声が多く寄せられました。

今後も、県内高校生及び一般の求職者を対象として、定期的に開催することで水産 業界における就業者の確保と本県水産業の魅力発信に努めてまいります。

## (藻場回復に関する最近の動きについて)

去る8月1日、県庁において、長崎平和大使協議会主催の「長崎未来平和フォーラム 水産県長崎の未来をつくる2020」が開催されました。このフォーラムでは、「長崎 から始まる海の森づくり」をテーマに、「藻場人工魚礁の生態と有用水産資源への効 果」といった講演をはじめとして、藻場造成に関する様々な効果実証事例など有意義 な情報が提供されました。

また、8月4日には、藻場を食い荒らす食害魚であり、独特の臭みで食用に不向きとされてきた「イスズミ」の調理方法を考案し、食用利用拡大に向けて取り組んできた対馬市の犬束ゆかりさんが、藻場回復に繋がるとともに魚食普及等に貢献する活動として高く評価され、令和2年度食育推進活動の知事表彰を受賞されました。

さらに、8月7日には、壱岐市において、効果的に磯焼け対策関連事業を推進することを目的として、海藻の胞子を出す母藻が各地で不足している課題を克服するために、市内5漁協間で母藻を供給し合ったり、着底基質への種付けにおいて相互協力するといったネットワーク構築へ向けた連携協定が締結されました。

今後とも、このような効果的な取組が県下各地に広く展開していけるよう、県としても官民一体となって、引き続き藻場回復に努めてまいります。

#### (新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち水産部部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化を推進することとしております。基本戦略2-3「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、漁業者の経営力強化や資源管理の推進と漁場づくりのほか、養殖業の成長産業化や県産水産物の国内外における販売力の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。また、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域の活力と魅力にあふれる漁村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて 検討を進めてまいります。

# (長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、水産部関係

分については、お配りしている資料のとおりであります。

水案部関係分の数値目標22項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、令和元年度目標値を設定していないものなど7項目を除く15項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・目標を達成したものが12項目
- ・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと 整理したものが3項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 令和2年9月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農林部

農林部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

# (令和2年7月豪雨による農林業被害について)

令和2年7月豪雨による農林業の被害状況は、8月28日時点で、河川の氾濫などにより甚大な被害が発生した県央地域を中心に、農作物、農業用ハウス等が約3億5,550万円、農地・農道等が約35億9,900万円、林地・林道が約24億220万円で、総額で約63億5,670万円の被害額となっております。

県としましては、被害状況の把握や対応のため、被災直後から大村市へ農林部職員 を派遣したほか、農業団体と連携を図りながら、被害の拡大防止に向けた技術指導の 実施や被災農家に対する相談窓口を設置するとともに、被災農家への農業共済制度や セーフティネット資金等の貸付制度の周知等を行ってまいりました。

また、国においては、今回の豪雨災害が全国的に大きな被害をもたらしたことを受け、8月25日に激甚災害に指定し、また指定に先立ち7月30日には、農林水産関係被害への総合的な支援対策を打ち出したことから、市町や農業団体とともに被災農家に対し制度の周知を図るとともに、復旧に向けた事業の活用を支援しているところです。

今後も、被災農家に寄り添い、関係市町や関係団体との連携により速やかな災害復旧に努め、産地の1日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

# (新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところです。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち農林部部分では、基本戦略1-1「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」において、新規就農・就業者の増大や、農業所得1000万円以上を確保する経営体の育成など個別経営体の経営力強化を推進することとしております。基本戦略2-3「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、スマート農林業の導入による生産性の高い農林業産地の育成、産地の維持拡大に必要な生産基盤の整備や、加工・流通・販売対策の強化、また、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、農山漁村集落に人を呼び込み集落全体で稼ぐ仕組みづくりなどを推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有職者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて 検討を進めてまいります。

(第3期 新ながさき農林業・農山村活性化計画(仮称)(素案)について)

平成28年度からの本県農林業の振興方針を定めた「新ながさき農林業・農山村活性化計画」については、令和2年度に終期を迎えることから、令和3年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示した5か年計画として、「第3期 新ながさき農林業・農山村活性化計画 (仮称)」の策定検討を進めているところです。

策定にあたっては、農業者、消費者、学識経験者、公募委員等からなる策定委員会 を設置し、ご意見・ご提言をいただくとともに、地域の実情を踏まえた計画とするた め、県下7地区で地域別意見交換会を開催し、農業者や関係機関などの皆様からのご 意見等も伺いながら検討を行っているところです。 新計画においては、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の 実現を目指すことを基本理念として、現在、農林業・農山村を取り巻く環境の変化や 時代の潮流、施策の方向性や地域別振興方策など計画づくりに向けた各項目の検討・ 整理を進めているところです。

今後は、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお聞きしながらさらに検討を進め、 今年度中の策定を目指してまいります。

# (全国茶品評会における4年連続日本一の獲得について)

去る8月25日から28日までの4日間、「第74回全国茶品評会」が鹿児島県鹿児 むしせいたまりょくちゃ 島市で開催され、本県で主に生産されている「蒸し製玉緑茶」など8部門、119 点が出品され、外観、内質について、厳正な審査が行われました。

その結果、「蒸し製玉緑茶」の部門において東彼杵町の安田光秀さんが栄えある農林 水産大臣賞を獲得され、本県生産者が4年連続で日本一の栄光に輝くとともに、産地 賞においても東彼杵町が2位を獲得するなど好成績を収める結果となりました。

今回の品評会における好成績は、4年連続の日本一を目指し、県内の各産地が一丸 となって茶園の適切な管理や仕上げ作業に取り組むなど、農業者、農業団体及び行政 など関係皆様方のご努力の賜物です。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、消費低迷に伴う単価下落や、 県内各地の茶市が中止や延期となるなど大変厳しい販売状況にあることから、県とい たしましては、長崎県産品・特産品の総合情報・販売サイトe 一ながさき旬鮮市場に おいて、県産茶のインターネット販売を実施するとともに、長崎県茶業振興協議会と 連携し、県内の小学校を対象とした茶の淹れ方教室の開催、ティーパックの提供など の茶育活動や、ホテル等宿泊施設での茶の配布などの支援を行っているところです。

新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、今後とも茶業関係者の皆様と連携し、高い評価を得た「長崎玉緑茶」の県内外へのPRや首都圏での商談等を実施す

るなど、ブランド力の強化と販路拡大を図り、農業所得の向上につなげてまいります。

#### (ながさき農林業大賞について)

ながさき農林業大賞につきましては、地域の特色を活かした先進的な活動を展開し、成果を挙げられている農林業者・組織等を表彰することにより、県内の農林業経営の 改善意欲を助長するとともに、農林業・農山村の活力ある発展を促進するため、平成 18年度から県及び関係団体等からなる運営委員会の主催により実施しております。

去る9月4日の運営委員会において、トップファーマーの部や、いきいきファームの部など各部門に推薦のあった44点の中から、長崎県知事賞10点、運営委員会長賞9点、特別賞2点、合計21点を決定し、その中で最も優れた経営体として株式会社BTS. 園田(「トップファーマーの部」畜産部門)を農林水産大臣賞に決定いたしました。

なお、表彰式は新型コロナウイルス感染症の影響を見極める必要がありますが、現時点では11月14日に長崎市での開催を予定しております。

## (対馬農業協同組合の不祥事件と県の対応について)

対馬農業協同組合の元職員による共済金の不正流用事件につきましては、令和2年 6月県議会におきまして、業務改善命令に基づく同組合から県への報告期限を本年6 月末としたことをご報告していたところです。

同組合から県に対し提出された報告書について内容を確認したところ、事件の全容 解明、原因及び責任の所在の明確化、法令等遵守態勢の確立等再発防止に向けた業務 の改善等について妥当であると認められたことから、県は6月30日付で受理いたし ました。

具体的には、共済事故の偽装や共済契約の無断解約等の手口による不正な資金の流 用が、平成22年度から平成30年度までの9年間で総額17億7千6百万円に上る ことが報告されております。また、不正行為を許した管理統制上の問題として、元職 員が平成21年度当時は赤字であった農協の見かけ上の収益改善に貢献したため、通 常の人事異動を実施しなかったことなど、元職員に対する内部統制が機能しない状態 にあったことが明らかとなっております。

本件の責任について、同組合は、旧執行部、歴代の非常勤理事、歴代の監事の任務 懈怠によるものとしており、本年7月10日に設置した役員責任追及委員会において 責任範囲や責任追及の方法を検討していくこととしています。

同組合は、これら事件の全容等を踏まえ、法令等遵守態勢の確立、業務・管理体制 の確立、内部けん制機能の充実・強化等5項目で構成する業務改善計画を策定してお り、県といたしましては、定期的にその取組状況にかかる報告を求めてまいります。

また、県といたしましても今回の報告により明らかとなった不祥事の原因等を踏ま えて、検査における徴求資料の追加等を行い、不正の可能性が高い案件には集中的に 確認を実施するなど検査手法の改善を図り、県内農業協同組合の健全な運営を確保す るため、指導監督の充実に努めてまいります。

# (諫早湾干拓事業の開門問題等について)

諫早湾干拓農地の利用権の再設定が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、進行協議期日が去る7月27日に行われ、次回、弁論準備期日が10月12日に行われることとなっております。

また、この2者に対し、農業振興公社が農地の明け渡しを求めて提訴した土地明渡 請求事件につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去 る7月27日に行われ、次回、弁論準備期日が10月12日に行われることとなって おります。 県としては、引き続き、弁護士、国、農業振興公社と連携しながら適切に対処して まいります。

次に、平成22年に開門請求を認めた福岡高裁判決(確定)の勝訴原告に対して、 国がその執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、現在、福岡高 等裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る7月3日に行われ、次回、口頭弁論期 日が9月30日に行われることとなっております。

また、平成29年4月17日に、諫早市小長井町及び雲仙市瑞穂町の一部の漁業者が、開門を求めて提訴した長崎4次訴訟は、進行協議期日が去る7月27日に行われ、 次回、弁論準備期日が10月12日に行われることとなっております。

県としては、引き続き、訴訟の推移を見極めるとともに、開門しない方向で真の 有明海再生に向けた取り組みが進むよう、県議会や関係者の皆様とともに、適切に 対処してまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、農林部関係分については、お配りしている資料のとおりです。

農林部関係分の数値目標14項目のうち、令和元年度目標値を設定していないもの や現時点で実績が確定していないものなど5項目を除く9項目の令和元年度の進捗状 況は、

- ・ 目標を達成したものが4項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが4項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが1項目 となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。 以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農水経済委員会関係説明資料

(追加1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 1頁15行目から18行目までを削除し、次のように挿入する。】

9月11日時点の長崎県信用保証協会の保証承諾実績は6,481件、約982億円となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化が懸念される中、今後とも資金需要の動向を注視しつつ、融資枠の確保や専門家による支援体制の拡充など、必要な対策を講じてまいります。

【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 1頁21行目から23行目までを削除し、次のように挿入する。】

「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を推進するため、小規模事業者等が実施する感染症拡大防止に必要な経費を支援することとしており、9月16日時点で10,912件の申請があっております。

【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 2頁7行目から14行目までを削除し、 次のように挿入する。】

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、9月16日時点の支給実績は218件、約3,400万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、離職を余儀なくされた失業者に

対して、短期の雇用機会を創出する「緊急雇用創出事業」につきましては、県において、 令和2年度内に419名の新規雇用創出を目指して取り組んでおり、9月16日時点の 雇用実績は、325名となっております。

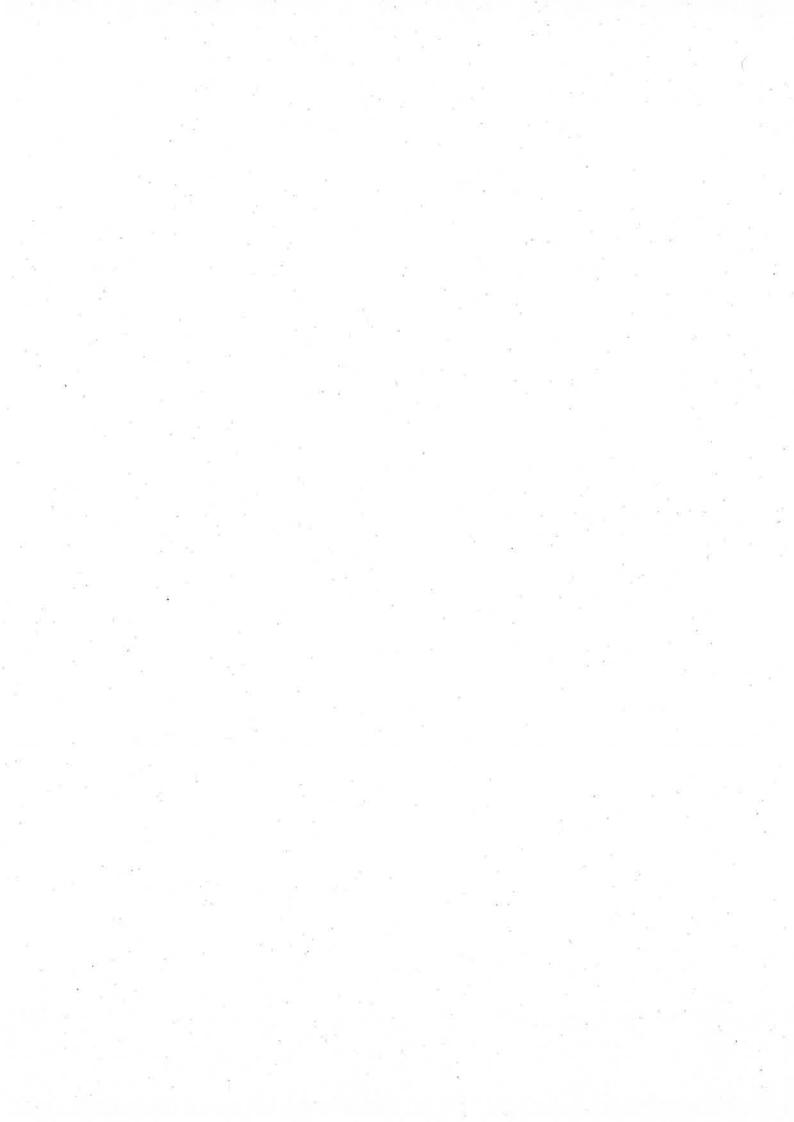
【農水経済委員会関係説明資料(産業労働部) 4頁2行目から14行目までを削除 し、次のように挿入する。】

また、本県の景気については、日銀長崎支店が9月に公表した県内金融経済概況によると、「改善に向けた動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き厳しい状況にある。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、厳しい受注環境が続くもとで、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては、厳しい受注環境が続くなかで、横ばい圏内で推移し、冷熱機器でも国内向けを中心に横ばい圏内で推移、大・中型モーターは振れを伴いつつも高めの水準を維持しております。

一方、需要面をみると、個人消費は、持ち直しの動きがみられており、公共投資は、 高水準で推移しております。

なお、令和2年6月から同8月まで直近3月間の企業倒産件数は9件で、昨年同時期に比べて1件の減となっております。



農水経済委員会関係説明資料

(追加1)

水產部

【農水経済委員会関係説明資料(水産部)の4頁9行目の次に、次のとおり挿入する。】

### (ながさき水産業大賞について)

ながさき水産業大賞は、水産業や漁村に対する県民の理解を深め、水産業者の励みとなる表彰事業として平成21年度から実施しており、本年度は、運営委員会を9月8日に開催し、13件の応募の中から各賞を選定いたしました。

「長崎県知事賞」につきましては、「魅力ある経営体部門」のうち、「経営強化の部」では、独自の販売ルート確立や、計画的な設備投資による所得向上を図り、コロナ時代にも対応できる経営を実践している対馬市の「赤木正男」氏、「技術・担い手の部」では、Uターンして事業承継後、従業員の労働環境整備、経営の多角化、さらに外国人技能実習生の受け入れ・交流など、地域における諸問題の解決にチャレンジしている雲仙市の「株式会社天洋丸」、「魅力ある漁村地域部門」では、船団としての団結力により、様々な環境変化を臨機応変に切り抜け、コロナ禍にあっても高い収益性を確保し、後継者育成にも成功している対馬市の「高浜船団」の3件が選定されました。

また、「長崎県漁連会長賞」につきましては、地区で初めて一本釣り・曳縄漁業の経営計画を策定し、ソナー導入や経費削減を図った経営を実現し、地域漁業者を牽引している五島市の「松下順也」氏、薬場回復の障害となっているイスズミの商品化に独自の工夫で成功し、その活動のさらなる拡大が期待される対馬市の「有限会社丸徳水産」、地元では手軽に食べられなかった養殖マグロの周年提供可能なシステムを民間主導で構築し、島内消費の拡大や観光客の増加に貢献した新上五島町の「上五島養殖マグロ振興協議会」の3件が選定されました。

このほか、松浦市の「株式会社三陽」、壱岐市の「箱崎漁業協同組合自営定置」、松浦市の「新松浦漁業協同組合青年部」の3件が「特別賞」に選定されました。

なお、表彰式は11月14日に長崎市にて開催を予定しており、受賞者の功績を称 え県民の皆様へ広く紹介し、水産業に対する理解を深めてまいります。



農水経済委員会関係議案説明資料 (追加1)

農林部

【農水経済委員会関係議案説明資料(農林部)の1頁20行目の次に、次のとおり挿入する。】

(令和2年台風第9号及び台風第10号による農林業被害について)

令和2年台風第9号及び台風第10号による農林業被害につきましては、9月16日時点で約17億3千万円となっており、特に、強風によるアスパラガスや花き、ミニトマトなどの農業用ハウスの被害が甚大で、被害件数904件、被害額が約5億7千8百万円と、平成16年以降最大の被害となっています。

その他、肉用牛などの畜舎・堆肥舎が235件、約1億5千3百万円、水稲やアスパラガスの倒伏、みかんや梨の落果や倒木、メロンやきゅうりの茎葉損傷など農作物被害が約3億9千4百万円となっており、今後調査が進むとともに件数・金額ともに増加するものと見込んでいるところです。

また、昨年の台風17号や先般の7月豪雨の際には、国において農業用ハウスの復旧や種子等の購入などの支援策が講じられたことから、今回の被害に対しても、9月16日に支援策を講じていただくよう国に対し要望を行ったところです。

県といたしましては、被害の全容把握に努めるとともに、被災された生産者に対し、 事業面での支援の検討に加えて、共済金の早期支払い要請のほか、被害を受けた農産 物の事後対策など、経営面・技術面においても、出来ることから実施しているところ であり、今後とも営農再建に向け被災農家に寄り添った対応を行ってまいります。

農水経済委員会関係説明資料

(追加2)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料(水産部)の3頁1行目の次に、次のとおり挿入する。】

(台風第9号及び台風10号による水産業被害について)

9月の台風9号及び10号は県内全域に大きな被害をもたらし、9月15日現在で 計949件、37億1,579万円の被害が確認されています。

被害の内訳といたしましては、漁港関係施設の被害が138件で28億6,710万円、漁場関係施設の被害が1件で、1億円、漁船の被害が296件で6,919万円、漁協施設等の被害が402件で1億1,822万円、養殖施設の被害が41件で7,421万円、養殖・蓄養魚介類の被害が29件で3億8,167万円、漁具の被害が9件で7,200万円、地方公共団体施設の被害が33件で3,340万円であります。

漁港関係施設では平漁港及び芦辺漁港等の浮桟橋の被災により島民の足となる定期 航路の運航に支障が生じていることから、早期の復旧に向けた取組を進めているとこ ろであります。

今後とも漁業者のご意見を丁寧に聞き取り、再建に向けた支援を実施してまいります。

農水経済委員会関係議案説明資料 (追加2)

農林部

【農水経済委員会関係議案説明資料(追加1)(農林部)の1頁3行目から18行目まで削除し、1頁2行目の次に、次のとおり挿入する。】

(令和2年台風第9号及び台風第10号による農林業被害について)

令和2年台風第9号及び台風第10号による農林業被害につきましては、9月24日時点で約20億2千3百万円となっており、特に、強風によるアスパラガスや花き、ミニトマトなどの農業用ハウスの被害が甚大で、被害件数914件、被害額が約6億2千4百万円と、平成16年以降最大の被害となっています。

その他、肉用牛などの畜舎・堆肥舎が261件、約2億3百万円、水稲やアスパラガスの倒伏、みかんや梨の落果や倒木、メロンやきゅうりの茎葉損傷など農作物被害が約4億6千1百万円となっており、今後調査が進むとともに件数・金額ともに増加するものと見込んでいるところです。

また、昨年の台風第17号や先般の7月豪雨の際には、国において農業用ハウスの 復旧や種子等の購入などの支援策が講じられたことから、今回の被害に対しても、支 援策を講じていただくよう9月16日に国に対し要望を行ったところです。

県といたしましては、被害の全容把握に努めるとともに、被災された生産者に対し、 事業面での支援の検討に加えて、共済金の早期支払い要請のほか、被害を受けた農産 物の事後対策など、経営面・技術面においても、出来ることから実施しているところ であり、今後とも営農再建に向け被災農家に寄り添った対応を行ってまいります。

農水経済委員会関係説明資料

(追加3)

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料(水産部)の2頁16行目の次に、次のとおり挿入し、2頁17行目から23行目を削除する。】

7月6日からの令和2年7月豪雨における水産関係の被害につきましては、県内全域で38件発生し、被害金額は3億4,068万円であります。

被害の内訳といたしましては、漁港関係施設が13件で1億2,688万円、漁船が13件で400万円、漁協施設が1件で4,000万円、養殖・蓄養魚介類が11件で1億6,980万円でございます。

【農水経済委員会関係議案説明資料(水産部)の追加2の1頁2行目の次に、次のと おり挿入し、1頁3行目から10行目を削除する。】

9月の台風9号及び10号は県内全域に大きな被害をもたらし、9月23日現在で 計1,276件、43億2,722万円の被害が確認されています。

被害の内訳といたしましては、漁港関係施設が139件で28億6,880万円、漁場関係施設が1件で1億円、漁船が296件で7,244万円、漁協施設等が437件で1億4,082万円、養殖施設が246件で2億5,435万円、養殖・蓄養魚介類が115件で7億6,501万円、漁具が9件で9,240万円、地方公共団体施設が33件で3,340万円であります。

予算決算委員会農水経済分科会 関係議案説明資料 (追加1)

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

本日、追加提案いたしました第121号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第8号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、台風第9号及び第10号により被害を受けた生産者等に対して、 経営継続のための施設復旧等を緊急的に支援するため、必要な予算を追加しようとする ものであります。

歳出予算は、

 水
 産
 業
 費

 合
 計

5,396万3千円の増

5,396万3千円の増

となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

### (養殖業継続・再生緊急対策事業費について)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厳しい経営状況の中、台風第9号及び第10 号により近年で最大規模の被害を受けた養殖業者に対し、経営継続のための施設復旧等 を緊急的に支援するための経費として

養殖業継続・再生緊急対策事業費 を計上いたしております。 5,396万3千円の増

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。 よろしくご審議のほどお願いいたします。

# 令和2年9月定例県議会(追加1)

予算決算委員会農水経済分科会 関係議案説明資料

農林部

本日、追加提案いたしました第121号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算 (第8号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、台風第9号及び第10号により被害を受けた生産者等に対して、 経営継続のための施設復旧等を緊急的に支援するため、必要な予算を追加しようとす るものであります。

歳出予算は、

農 業 費 2億 3,343万 3千円の増合 計 2億 3,343万 3千円の増 となっております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

#### (農村地域定住促進対策費について)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い経済活動が停滞する中、台風第9号及び 第10号により近年で最大規模の被害を受けた農業用ハウス等について、農業者等が 営農を継続するための施設復旧等を緊急的に支援するために要する経費として、

農村地域定住促進対策費 2億 3,343万 3千円の増 を計上いたしております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。 よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。